高等学校学習指導要領解説 家庭編

平成30年7月

文 部 科 学 省

第2部 主と	: して専門学科において解説される教科「家庭」	
第1章 総	急說	1
第1節	改訂の経緯及び基本方針	1
1	改訂の経緯	1
2	改訂の基本方針	2
第2節	家庭科改訂の趣旨及び要点	6
1	改訂の趣旨	6
2	改訂の要点	10
第3節	教科の目標	13
第4節	教科の科目構成	17
1	科目の構成	17
2	内容の改善を図った科目	17
第2章 家	庭科の各科目	19
第1節	生活産業基礎	19
第1	目標	19
第2	内容とその取扱い	20
1	内容の構成及び取扱い	20
2	内容	21
第2節	課題研究	29
第1	目標	29
第 2	内容とその取扱い	30
1	内容の構成及び取扱い	31
2	内容	31
第3節	生活産業情報	35
第1	目標	
第 2	内容とその取扱い	36
1	内容の構成及び取扱い	
2	内容	37
第4節	消費生活	42
第1	目標	
第 2	内容とその取扱い	43
1	内容の構成及び取扱い	
2	内容	44
第5節	保育基礎	51
第1	目標	
第2	内容とその取扱い	
1	内容の構成及び取扱い	
2	内容	53

第6節	保育実践	60
第1	目標	60
第2	内容とその取扱い	61
1	内容の構成及び取扱い	61
2	内容	62
第7節	生活と福祉	66
第1	目標	66
第2	内容とその取扱い	67
1	内容の構成及び取扱い	67
2	内容	67
第8節	住生活デザイン	73
第1	目標	73
第2	内容とその取扱い	74
1	内容の構成及び取扱い	74
2	内容	75
第9節	服飾文化	83
第1	目標	83
第2	内容とその取扱い	84
1	内容の構成及び取扱い	84
2	内容	85
第 10 節	ファッション造形基礎	88
第1	目標	88
第2	内容とその取扱い	89
1	内容の構成及び取扱い	89
2	内容	89
第 11 節	ファッション造形	95
第1	目標	95
第2	内容とその取扱い	95
1	内容の構成及び取扱い	96
2	内容	97
第 12 節	ファッションデザイン 1	03
第1	目標 1	03
第2	内容とその取扱い1	04
1	内容の構成及び取扱い1	04
2	内容 1	05
第 13 節	服飾手芸 1	11
第1	目標 1	11
第2	内容とその取扱い1	12

1	内容の構成及び取扱い	112
2	内容	112
第 14 節	フードデザイン	116
第1	目標	116
第2	内容とその取扱い	117
1	内容の構成及び取扱い	117
2	内容	118
第 15 節	食文化	125
第1	目標	125
第2	内容とその取扱い	126
1	内容の構成及び取扱い	126
2	内容	126
第 16 節	調理	131
第1	目標	131
第2	内容とその取扱い	132
1	内容の構成及び取扱い	132
2	内容	133
第 17 節	栄養	138
第1	目標	138
第2	内容とその取扱い	139
1	内容の構成及び取扱い	139
2	内容	139
第 18 節	食品	146
第1	目標	146
第2	内容とその取扱い	147
1	内容の構成及び取扱い	147
2	内容	147
第 19 節	食品衛生	154
第1	目標	154
第2	内容とその取扱い	155
1	内容の構成及び取扱い	155
2	内容	155
第 20 節	公衆衛生	162
第1	目標	162
第2	内容とその取扱い	163
1	内容の構成及び取扱い	163
2	内容	163
第 21 節	総合調理実習	171

第	1 目標171
第	2 内容とその取扱い172
1	内容の構成及び取扱い172
2	内容 173
第3章	各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い177
第11	節 指導計画の作成に当たっての配慮事項177
1	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善177
2	原則履修科目 179
3	各科目の履修に関する配慮事項179
4	地域や産業界等との連携・交流179
5	障害のある生徒などへの指導上の配慮180
第21	節 内容の取扱いに当たっての配慮事項182
1	言語活動の充実182
2	コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用182
第31	節 実験・実習の実施に当たっての配慮事項183
第41	節 総則関連事項 184
1	道徳教育との関連(総則第1款2(2)の2段目)184
2	専門教科・科目の標準単位数 184
3	学校設定科目 185
4	専門学科における各教科・科目の履修185
5	職業を主とする専門学科に関して配慮すべき事項187
6	職業に関する教科・科目についての配慮事項188

第 2 部

主として専門学科において開設される教科「家庭」

第1章 総説

第1節 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

今の子供たちやこれから誕生する子供たちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

こうした変化の一つとして、進化した人工知能(AI)が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする IoT が広がるなど、Society5.0 とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測もなされている。また、情報化やグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、変化の先行きを見通すことが一層難しくなってきている。そうした予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に平成34(2022)年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、 他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を 実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中 で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

このことは、本来我が国の学校教育が大切にしてきたことであるものの、教師の世代交 代が進むと同時に、学校内における教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々 な経験や知見をどのように継承していくかが課題となり、子供たちを取り巻く環境の変化 により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにそ の実現を委ねることは困難になってきている。

こうした状況の下で、平成26年11月には、文部科学大臣から、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。)を示した。

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申においては, "よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る"という目標を学校と社会が共有し, 連携・協働しながら, 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し, 学習指導要領等が, 学校, 家庭, 地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」とし

ての役割を果たすことができるよう,次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに, 各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・ マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と,教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施,学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策) これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校 学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育 要領及び小学部・中学部学習指導要領を公示した。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の関係規定について改正を行ったところであり、今後、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒(単位制による課程にあっては、同日以降入学した生徒(学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))から年次進行により段階的に適用することとしている。また、それに先立って、円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

2 改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力,判断力,表現力等の育成とのバランスを重視する平成 21 年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で,知識の理解の質を更に高め,確かな学力を育成すること。
- ③ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社

会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え,自らの可能性を発揮し,よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であること,こうした力は全く新しい力ということではなく学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であることを改めて捉え直し、学校教育がしっかりとその強みを発揮できるようにしていくことが必要とされた。また、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等とをバランスよく育成してきた我が国の学校教育の蓄積を生かしていくことが重要とされた。

このため「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」、イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」、ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵(かん)養)」の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図るよう提言がなされた。

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために 学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教 材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つ の柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要である。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進めにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改

善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)とは、我が国の優れた教育実践 に見られる普遍的な視点を学習指導要領に明確な形で規定したものである。

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際,以下の点に留意して取り組むことが重要である。

- ① 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を 育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進 めるものであること。
- ② 各教科等において通常行われている学習活動(言語活動,観察・実験,問題解決的な学習など)の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ③ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ④ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- ⑤ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、 確実な習得を図ることを重視すること。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。以下同じ。)、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことが求められる。これらの取組の実現のためには、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。

このため、総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目

標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努める」ことについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

このほか, 言語能力の確実な育成, 理数教育の充実, 伝統や文化に関する教育の充実, 道徳教育の充実, 外国語教育の充実, 職業教育の充実などについて, 総則や各教科・科目等において, その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

第2節 家庭科改訂の趣旨及び要点

1 改訂の趣旨

平成28年12月21日の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの高等学校の主として専門学科において開設される教科「家庭」(以下専門教科「家庭」という。)の改訂も、これらを踏まえて行ったものである。

中央教育審議会答申の中で,職業に関する各教科・科目の改善については,次のように示された。

I 職業に関する各教科・科目

(1) 現行学習指導要領の成果と課題を踏まえた産業教育の目標の在り方

①現行学習指導要領の成果と課題

- 農業,工業,商業,水産,家庭,看護,情報,福祉から成る職業に関する各教科(以下「職業に関する各教科」という。)においては,各教科の指導を通して,関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み,社会や産業を支える人材を輩出してきたが,科学技術の進展,グローバル化,産業構造の変化等に伴い,必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため,これらへの対応が課題となっている。
- また、職業に関する各教科においては、専門的な知識・技術の定着を図るとともに、 多様な課題に対応できる課題解決能力を育成することが重要であり、地域や産業界と の連携の下、産業現場等における長期間の実習等の実践的な学習活動をより一層充実 させていくことが求められている。あわせて、職業学科に学んだ生徒の進路が多様であ ることから、大学等との接続についても重要な課題となっている。

②課題を踏まえた産業教育の目標の在り方

○ このような中、産業教育全体の目標の考え方については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて、三つの柱に沿って次のように整理することができる。

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせた実践的・体験的な学習活動を通して、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ・ 各職業分野について(社会的意義や役割を含め)体系的・系統的に理解させるとと もに、関連する技術を習得させる。
- ・ 各職業分野に関する課題(持続可能な社会の構築,グローバル化・少子高齢化への対応等)を発見し,職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を育成する。
- ・ 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学 び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成する。
- これらを構成する要素のうち、例えば、「倫理観」や「合理的」等は、従来、学習指

導要領において明示してきた重要な要素である。一方で、「職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学ぶ」、「社会貢献」、「協働的に取り組む」は、社会や産業における新たな課題の解決に向けて多くの人と協力して挑戦し粘り強く学び続けることや、広い視野でよりよい社会の構築に取り組むことが重要であることから明示した。

③産業教育における「見方・考え方」

○ また、産業教育の特質に応じた「見方・考え方」については、教科ならではの物事を 捉える視点や考え方であり、三つの柱で整理していく資質・能力を育むため、各教科に 関連する職業を踏まえて検討を行った。

その結果,社会や産業に関する事象を,職業に関する各教科の本質に根ざした視点で捉え,人々の健康の保持増進や快適な生活の実現,社会の発展に寄与する生産物や製品,サービスの創造や質の向上等と関連付けることなどに整理することができる。

○ 各教科の目標や「見方・考え方」については、前述の産業教育全体の目標の考え方や 「見方・考え方」を踏まえ、各産業の特質に応じて整理することが必要である。

(2) 具体的な改善事項

①教育課程の示し方の改善

i) 資質・能力を育成する学びの過程についての考え方

- 前述の三つの柱に沿った資質・能力を育成するためには、産業教育において従前から 実施されている具体的な課題を踏まえた課題解決的な学習の充実が求められる。
- このような学習については、解決すべき職業に関する課題を把握する「課題の発見」、関係する情報を収集して予想し仮説を立てる「課題解決の方向性の検討」、「計画の立案」、計画に基づき解決策を実践する「計画の実施」、結果を基に計画を検証する「振り返り」、といった過程に整理することができる。この過程においては、例えば、「課題の発見」では、学びに向かう力や人間性として、よりよい社会の構築に向け課題を発見しようとする態度が、「計画の実施」では、思考力・判断力・表現力として、専門的な知識・技術を活用する力が育まれることが想定される。
- ここで整理した過程はあくまでも例示であり、各過程を行き来して学習活動が行われるものであることに留意する必要があるが、これらの過程において、先述した三つの柱に基づき整理した資質・能力の育成を図ることができる。

ii)科目構成の構造

- 今回の改訂においては、産業教育で育成する資質・能力を踏まえ、各教科で指導すべき共通の内容を整理し、これを各教科共通の基礎的・基本的な内容として各教科の原則 履修科目などの基礎的科目において扱うことが求められる。
- また、産業教育に関する各教科の科目構成については、基礎的科目において各教科に関する基礎的・基本的な内容を理解させ、それを基盤として専門的な学習につなげ、「課題研究」等で更に専門的な知識・技術の深化、総合化を図るという現行の考え方を継続し、改訂を進めることが必要である。

②教育内容の改善・充実

○ 今回の改訂においては、前述のような資質・能力の育成を前提に、社会や産業の変化の状況等や学校における指導の実情を踏まえて、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応についての視点から改善を図ることが求められる。また、こうした社会や産業の変化の状況等に対応する観点からも、経営等に関する指導についてはより重要となっており、例えば、農林水産業などの各産業においては、経営感覚に優れた次世代の人材の育成に向けた指導の充実などが求められる。

③学習・指導の改善充実や教育環境の充実等

i)「主体的・対話的で深い学び」の実現

○ 産業教育においては、企業等と連携した商品開発、地域での販売実習、高度熟練技能者による指導など、地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を重視してきた。

(「主体的な学び」の視点)

・ 企業等での高度な技術等に触れる体験は、キャリア形成を見据えて生徒の学ぶ意欲を 高める「主体的な学び」につながるものである。

(「対話的な学び」の視点)

・ 産業界関係者等との対話,生徒同士の協議等は,自らの考えを広げ深める「対話的な学び」につながるものである。

(「深い学び」の視点)

- ・ また、社会や産業の具体的な課題に取り組むに当たっては、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、よりよい製品の製造やサービスの創造等を目指すといった「深い学び」につなげていくことが重要である。「深い学び」を実現する上では、課題の解決を図る学習や臨床の場で実践を行う「課題研究」等の果たす役割が大きい。
- これらの学びを実現するためには、地域や産業界等との連携が重要であり、産業教育においては、今後とも地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を充実し、アクティブ・ラーニングの三つの視点から、これらの学習活動を再確認しながら、不断の授業改善に取り組むことが求められる。

ii)教育環境の充実

(産業界等との連携)

○ 地域や産業界等と連携した実験・実習などの実践的・体験的な学習活動は、アクティブ・ラーニングの三つの視点を踏まえた学びを実現する上でも重要なものであることから、地域や産業界等との連携がより一層求められる。このような連携を促進するためには、各地域の産業教育振興会等と協力して、定期的に学校と産業界等が情報交換を行うとともに、教育委員会、地方公共団体の関係部局、経済団体等が協力し、インターンシップの受入れや外部講師の派遣の調整を行うなどといった取組も期待される。

また, (2)①ii) で述べた職業に関する各教科で指導すべき共通の内容については, より充実した指導を行うため,例えば,関係の団体に働き掛け,校長会等の協力を得な がら副教材を作成することなど、各学校の取組を支援することが期待される。

(中学校や大学等との接続)

- 研修を通じて中学校の教員が職業の多様性や専門高校について理解を深めること や,産業教育フェア等の取組によって,中学生の主体的な進路選択に資するよう,専門 高校での学習に対する理解・関心を高めるこも求められる。
- 現在実施されている大学入学者選抜は、共通教科を中心としていることが多いため、 アドミッション・ポリシー等に応じ、専門高校での学びを積極的に評価できる入学者選 抜の実施の拡大が望まれる。また、農業大学校や職業能力開発大学校などの省庁系大学 校等との連携・協力の促進等も求められる。

(教員研修等の充実)

○ 教員の資質・能力を向上させるための研修の機会等の充実,大学が教育委員会等と連携した教員養成課程の充実,実務経験の豊富な社会人の活用が求められる。

(実験・実習の環境整備)

○計画的な施設・設備の改善・充実・更新,生産や販売実習等の学習活動を円滑に実施するための地方公共団体における関係する財務規則等の整理などの環境整備が求められる。

また、専門教科「家庭」に関しては、次のように示された。

I 職業に関する各教科・科目

(2) 具体的な改善事項

②教育内容の改善・充実

○ 資質・能力の育成に向けた職業に関する各教科等の教育内容については、次の方向 で改善・充実を図る。

[家庭]

- 少子高齢化,食育の推進や専門性の高い調理師養成,価値観やライフスタイルの多様化,複雑化する消費生活等への対応などを踏まえ,生活産業を通して,地域や社会の生活の質の向上を担う職業人を育成するため,次のような改善・充実を図る。
 - 調理師法施行令,調理師法施行規則の改正(平成27年4月1日施行)に伴う科目の再編成
 - ・ 食育の推進等、食に関する学習の充実
 - ・ 子供の発達や地域の子育て支援に関する学習の充実
 - ・ 高齢期の衣食住生活の質の向上を図る学習の充実
 - ・ 複雑化する経済社会や消費生活の理解に関する学習の充実
 - ・ 生活文化の伝承・創造に関する学習の充実
 - ・ 職業人としてのマネジメント能力の育成に関する学習の充実

専門教科「家庭」については、以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事項に基づき、改訂した。

2 改訂の要点

(1) 教科及び科目目標の改善

中央教育審議会の答申に示された学習指導要領等改訂の基本的な方向性及び各教科 等における改訂の具体的な方向性を踏まえ、専門教科「家庭」については、次のよう に改善を図っている。

教科目標及び科目目標については、今回の改訂の基本方針を踏まえ、育成を目指す 資質・能力を三つの柱により明確にし、教科及び科目の全体に関わる目標を柱書とし て示すとともに、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理 し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、 判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示すこととした。ま た、(1)から(3)までに示す資質・能力の育成を目指すに当たり、質の高い深い学びを 実現するために、専門教科「家庭」の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(見方・ 考え方)を働かせることを示した。

教科目標については, 次のように改めた。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を 身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ 創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この教科目標の柱書に示した「見方・考え方」は、専門教科「家庭」の 21 科目の目標 と密接な関連をもつものであると同時に、包括的に示しており、指導内容によって重点 の置き方が変わったり異なる視点を用いたりする場合があるが、基本的には次のように 整理した。

「見方・考え方」については,第2部第1章第2節において示されているように産業教育全体としては,「社会や産業に関する事象を,職業に関する各教科の本質に根ざした視点で捉え,人々の健康の保持増進や快適な生活の実現,社会の発展に寄与する生産物や製品,サービスの創造や質の向上等と関連付けること。」と整理している。これを踏まえ,専門教科「家庭」では,「衣食住,保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を,協力・協働,健康・快適・安全,生活文化の伝承・創造,持続可能な社会の構築等の視点で捉え,生活の質の向上や社会の発展と関連付けること。」と整理している。

(2) 内容の改善

ア 〔指導項目〕について

今回の改訂では、専門教科に属する全ての科目の「2. 内容」において〔指導項目〕 として「(1)、(2)」などの大項目や「ア、イ」などの小項目を示すこととし、柱書は、 「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」 と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三 つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、専門教科は学科や課程を問わず、様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示すこととしている。

イ 学習内容の改善

専門教科「家庭」については、少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応などを踏まえ、生活産業を通して、地域や社会の生活の質の向上を担う職業人を育成するよう学習内容等の改善・充実を図った。

特に、生活産業における将来のスペシャリストに必要な資質・能力を育成する視点を一層重視し、原則履修科目である「生活産業基礎」において、職業人に求められるマネジメントの重要性に着目した指導の工夫を図ることを新たに明示した。

また、次のような学習の改善・充実を図った。

- ①子供の発達や地域の子育て支援に関する学習の充実
- 保育や子育て支援について、子供の文化を含めて保育の基礎を学ぶ「保育基礎」 と、その発展として、単に子供と触れ合うだけでなく、保育者の視点を踏まえた実 習に重点を置いた「保育実践」に整理統合し、学習内容の充実を図った。
- ②高齢期の衣食住生活の質の向上を図る学習の充実
- 「生活と福祉」では、人間の尊厳と自立生活支援の考え方という項目を設け、認知症への理解を深めることを明示した。また、高齢者への生活支援サービスの実習として、調理、被服管理、住環境の整備などの家事援助に加え、見守りや買物を新たに追加し、学習内容の充実を図った。
- ③食育の推進や調理師養成など食に関する学習の充実
- 「フードデザイン」では、災害などの非常時を想定し、備蓄食の準備やそれを活用した調理ができるよう、災害時の食事計画についても扱うことを新たに明示した。
- 「食文化」では、食文化と食育という項目を新たに設け、食文化の発展に食育が果たす役割を扱うことを明示するなど、食育の推進に関する学習内容の充実を図った。
- 「総合調理実習」を新設し、調理師養成における大量調理やサービスに関する学 習内容の充実を図った。
- ④ライフスタイルの多様化に伴う生活産業の発展に関する学習の充実
- 「生活産業基礎」に、ライフスタイルの変化と生活産業という指導項目を設け、 社会の変化とライフスタイルの多様化に関する学習内容の充実を図った。
- ⑤生活文化の伝承・創造に関する学習の充実

○ 「生活産業基礎」に、伝統産業に係る項目を新たに追加し、現状と課題や今後の 展望について扱うことを明示した。

(3) 科目構成の改善

科目構成については、地域の子育て支援や高齢者の自立生活の支援など少子高齢化への 対応、食育の推進や専門性の高い調理師養成への対応、価値観やライフスタイルの多様化、 複雑化する消費生活等への対応、グローバル化を踏まえた生活文化の伝承・創造への対応 など、衣食住、ヒューマンサービスなどに関わる生活産業のスペシャリストとして必要な 資質・能力を育成する観点から、改善を図った。

具体的には、「総合調理実習」を新設するとともに、「子どもの発達と保育」と「子ども文化」を「保育基礎」と「保育実践」に整理統合した。また、「リビングデザイン」を「住生活デザイン」に名称変更を行い、従前の20科目を次の21科目に改めた。

生活産業基礎,課題研究,生活産業情報,消費生活,保育基礎,保育実践,生活と福祉,住生活デザイン,服飾文化,ファッション造形基礎,ファッション造形,ファッションデザイン,服飾手芸,フードデザイン,食文化,調理,栄養,食品,食品衛生,公衆衛生,総合調理実習

第3節 教科の目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を 身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ 創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この目標は、専門教科「家庭」に属する各科目の目標と密接な関連をもつものであり、 育成すべき資質・能力を明確に示しているものである。また、専門教科「家庭」の 21 科目 全ての科目の目標を包括して示している。

今回の改訂においては、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化等に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているという背景を踏まえ、専門教科「家庭」としては、衣食住、保育、家庭看護や介護などのヒューマンサービスに関わる生活産業のスペシャリストを育成するために、少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等の様々な課題に対応し、専門的な知識・技術の定着を図るとともに、これらの多様な課題に対応できるよう、職業人としての課題解決能力を育成する視点を明確にした。

なお、教科目標は、改訂の基本方針を踏まえ、育成を目指す資質・能力を三つの柱に整理し、教科の全体に関わる目標を柱書として示すとともに、(1)として「知識及び技術」を、(2)として「思考力、判断力、表現力等」を、(3)として「学びに向かう力、人間性等」を示している。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

教科目標のこの部分は、専門教科「家庭」で育成を目指す目標のうち柱書として示された箇所である。従前の目標の趣旨を継承しつつ、「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という、育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理している。

この柱書は、前段と後段の2段階で構成されている。前段は、「家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して」という部分で、専門教科「家庭」の特質に応じた学び方を示している。**家庭の生活に関わる産業**と

は、衣食住、保育、家庭看護や介護などヒューマンサービスに関連する産業を、専門教科 「家庭」の学習において、人間の生活を支える生活産業や職業の視点から捉えた産業であ ることを意味している。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、質の高い深い学びを実現するために、専門教科「家庭」の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を働かせることを意味している。専門教科「家庭」における見方・考え方は、「生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会の発展と関連付けること」と示している。この「見方・考え方」を支えているのが、専門教科「家庭」の学習において身に付けた三つの柱といえる。「知識及び技術」を活用したり、「思考力、判断力、表現力等」や「学びに向かう力、人間性」を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え、思考することにより、物事を捉える視点や考え方も豊かなものになっていく。また、この「見方・考え方」は、「社会に開かれた教育課程」の観点を踏まえ、教科の学習の中だけで働くものではなく、職業人として社会に出てから重要な働きをするものとなるよう、普段の授業を見直すことが求められる。

実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通してとは、専門教科「家庭」においては、 従前と同様に、実験・実習を重視しており、資質・能力の育成において、これらが密接に 関わることを示している。実践的・体験的な学習活動を通して、保育、家庭看護や介護な どに関する知識と技術の中にある学問に基づく理論や子供や高齢者に重点を置いた人間の 発達や心理などを学び取り、課題解決に向けて創意工夫をする経験を積み重ねる必要があ る。したがって、実践的・体験的な学習の意義とねらいを生徒が十分理解し、単なる方法 としての技術を習得することにとどまるのではなく、その根底にある理論を理解できるよ うにすることが重要である。特に、就業体験活動などを積極的に取り入れ、実社会や職業 との関わりを通じて望ましい勤労観、職業観を育成し、生活産業に従事するスペシャリス トとして社会で働くことを通して社会の発展に寄与しようとする実践的な態度の育成を図 ることが重要であることを意味している。

次に、後段の生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力とは、専門教科「家庭」の各分野の学習が、衣食住、保育、家庭看護や介護などの各分野の充実発展に役立つことや、生活産業の発展に寄与することのみでなく、生活の中での価値観の形成やライフスタイルの創造とともに、生活の質の向上を図り、広く社会の発展に貢献するものでなくてはならないことを示している。また、生活産業は地球環境問題や希薄な人間関係などの現代社会の影の部分にも配慮し、人類全体の福祉の向上と社会全体の発展に寄与できるものでなければならない。このように考えることが、職業人として必要な資質・能力として重要であることを意味している。

(1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

目標の(1)は、専門教科「家庭」の学習において、人間の生活を支える生活産業や職業の

視点から、必要な知識と技術を習得できるようにすることを意味している。

生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付 **けるようにする**とは、人間の生活を支える生活産業や職業の視点から、将来のスペシャリ ストとして必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させることを示している。人々はも のの豊かさから心の豊かさを重視するようになり、消費者のニーズは多様化し個別化して いることや科学技術や産業の発展に伴って、衣食住、保育、家庭看護や介護などに関する 知識は多岐にわたり、技術はより高度になってきていることなど、生活産業を担う将来の スペシャリストとしての専門性が一層求められる。このような状況に対応するために、衣 食住,保育,家庭看護や介護などに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け,子供 や高齢者をはじめとする生活者への理解を深めることができるようにするとともに、産業 や職業に対する関心をもち、生涯にわたって学び続けようとする意欲と態度、学び方など を確実に身に付けることが重要である。と同時に、知識や技術を断片的に習得するのでは なく、相互に関連付けることが重要であることを意味している。また、生活産業を担う将 来のスペシャリストとして、生活産業の社会的な意義や役割について、家事の社会化・外 部化や少子高齢社会の進展とともに,環境問題,消費者問題などの生活に関わる諸課題の 解決に向けて、衣食住、保育、家庭看護や介護などに関わる生活産業が産業構造の中でど のような意義をもち、どのような役割を果たしているかを理解し、生活産業が生活文化の 伝承と創造に寄与していることを理解できるようにすることが大切であることを意味して いる。

(2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

目標の(2)は、専門教科「家庭」において習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、 判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、専門教科「家庭」においては、科学技術や産業の発展に主体的に対応できる人間の育成を目指しており、特に、自ら課題を発見し、解決の方策を探り、計画を立てて実践するという問題解決的な学習が重要であることを意味している。また、解決の方法は、専門教科「家庭」の学習を通して身に付けた衣食住、保育、家庭看護や介護などに関する知識や技術に基づく科学的で論理的な解決方法を用いること、すなわち合理的かつ創造的に解決することが重要であることを意味している。さらには、生活産業に従事する者として、職業人に求められる倫理観や規範意識に基づいて解決できるようにすることが重要であることを意味している。

また、家庭を取り巻く環境が変化し、人々がそれぞれの価値観に基づき生活に必要な物資やサービスを選択、購入、活用しているが、それらの物資やサービスを提供する側として、基本的に安全や衛生に配慮するなどの社会的責任があることを理解する必要がある。また、多様化し高度化する消費者のニーズに対応しつつ、例えば、環境

保全などの実社会での動きを踏まえることの重要性を認識するとともに、将来のスペシャリストとなる自覚を高め、望ましい勤労観、職業観の育成を目指すことが重要である。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

目標の(3)は、専門教科「家庭」の学びを通じて、職業人としての人間性を高め、将来の職業生活が充実したものとなるよう、生涯にわたって主体的に学び続ける態度と協働して社会に寄与する態度を育成することを明確にしたものである。

職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、激しく変化し続ける社会の状況を常に把握し、それに対応すべく新たな課題解決の方法を考え、その解決に向けて、多くの人と協力して挑戦し粘り強く学び続けることや、広い視野でよりよい社会の構築に取り組むことが重要であることを意味している。

また,こうした資質・能力は,専門教科「家庭」の学習のみにとどまるものではなく, 生活産業に従事しながら,新たな課題解決のために学び続けることによって磨かれていく ものであることを理解させ,生涯にわたって学ぶ意欲をもち続けることの重要性を認識さ せなければならない。

第4節 教科の科目構成

1 科目の構成

専門教科「家庭」は、次に示す 21 科目で構成されている。科目の新設、整理統合、名 称変更など改訂前の科目との関連については、次の新旧科目対照表に示すとおりである。

新旧科目対照表

改 訂	改 訂 前	備考
生活産業基礎	生活産業基礎	(原則履修科目)
課題研究	課題研究	(原則履修科目)
生活産業情報	生活産業情報	
消費生活	消費生活	
保育基礎	子どもの発達と保育	整理統合
保育実践 ————————————————————————————————————	子ども文化	整理統合
生活と福祉	生活と福祉	
住生活デザイン	リビングデザイン	名称変更
服飾文化	服飾文化	
ファッション造形基礎	ファッション造形基礎	
ファッション造形	ファッション造形	
ファッションデザイン	ファッションデザイン	
服飾手芸	服飾手芸	
フードデザイン	フードデザイン	
食文化	食文化	
調理	調理	
栄養	栄養	
食品	食品	
食品衛生	食品衛生	
公衆衛生	公衆衛生	
総合調理実習		新設
21 科目	20 科目	

2 内容の改善を図った科目

(1) 新設した科目

ア 「総合調理実習」

食分野を担う職業人としての意識を高め、食生活関連産業の発展に寄与する人材 を育成するため、従前の科目「調理」から、「大量調理」及び「食事環境とサービス」 に関する内容を移行するとともに、フードビジネスの視点を加えるなど、より専門性の高い内容構成とした。食分野の基礎的・基本的な知識と技術を、実践的・体験的な大量調理や食事提供等に関する学習を通して、調理に関して総合的に習得するための科目として位置付けている。この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目である。

(2) 整理統合した科目

ア「保育基礎」「保育実践」

職業人としての意識をより一層高めることができるよう、従前の「子どもの発達と 保育」と「子ども文化」の内容を整理統合し、再構成した。

「保育基礎」は、子供の発達過程や生活の特徴を保育に関連付けて体系的に学ぶことにより、子供の姿全体を捉えられるよう学習内容の改善を図った。また、子供の遊びや表現活動に関する内容を充実し、子供と触れ合う具体的な方法を学ぶことで、より実践的な活動ができるよう改善を図った。

「保育実践」は、「保育基礎」の学習を踏まえ、保育の重要性をさらに深く理解し、子供の発達を促す技術を身に付けることで、地域の保育や子育て支援に寄与できるよう改善を図った。遊びや表現活動に関する内容を取り扱い、子供と触れ合う具体的な方法を学ぶことで、より実践的な活動ができるよう改善を図った。

(3) 名称を変更した科目

ア 「住生活デザイン」

住生活の充実・向上の観点から、インテリアデコレーションを含むインテリアデザイン実習、福祉住環境の観点からの住空間のバリアフリー化、リフォーム計画実習などの内容を充実し、科目名称を従前の「リビングデザイン」から住生活デザインに変更した。

第2章 家庭科の各科目

第1節 生活産業基礎

この科目は、衣食住、保育、家庭看護や介護などのヒューマンサービスに関わる生活産業に関する専門的な学習への動機付けや、卒業後の進路に向けての生徒の意識を高めることをねらいとしている。

今回の改訂においては、職業人としてのマネジメント能力の育成を一層重視するととも に、将来の職業人としての意識を高め、専門教科「家庭」の主体的な学びにつながるよう、 内容の充実・改善を図った。

また,従前と同様に,この科目は,家庭に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、衣食住、ヒューマンサービスなどに関する生活産業や関連する職業を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業や関連する職業について体系的・系統的に理解するとともに、関連する 技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業や関連する職業に関する課題を発見し、生活産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 生活産業や関連する職業への関心を高め、適切な進路選択と専門性の向上を目指して自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、**家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ**,生活産業の現場見学,商品・サービスの企画・開発などを通して,衣食住,ヒューマンサービスなどに関する生活産業や関連する職業を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣食住、保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活産業や職業と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、生活産業や関連する職業に関する内容と、働くことの意義や職業生活などに関する内容を取り上げ、生活産業や関連する職業を体系的・系統的に理解し、また、そ

のための基本的な技術を習得することを示したものである。

生活産業や関連する職業とは、家庭に関する学科で学ぶ生徒が、将来スペシャリストと して活躍する食生活、衣生活、住生活、保育、家庭看護や介護に関わる産業や職業を意味 している。

体系的・系統的に理解するとは、産業や職業の全体を見渡し、生活産業や関連する職業がどのような種類に分類されるかなどを明確にして捉え、その特徴について理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、将来の職業に関連する基礎的・基本的な技術、職業や 資格に関する情報を収集するなどの職業選択や進路選択に必要な技術を習得することを意 味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

生活産業や関連する職業に関する課題を発見しとは、既習の知識や生活経験を基に、身 近な生活産業や関連する職業について思考を深め、社会の変化に対応し、人々の生活を支 え、生活の向上を目指す上での課題を発見することを意味している。

生活産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するとともに、将来、生活産業にスペシャリストとして従事したり、事業を展開したりする際に必要な様々な条件や基本的な法的根拠に基づいて、効率よく、よりよいもの、新しいものを創り出すことによって課題を解決することを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

生活産業や関連する職業への関心を高め、適切な進路選択と専門性の向上を目指して自ら学びとは、自己の適性を生かして生き生きと働くために必要な適切な進路選択と、自らの専門性の向上のために、生活産業や職業への関心を高めて意欲的に学ぶことを意味している。

生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、将来、生活産業のスペシャリストとして、習得した知識や技術を活用しながら社会の要請に応え、生活産業の発展と人々の生活の質の向上のために、周囲の人と協働して取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)生活産業を学ぶに当たって、(2)ライフスタイルの変化と生活産業、(3)ライフスタイルの変化に対応した商品・サービスの提供、(4)生活産業と職業、(5)職業生活と自己実現の五つの指導項目で、2単位程度履修されることを想定して構成している。履修学年については特に

示していないが,専門科目の学習の動機付けとなるという科目の目標から,低学年で履 修させることが望ましい。

指導に当たっては、情報通信ネットワークや業界紙等を活用した生活産業に関する調査、生活産業の現場見学、調査や見学結果の発表、店舗企画実習、商品・サービスの企画・開発、職業人インタビュー、社会人講師の講話、学習プランの作成など、体験的な学習を通して学科に関連する生活産業や職業を具体的に理解し、専門的な学習への意欲を高めるとともに、勤労観、職業観の育成を図ることができるようにする。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)については、この科目の導入として扱い、社会や産業全体の課題 及びその解決のために生活産業が果たしている役割について、具体的な事例を通して 指導すること。

[指導項目]の(1)の内容を取り扱う際には、この科目を学ぶ意義や目標を理解して意欲的に学ぶための導入として扱い、社会や産業全体を概観して課題を把握できるよう、これから学ぶ生活産業が課題を解決するために果たしている役割について、衣食住生活や保育、家庭看護や介護などの面で具体的な課題とその解決の事例を挙げて指導する。

イ 〔指導項目〕の(3) については、職業人に求められるマネジメントの重要性に着目 し、消費者の多様なニーズを的確に把握するとともに、商品・サービスの開発から販 売・提供に結び付けていく一連の流れを踏まえ、それらに関する実習を取り入れるな ど指導を工夫すること。

[指導項目]の(3)の内容を取り扱う際には、商品・サービスの企画から提供していくまでに必要なマネジメント能力の育成を目指して生徒が興味・関心をもち、主体的に取り組むことができるよう、家庭に関する専門科目と関連付けて指導する。その際、地域の人々のニーズを調査し、地域の産業との関わりを考えながら、商品・サービスを企画・開発し、提供することができるよう実習を工夫することが大切である。

ウ 〔指導項目〕の(4)のアからエまでについては、生徒の実態や学科の特色に応じて、 いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。

[指導項目]の(4)のアから工までの内容を取り扱う際には、生徒の興味・関心や進路、また、学科の特色に応じて、一つ又は複数の項目を選択して扱うことができる。例えば、食物科においては、「ア食生活関連分野」に重点を置いて取り上げるなど、各学科に関連の深い産業や職業について、具体的な事例を通して理解を深めることができるよう工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 生活産業を学ぶに当たって
 - ア 働くことの社会的な意義や役割
 - イ 職業人に求められる倫理観
 - ウ 産業構造の変化と課題
 - エ 生活産業の意義と役割

(内容の範囲や程度)

ア 指導項目の(1)のウについては、サービス産業の発展などを扱うこと。

(1) 生活産業を学ぶに当たって

ここでは、職業人として、人々の生活の質の向上や社会の発展に寄与することの大切 さを理解したり、生活産業が人々の生活を支え、心の豊かさをもたらしていることを考 察したりして、生活産業への関心を高め、主体的に学ぶことができるようにすることを ねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 職業人として働くことの社会的な意義や役割について理解すること。
- ② 産業構造の変化について課題を発見し、生活産業を担う職業人としてその解決に向けて考察すること。
- ③ 生活産業への関心を高め、適切な進路選択と専門性の向上を目指して自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 働くことの社会的な意義や役割

働くことの社会的な意義については、例えば、働くことによって、ものやサービスを生産・提供し、人々の生活を支えていることや社会に果たす役割など身近な事例と 関連付けて扱う。

イ 職業人に求められる倫理観

職業倫理については、産業や職業に関わる法令などを遵守することの重要性について、例えば、虚偽の表示や情報提供、無資格での作業、個人情報の不適切な取り扱いなど身近な事例と関連付けて扱う。

ウ 産業構造の変化と課題

近年の社会の変化と産業構造の変化を概観し、経済の発展や技術革新、情報化の進展などに伴って、生産や消費の中心が「もの」から情報やサービスに移行していく状況や生産から加工・流通・販売まで手掛ける六次産業化、通信ネットワークを活用した販売経路の多様化など、産業構造が変化していることについて身近な事例と関連付

けて扱う。

エ 生活産業の意義と役割

生活産業が消費者の多様なニーズに対応した商品やサービスの提供を行うことによって、人々の生活を支え豊かにしていることについて、例えば社会の変化に伴って中食の普及が進み、加工食品や調理済み食品が多様化したこと、少子高齢社会と小家族化に対応するため、幼児・児童あるいは高齢者向けの商品やサービスが充実したことなど身近な事例と関連付けて扱う。

[指導項目]

- (2) ライフスタイルの変化と生活産業
 - ア 社会の変化とライフスタイルの多様化
 - イ 生活産業の発展と伝統産業

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)のアについては、経済の発展に伴い、就労形態や価値観、ライフスタイルが多様化している状況を扱うこと。また、社会の変化の一つとして人口減少社会についても取り上げること。イについては、社会の変化に伴う生活に関する価値観の多様化や消費者の多様なニーズに応えるために生活産業が発展している状況及び伝統産業の現状と課題や今後の展望を扱うこと。

(2) ライフスタイルの変化と生活産業

ここでは、経済の発展と社会の変化に伴い、勤労形態や価値観、ライフスタイルが多様化している状況や人々のニーズに応えて生活産業が発展していることや、また、近年のグローバル化の進展と日本の伝統産業の現状を見つめ、課題を見付けるとともに今後の展望について考察できるようにすることをねらいとしている。

なお、ここで扱う伝統産業とは、古くから受け継がれてきた技術や製法を用いた日本 の伝統的な文化・生活に根ざしている産業を意味している。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 社会の変化に伴いライフスタイルが多様化し、人々のニーズに対応して生活産業が発展していることについて理解すること。
- ② 生活産業と日本の伝統産業における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ ライフスタイルの変化と生活産業について自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 社会の変化とライフスタイルの多様化

高度情報化,グローバル化の進展,人工知能や IoT の活用と技術革新,環境問題への関心の高まり,国際連合が定めた持続可能な開発目標 (Sustainable Development

Goals; SDGs) などに向けた取組の推進,少子高齢化と人口減少社会の到来,男女共同参画社会の進展,就業形態の多様化などの社会の変化に伴って,人々の生活に対する価値観が多様になり,働き方やライフスタイルが多様化している現状を身近な事例と関連付けて扱う。

イ 生活産業の発展と伝統産業

働き方やライフスタイルが多様化していることに伴って、生活を支える生活産業へのニーズが変化していること、これらの状況に対応して、人々のニーズを的確に捉えた商品・サービスが提供されていること、また、環境に配慮しつつ、生活を豊かにする付加価値の高い商品・サービスや伝統的な生活文化に重点を置いた商品・サービスなどの提案を通して、生活産業の発展が人々に心の豊かさをもたらしたり、生活文化を伝承したりするなど、生活の質の向上につながっていくことを身近な事例と関連付けて扱う。さらに、伝統産業が生活の中でどのように関わり、今後どのように伝承されていくのかを身近な事例と関連付けて扱う。

[指導項目]

- (3) ライフスタイルの変化に対応した商品・サービスの提供
 - ア 消費者ニーズの把握
 - イ 商品・サービスの開発及び販売・提供
 - ウ関係法規

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のアについては、消費者の多様なニーズを捉える調査方法や結果 を商品開発等に活用する方法などを扱うこと。イについては、身近で具体的な事例を 取り上げ、商品・サービスの企画、開発から生産、販売・提供に結び付けていく仕組 みを扱うこと。ウについては、商品やサービスの販売・提供に関する法規を扱うこと。

(3) ライフスタイルの変化に対応した商品・サービスの提供

ここでは、生活を支援し、消費者が必要とする商品やサービスを提供するためには、 様々なライフスタイルにおける消費者のニーズを的確に捉えることが必要であることを 理解するとともに、その上で、生活産業に関わる身近な商品やサービスを例に取り上げ て、市場調査と分析の方法、新商品やサービスの開発プロセス、商品やサービスを円滑 に流通させ販売を促進する方法などについて考察し、工夫できるようにすることをねら いとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 消費者のニーズを的確に捉えることの必要性と、商品を企画し、提供していく上で 必要なマネジメントの手法、関係法規の概要や趣旨を理解し、関連する技術を身に付 けること。
- ② 消費者のニーズに対応した商品・サービスを開発し提供するまでの過程における課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。

③ ライフスタイルの変化に対応した商品・サービスの提供について自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消費者ニーズの把握

生活産業の各分野において、消費者の多様なニーズを捉えて必要とされる商品やサービスを提供したり、生活の質の向上につながる商品やサービスを提案したりするためには、継続的な市場調査を通して、消費者のニーズに関する最新の情報を収集し、分析しながら商品やサービスの開発を行って消費者へ提供や提案をしていくという、マーケティング管理の考え方が必要であることを理解できるよう、身近な事例と関連付けて指導する。

市場調査の基本的な方法については、身近な商品の好みについて調査を実施し、分析するなどして、具体的な事例を通して理解できるよう指導する。

イ 商品・サービスの開発及び販売・提供

新しい商品やサービスは、市場調査の結果などを基に製品開発の方針を決め、様々な企画を検討して試作を繰り返しながら製品化されていくことを、例えば、メニュー開発、幼児向けの玩具や高齢者向けの商品・サービスなど、身近な事例と関連付けて理解できるよう指導する。

消費者に信頼される商品やサービスを提供するためには、安全・安心で衛生的な商品、質のよいサービス、適正な価格、安定した品質、商品やサービスの安定した供給が必要であり、そのためには適正な生産管理、在庫管理、流通管理、人材管理が必要であることを、市販調理済み食品や保育や介護に関する人材派遣等のサービスなど、身近な例を通して理解できるようにするとともに、拡大する宅配サービスについても触れる。また、販売と生産を直結させるシステムであるロジスティックス、POS システム(販売時点情報管理システム)、EOS (自動補充発注システム) についても触れる。

さらに、消費者の購買意欲を高めるような店舗設計、ディスプレイ、広告などの販売促進について理解を深めることができるよう具体的な事例を通して指導する。

ウ 関係法規

生活産業にスペシャリストとして従事したり、生活産業に関わる事業を展開したりするために必要な資格の根拠となる法規、許認可の必要な業種、商取引に関する基礎的な法的知識について理解できるよう指導する。

資格の根拠となる法規については、内容の(4)と関わらせて調理師法、栄養士法、建築士法、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉法、児童福祉法施行令などがあることにも触れる。

許認可については,飲食店,喫茶店,食品製造業などは,あらかじめ許可・届出が 必要であることを理解できるよう指導する。

また, 商取引に関する基礎的な法的知識として, 契約, 消費税, 決済の仕組み等について基本的な内容にも触れる。

〔指導項目〕

- (4) 生活産業と職業
 - ア 食生活関連分野
 - イ 衣生活関連分野
 - ウ 住生活関連分野
 - エ ヒューマンサービス関連分野

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)については、具体的な事例を通して生活産業の種類や特徴及び関連する職業や必要な資格を扱うこと。

(4) 生活産業と職業

ここでは、生活産業への関心を高めるために、家庭に関する学科に関連した産業の種類や特徴、関連する職業について、社会人講師の講話や産業現場等の見学、就業体験活動、調査などを取り入れて理解するとともに、その成果を考察したり、発表したりすることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 家庭に関する学科に関連した産業の種類や特徴、関連する職業について理解し、 関連する情報を収集・整理すること。
- ② 生活産業に関連する職業に就くための課題を発見し、その解決に向けて考察し、 工夫すること。
- ③ 生活産業と職業について自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働 的に取り組むこと。

ア 食生活関連分野

食生活に関わる産業については、学校、病院及び企業などの給食、レストランなどの外食産業、コンビニエンスストア、スーパーマーケット及び百貨店などで販売される弁当や総菜などの中食産業、食品流通業などを取り上げ、意義と役割を理解できるよう指導する。

国民健康・栄養調査や関連産業等への調査などを基に、人々の食に対する意識や価値観が多様化していることや、多様なライフスタイルに対応した外食や中食の利用など、食生活が変化している実態についても理解できるよう指導する。また、外食産業、中食産業における消費者のニーズや消費行動に対応した商品開発、メニュー開発、調理などの方式、販売やサービスの方法などを取り上げるなど具体的な事例を通して指導する。

管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、製パン技術者、フードプランナー、フードコーディネーター、フードスペシャリストなど、様々な資格や職業について職場体験活動や見学、職業人インタビューなどを通して興味・関心をもつことができるよう指導する。

イ 衣生活関連分野

衣生活に関わる産業については、アパレル産業やファッション小売り産業などを 取り上げ、意義と役割を理解できるよう指導する。

人々の感性や意識の多様化によって、ファッションが個性化し、多品種少量生産になっていること、ファッションがライフスタイル全般を提案するようになってきている状況を、既製服の販売状況や専門店の販売形態の状況などから具体的な事例を通して理解できるよう指導する。

デザイナー、パターンナー、ファッションアドバイザー、スタイリスト、カラーコーディネーターなど、様々な資格や職業について、ファッション専門誌や職場体験活動、見学、職業人インタビューなどを通して興味・関心をもつことができるよう指導する。

ウ 住生活関連分野

住生活に関わる産業については、注文住宅、建売住宅や企画住宅の建築設計や販売に関わる産業、住宅販売、インテリアやリフォームに関わる産業などを取り上げ、 意義と役割を理解できるよう指導する。

人々がライフスタイル,価値観,感性に合った住居を求めている状況を,工務店やハウスメーカーの企画住宅の提案,トイレ,バス,キッチンにおける住宅設備及び壁紙,照明などのインテリアなどについて具体的な事例を通して理解できるよう指導する。また,住宅展示場等を事例に,ライフスタイルを具体的に提案できるような工夫がされていること,マンション等の集合住宅においても,購入者の希望に合わせて内装を行うようになってきていること,ライフステージに合わせた住居のリフォームが増加していることなどの状況について指導することも考えられる。

建築士,インテリアプランナー,インテリアコーディネーター,マンションリフォームマネージャー,キッチンスペシャリスト,福祉住環境コーディネーターなど,様々な資格や職業について職場体験活動や見学,職業人インタビューなどを通して興味・関心をもつことができるよう指導する。

エ ヒューマンサービス関連分野

少子高齢化,ライフスタイルや価値観の多様化に伴って,高齢者福祉サービス, 児童福祉サービス,家事代行サービスなど,ヒューマンサービス関連分野に対する 需要が高まっている状況,その意義と役割について理解できるよう指導する。

介護福祉士,社会福祉士,精神保健福祉士,幼稚園教諭,保育士,ベビーシッターなど,様々な資格や職業について職場体験活動や見学,職業人インタビューなどを通して興味・関心をもつことができるよう指導する。

〔指導項目〕

(5) 職業生活と自己実現

- ア 職業選択と自己実現
- イ 社会の変化と職業生活
- ウ将来設計と進路計画

(内容の範囲や程度)

オ [指導項目]の(5)については、生活産業に関わる職業人に求められる資質・能力と 役割や責任、職業資格、進路設計などを専門科目の学習と関連付けて扱うこと。

(5) 職業生活と自己実現

ここでは、職業や職業生活を通して自己実現を図るために、適切な職業選択ができることが大切であり、生活産業に関わる職業人に求められる資質・能力を理解した上で、 将来の生活産業のスペシャリストを目指して、将来設計と進路計画を立てることができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 生活産業に関わる職業人に求められる資質・能力、役割や責任、職業資格などについて理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 適切な進路選択と専門性の向上を目指す上での課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 職業生活と自己実現について自ら学び、生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 職業選択と自己実現

生活産業の職業人に求められる資質や能力として、人や生活に対する理解、衣食住、ヒューマンサービスに関わる専門的な知識や技術、コミュニケーション能力などがあることを理解できるよう指導する。その際、社会人講師の講話や生活産業に関わる現場の見学や実習などを通して、自分の個性や特技を生かす職業に就き職業生活を充実させることが、職業を通した自己実現であることを扱う。

イ 社会の変化と職業生活

グローバル化や情報化等の進展により、企業の雇用が変化し、勤務形態が多様化する中で、男女共同参画社会を推進するために、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を考えた働き方が大切であることについて扱う。

ウ 将来設計と進路計画

生活産業を担う職業人に必要な知識や技術などの資質・能力は、専門科目の学習を通して身に付けていくことができることを、資格の取得や将来のスペシャリストを目指した学習プランの作成などを通して理解し、学習に向けて意欲を高めることができるよう指導を工夫すること。また、法令を遵守することはもとより、製品の提供、保育、家庭看護や介護に関わるサービスの提供などには、より重い責任が伴うことについても理解できるよう具体的な事例を通して扱う。

第2節 課題研究

この科目は、衣食住やヒューマンサービスなど生活産業の各分野で、消費者ニーズや社会の要請に対応しつつ、生活の質を高める商品やサービスを提供できる資質・能力を育成するために、応用性のある知識と技術を確実に身に付けるとともに、問題解決能力や創造性を養うことをねらいとしている。

今回の改訂においては、専門的な知識・技術などの深化・総合化を図り、生活産業に関する課題の発見・解決に取り組むことができるようにする。[指導項目]として(1)から(5)までを位置付け、また、主体的かつ協働的な学習活動を通して必要な資質・能力を身に付けることを内容を取り扱う際の配慮事項に示すなどの改善を図った。

また,従前と同様,この科目は,家庭に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行う ことなどを通して、生活の質の向上や、社会を支える生活産業の発展を担う職業人とし て必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を発見し、生活産業を担う職業人として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び,生活産業の発展や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、**家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ**、調査・研究・ 実験、作品製作などを通して、生活の質の向上や、社会を支える生活産業の発展を担う職 業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣食住、保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会を支える生活産業の発展と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、専門教科「家庭」に関する基礎的・基本的な知識・技術を論理的に関連付けたり整理したりすることで、それぞれの分野について、より理解を深め、実践できる確かな技術を習得することを示したものである。

生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた 技術を身に付けるようにするとは、家庭に関する学科が学習対象としている衣食住やヒュ ーマンサービスなどの各科目の学習で得られた知識と技術を、実際の場面に応用発展でき る転移性のある確かな知識と技術として深化・総合化を図ることが重要であることを意味 している。例えば、高齢者の食事づくりの課題であれば、食に関する知識と技術のみでな く、高齢者の心身の特徴や食事介助に関する知識と技術が必要であるように、課題を解決 するためには、各科目で学んだ知識と技術をさらに深化させたり、総合化させたりしなが ら取り組むことが重要であることを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

生活産業に関する課題を発見しとは、生徒が、家庭に関する学科の各科目の学習の中で、 衣食住やヒューマンサービスなど生活産業に対する消費者ニーズの把握や産業界の進展な どに興味・関心をもち、さらに調査研究したり、課題を発見したり、高度な技術が必要な 作品製作や創意工夫した作品製作に取り組んだり、企画を提案したりするなどの課題を設 定できるようにすることを意味している。その際、教師側の働きかけとして「課題研究」 の課題を設定できるようにするには、各科目の学習における生徒の興味・関心の喚起に十 分留意するとともに、生活産業の各分野についての消費者ニーズや産業界の動向などの諸 課題を把握して、生徒の発想を豊かにする適切な情報提供が必要である。

生活産業を担う職業人として解決策を探究しとは、生徒が設定した課題について課題解決の方策を検討し、学習計画を立てて主体的に解決するための探究の過程を重視し、実践することが大切であることを意味している。探究の過程を重視するとは、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されることが大切であることを意味している。

科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養うとは、単なるスキルの習得にとどまるのではなく、ある事象に対して、その根底にある理論を理解することが、創造的に解決する力を養うために大切であることを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、生活産業の発展や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、将来、生活産業のスペシャリストとして、習得した知識や技術を活用して、生活産業の発展や人々の生活の質の向上のために、主体的にかつ周囲の人々と協働して取り組む態度を養うことを意味している。その際、生徒自身の学習計画に基づいた学習と、教師の指導や助言とが並行して進められることが必要であり、常に教師の適切な指導や助言があってこそ、効果的に進められるものである。また、課題によっては、教師のみでなく、地域の産業界との連携や社会人講師の導入などを含めた指導体制の整備を図ることが重要である。そして、グループによる研究の場合は、生徒同士で自らの考えを表現したり、議論したりして、協働的に課題の解決に向けて、取り組むことも重要である。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調査、研究、実験、(2)作品製作、(3)産業現場等における実習、(4)職業資格の取得、(5)学校家庭クラブ活動の五つの指導項目で、 $2\sim4$ 単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 生徒の興味・関心,進路希望等に応じて, [指導項目]の(1)から(5)までの中から, 個人又はグループで生活産業に関する適切な課題を設定し,主体的かつ協働的に取り 組む学習活動を通して,専門的な知識,技術などの深化・総合化を図り,生活産業に関する課題の解決に取り組むことができるようにすること。なお,課題については, (1)から(5)までの2項目以上にまたがるものを設定することができること。

内容を取り扱う際は、生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、〔指導項目〕の(1)から(5)までの中から、個人又はグループで適切な課題を、生徒自身が主体的に設定できるようにする。また、課題設定に当たっては、〔指導項目〕の(1)から(5)までの個別の課題のみでなく、例えば、「(2)作品製作」に取り組む前に、用いる材料についての「(1)調査、研究、実験」を行うなど、2項目以上にまたがる課題を設定することにより学習の成果を効果的にすることができる。

また、課題に取り組む過程においては、家庭科に属する科目をはじめとして、他の教科・科目等で身に付けた知識、技術などを活用するとともに、課題と関連する具体的な事例について、多面的・多角的に分析する、理論と関連付ける、科学的な根拠に基づいて課題の解決策を考察するなどの学習活動などを積極的に取り入れ、生活産業に関わる職業人として創造的に解決することができるようにすることが大切である。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすること。

内容を取り扱う際は、情報を的確に理解し効果的に表現するという言語能力の確実な育成を図る観点から、課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすることが大切である。なお、成果の発表に際しては、課題研究成果発表会や作品展示会の開催、各種作品コンクール等への応募など発表の機会を設けるとともに、校内だけでなく保護者や中学生をはじめ、地域や産業界の関係者などを招いて交流を深め、教育活動に対する理解が深まるよう配慮することが大切である。

指導に当たっては、生徒の主体的な学習活動のための計画立案の支援、情報通信ネットワークや教材・教具など学習環境の整備に十分留意する。また、学習内容が広範囲にわたることもあることから、教員相互の協力や連携が必要であり、学科の枠を超えた指導も考えられる。さらに、社会人講師を活用したり、就業体験活動を取り入れたりして指導の効果を高めるよう工夫する。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

ここでは、科目の目標を踏まえ、衣食住やヒューマンサービスなど生活産業の各分野で、生活の質の向上や、社会を支える生活産業の発展を担うことができるようにすることをねらいとしている。

- ① 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② 生活産業に関する課題を発見し、生活産業を担う職業人として解決策を探究し、科学的な根拠に基づいて創造的に解決すること。
- ③ 課題を解決する力の向上を目指して自ら学び、生活産業の発展や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組むこと。

[指導項目]

- (1) 調查,研究,実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得
- (5) 学校家庭クラブ活動

(1) 調査, 研究, 実験

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、専門教科「家庭」に 属する科目で学習した知識と技術を生かして、生徒が主体的に課題を設定し、課題を解 決する調査、研究、実験などを扱う。また、調査、研究、実験のみでなく、作品製作や 産業現場等における実習を組み合わせたりするなどの学習活動も考えられる。

例えば、食生活に関する分野では、食文化と郷土料理、食品の多様化と表示、食事調査と栄養の改善、各種食品のルーツ、地域の食育活動、世界の料理と食文化、介護食などの内容、衣生活に関する分野では、被服材料の開発と特徴、服飾の変遷、洗剤の比較実験、流行とブランドなどの内容、住生活に関する分野では、高齢者の住居とバリアフリー、住居と健康・安全、地域のまちづくりなどの内容、その他、少子社会と子育て、育児不安と子育て支援、高齢者の福祉と介護などの内容が考えられる。

(2) 作品製作

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、専門教科「家庭」に属する科目で学習した知識と技術を活用するとともに、さらに発展させて高度な技術に挑戦したり、使う人の状況に応じた工夫をしたりして、個人又はグループで創意工夫した作品を製作することができるようにようにする。生徒自身の課題については、計画・実践・評価・改善の各プロセスにおける指導助言を十分に行い、見通しをもって作品製

作に取り組むことができるようにようにすることが重要である。また、製作した作品を 販売することも視野に入れ、企画書作りから原価計算、消費者のマーケットリサーチな どを行うことも考えられる。

例えば、被服製作や手芸などの作品製作とファッションショー、テーマに基づいた料理づくり、パンやケーキづくりと販売、食のトータルコーディネート、絵本や遊具づくりなどが考えられる。また、デザインをもとにドレスを製作する場合にも、表現したい形をどのような技法で行えばよいかなどの試行錯誤や素材そのものの工夫などが重要である。作品製作に当たっては、あらかじめ(1)調査・研究・実験を行ったり、(3)産業現場等における実習の中で作品製作を行ったり、技術検定等のように、作品製作を通して(4)職業資格の取得を目指したり、製作した作品を(5)学校家庭クラブ活動に活用したりするなど、2項目以上にまたがる課題を設定し、効果的な学習とすることも考えられる。

(3) 産業現場等における実習

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、生徒の進路希望等に応じて企業及び関係機関等において、実際的・体験的な学習を行い、家庭に関する専門分野のより深い知識と技術を習得するとともに、明確な目的意識をもつことができるよう指導する。

例えば、服飾産業の事業所、レストランや食堂、百貨店、高齢者福祉施設や保育所などでの実習が考えられる。実習に当たっては、各事業所等の担当者と教師が事前の打合せを十分に行い、生徒の興味・関心に基づく設定課題とのマッチングを工夫したり、必要に応じて課題の再設定をさせたりすることも必要である。また、教師は、実習先の担当者に指導を任せきりにするのではなく、学校側の指導者として常に生徒の状況を観察し、援助することが重要である。

これらの実習を通して、産業現場の実態を体験するとともに、勤労観、職業観、責任感、 成就感などを体得できるようにする。なお、現場実習に当たっては、綿密な指導計画を作 成し、事前指導や事後指導を十分に行うことが必要である。

(4) 職業資格の取得

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、生徒が自らの進路希望や興味・関心等に応じて家庭に関する専門分野の資格取得や技術検定のための学習に取り組むことにより、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るようにする。

例えば、全国高等学校家庭科被服製作技術検定・食物調理技術検定及び保育技術検定、 製菓衛生師、ふぐ取扱い資格、色彩検定、カラーコーディネーター検定、着物着付け、編 物技能検定、ビジネス文書や情報処理に関する検定、秘書検定、訪問介護員など、技術検 定の合格や職業に関連する資格取得を目指すことが考えられる。目的は、職業資格の取得 ではあるが、「課題研究」の目標に照らして、生徒が自ら学習計画を立案し、その計画に基 づいて知識と技術の深化、総合化や進路意識の明確化を図ることができるように指導する。

(5) 学校家庭クラブ活動

ここでは、①から③までの事項を身に付けることができるよう、共通教科「家庭」の各科目「家庭基礎」及び「家庭総合」のいずれかの科目で実践した学校家庭クラブ活動を発展させることをねらいとしている。

専門教科「家庭」の各科目で学習した知識と技術を生かして、学校生活や地域の生活の充実向上を目指して生徒が設定した課題の解決に取り組む活動が考えられる。例えば、乳幼児や高齢者などとの継続的な交流活動を行うなどのボランティア活動、地域の子供や高齢者などを対象とした食育を推進させる活動などが考えられる。

第3節 生活産業情報

この科目は、生活産業における情報化の進展に適切に対応できるようにするとともに、 生活産業の各分野で情報及び情報技術を適切に活用するなどの資質・能力を育成すること をねらいとしている。

今回の改訂においては、情報技術の飛躍的な進化等に伴う生活産業の情報化の進展に対応し、情報モラルやセキュリティ管理に関する内容を充実するとともに、新たにプログラミングを加えるなどの内容の改善を図った。

また、従前と同様、この科目は、家庭に関する学科における情報に関する基礎科目として位置付けている。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、生活産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活産業の各分野における情報の意義や役割,情報及び情報技術を活用する方法について体系的・系統的に理解するとともに,関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 生活産業に関する課題を情報及び情報技術を活用して発見し、生活産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 生活産業における情報及び情報技術の活用や専門性の向上を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、情報機器や情報通信ネットワークなどの実習を通して、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、 生活産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣食住、保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活産業の発展と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、生活産業の各分野における情報の意義や役割、情報モラル、セキュリティ、 プログラミングや情報通信ネットワークを理解し、関連する技術を身に付けることを示し たものである。

生活産業の各分野における情報の意義や役割とは、生活産業の変化の中で、情報及び情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を具体的な事例を通して理解することを意味している。

情報及び情報技術を活用する方法について体系的・系統的に理解するとは、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報モラルを含め情報技術を適切に活用できるようメディアの特性やコミュニケーションの方法、プログラミングやモデル化の方法などを基礎から順序立てて、情報及び情報技術について幅広く科学的に理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、情報モラルやセキュリティ管理に留意し、情報機器や情報通信ネットワークを活用し、目的や対象に応じた情報コンテンツの作成、適切なコミュニケーションの方法を選択できる技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

生活産業に関する課題を情報及び情報技術を活用して発見するとは、衣食住、保育、家庭看護及び介護などのヒューマンサービスに関わる情報を情報機器や情報通信ネットワークを活用し、収集、処理、分析するなどして、課題を発見することを意味している。

生活産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、人々の生活の質の向上や社会の発展を目指す職業人であることを意識して、職業人に求められる倫理観をもって、複数の情報と結び付けて新たな意味を見いだすなど、より効率的なものを新しい発想で創り出すことによって課題を解決することを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

生活産業における情報及び情報技術の活用や専門性の向上を目指して自ら学びとは、生活産業の各分野における情報及び情報技術を積極的に活用し、情報社会に参画することは、生活産業に関連する自らの専門性の向上に有益であり、積極的に情報機器や情報通信ネットワークを活用することや、自らの専門性の向上を図るためには、主体的に学ぶことが重要であることを意味している。

生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、職業人と して生活の質の向上と社会の発展のために、自ら考え行動するとともに、周囲の人々と協 働して取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報化の進展と生活産業、(2)情報モラルとセキュリティ、(3)コンピュータとプログラミング、(4)生活産業におけるコミュニケーションと情報デザインの四つの指導項目で、2~4単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(2)から(4)までについては、情報機器や情報通信ネットワークを活 用できるよう実習を中心とした指導を行うこと。

[指導項目]の(2)から(4)までの内容を取り扱う際には, [指導項目]の(2)から(4)までについては, 実習を中心として扱い, 情報機器や情報通信ネットワークなど情報技術を適切に活用できるようにする。また, 専門教科「家庭」の各科目との関連を図って扱うようにする。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 情報化の進展と生活産業
 - ア 情報化の進展と社会
 - イ 生活産業における情報化の進展

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、情報化の進展に伴う産業や生活の変化を扱うこと。イについては、生活産業における情報機器及び情報通信ネットワークの役割や利用状況を扱うこと。

(1) 情報化の進展と生活産業

ここでは、情報化の進展に伴う産業や生活の変化、生活産業におけるコンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークの役割や利用状況について理解し、情報化が及ぼす影響について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう,

〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報化の進展が、社会や人々の生活に果たす役割や及ぼす影響、生活産業における コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークの役割や利用状況について理解す ること。
- ② 情報化の進展が社会や人々の生活や生活産業に及ぼす影響について課題を発見し、 その解決に向けて考察すること。
- ③ 情報化の進展と生活産業について自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報化の進展と社会

情報化の進展について、例えば、身の回りのものに情報技術が活用されており、身近な人との情報のやりとり、生活上必要な手続きなど、日常生活における営みも情報技術を通じて行うことが当たり前の社会となったことや、生活産業においても生産、流通、販売、顧客のデータ管理、広報活動などあらゆる面で情報化の急速な進展により、産業の形態や構造も働き方も変化していること、それに伴い生じている問題等について扱う。

イ 生活産業における情報化の進展

衣食住、保育、家庭看護及び介護などヒューマンサービス関連分野など生活産業の各分野におけるコンピュータ等情報機器及び情報通信ネットワークの役割や利用状況について、具体的な例を取り上げ生活産業における情報機器や情報通信ネットワークの重要性を認識できるように指導する。

具体的な例としては、ファッション産業における CAD/CAM システム、シミュレーションシステム、AR (オーグメンテッドリアリティ)、VR (バーチャルリアリティ)、FA (ファクトリーオートメーション)、商品管理や顧客管理のためのデータベースシステム、電子商取引、生産管理システム、販売業の POS システムなどの活用が考えられる。

また、様々な場面でユビキタスコンピューティング、 ビッグデータ、 AI, クラウドコンピューティング、GPS などの活用により、産業や人々の生活が大きく変化していることについても触れる。

[指導項目]

- (2) 情報モラルとセキュリティ
 - ア 情報モラル
 - イ 情報通信ネットワークの仕組みとセキュリティ管理

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、 収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークにおけるセキュリティ管理の重要性を扱い、関連する法規等にも触れること。

(2) 情報モラルとセキュリティ

ここでは、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、 発信する情報に対する責任など情報モラルと法令遵守の必要性、情報通信ネットワーク の仕組みとセキュリティ管理について、関連する知識及び技術を習得し、情報モラルや セキュリティ管理に関する課題の解決に向けて考察し、工夫することができるようにす ることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよ

う,

〔指導項目〕を指導する。

- ① 情報に関連する法規等の概要,情報モラル,情報通信ネットワークの仕組み及びセキュリティ管理の方法や重要性について理解するとともに情報通信ネットワークに関連する基本的な技術を身に付けること。
- ② 情報モラルやセキュリティ管理に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 情報モラルとセキュリティについて自ら学び, 生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 情報モラル

情報モラルについて、例えば個人のプライバシーの侵害、著作権などの知的財産の 侵害、収集した情報の管理、情報の発信者としての責任など具体的な事例を取り上げ る。また、情報社会の進展に伴う新しい問題に対処するための関連法規の概要等にも 触れる。

イ 情報通信ネットワークの仕組みとセキュリティ管理

情報通信ネットワークの仕組みとセキュリティ管理について、例えば、生活産業における情報通信ネットワークを利用した情報の不正取得や改ざんなどのコンピュータ犯罪とその対策としてのセキュリティ管理を取り上げ、情報通信ネットワークに関連する基本的な技術を扱う。

[指導項目]

(3) コンピュータとプログラミング

ア モデル化とシミュレーション

イ アルゴリズムとプログラミング

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のイについては、生徒の実態や学科の特色に応じて、適切なプログラミング言語を扱うこと。

(3) コンピュータとプログラミング

ここでは、処理手順の自動化、モデル化とシミュレーション、プログラミングの基本 について関連する知識及び技術を習得し、モデル化やシミュレーションを適切に行うな ど工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① モデル化とシミュレーションの方法,アルゴリズムの表現方法やプログラミングの 基本を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 生活産業に関する課題を発見し、その解決に向けて目的に応じたアルゴリズムを表

現し、モデル化やシミュレーションを適切に行うなど工夫すること。

③ コンピュータとプログラミングについて自ら学び, 生活の質の向上と社会の発展 に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア モデル化とシミュレーション

モデル化とシミュレーションについて、例えば住宅ローンを返済するという課題において、必要な要素を分析し、元金、利率、借入期間、月々の返済額、返済総額をシミュレーションするなど生活産業における具体的な事例を取り上げる。

イ アルゴリズムとプログラミング

アルゴリズムとプログラミングについて、簡単なアルゴリズムで表現した処理手順をプログラム言語に置き換え実行し自動的に処理ができることを取り上げ、課題解決にコンピュータを活用することが有効であることを扱う。

[指導項目]

- (4) 生活産業におけるコミュニケーションと情報デザイン
 - ア 目的に応じたコミュニケーション
 - イ 情報コンテンツと情報デザイン

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)については、生活産業に関連した具体的な事例を通して効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの考え方や方法を扱うこと。アについては、メディアの特性に触れるとともに、目的や対象に適した情報技術によるコミュニケーションを扱うこと。

(4) 生活産業におけるコミュニケーションと情報デザイン

ここでは、衣食住、保育、家庭看護及び介護などのヒューマンサービスに関わる生活 産業の情報を、情報機器や情報通信ネットワークを利用して、実際に収集、処理、分析、 発信を通して情報コンテンツを作成し、目的や対象に適したコミュニケーションの方法 を選択し、情報や情報技術を活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 様々なメディアの特性とコミュニケーション手段の特徴を理解し、情報コンテンツ 作成に関連する技術を身に付けること。
- ② 目的や対象に応じたコミュニケーションの方法や、情報デザインについて課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 生活産業におけるコミュニケーションと情報デザインについて自ら学び、生活の 質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 目的に応じたコミュニケーション

メディアの特性及びコミュニケーション手段の特徴について理解した上で作成した

情報コンテンツについて、Webページ、ブログ、SNS などにおける活用を取り上げ、生活産業の中で消費者と企業がどのようにコミュニケーションに利用しているかを扱う。

イ 情報コンテンツと情報デザイン

情報機器や情報通信ネットワーク及び各種アプリケーションソフトウェアの利用により、収集、処理、分析、発信を通して、情報コンテンツの作成を扱う。作成に当たっては、メディアの特性を理解し、様々な情報を目的、対象の年齢や障害の程度などを考慮し、対象に理解しやすく整理するという情報デザインに配慮することについて、取り上げる。

具体的には、次のような事例について、それぞれの対象、目的を明確にした情報コンテンツの作成が考えられる。

食生活関連分野では、情報通信ネットワークを利用して、各地の特産品についての情報を収集してデータベース化し、地域食材の研究や新たな調理法や商品を提案するに当たり、文書処理ソフトウェア、画像処理ソフトウェア、動画編集ソフトウェアを活用して作成した情報コンテンツを双方向のコミュニケーションを通してお互いに評価し合い改善を図る。

衣生活関連分野では、市場調査を行って流行や消費者のニーズについて表計算ソフトウェアなどを利用して分析し、企画書を作成、グラフィックスソフトウェアを利用してファッション画を作成し、シミュレーションソフトウェアで色、材質などの検討を行い、プレゼンテーションソフトウェアを用いて商品企画のプレゼンテーションを行う。

住生活関連分野では、情報通信ネットワークを利用して住宅情報やインテリア情報を収集し、地域別や価格別などにデータベース化し、住宅情報提供のWebページを作成したり、CADシステムを活用したりしてインテリアのデザインをする。

ヒューマンサービス関連分野では、フィールドワークを行ったり、情報通信ネットワークを活用して各地域の福祉や保育などに関する情報を収集したりしてデータベース化し、Webページやチラシなどで情報提供し、地域住民との情報交換を行う。

消費生活分野では、情報通信ネットワークを利用した金融商品についての情報を 収集してデータベース化したり、表計算ソフトウェアを活用したシミュレーションに より家計診断や経済設計を行ったりする。

第4節 消費生活

この科目は、消費生活について消費者を中心に企業からも捉えるとともに、持続可能な 社会の形成を目指し、消費者の権利の尊重と自立支援に必要な資質・能力を育成すること をねらいとしている。

今回の改訂においては、近年の経済社会の変化や消費者教育の推進に関する法律(以下、「消費者教育推進法」)に対応し、従前の「消費生活」の内容に加えて、急速に進行している決済の多様化及び消費者教育の基本理念とその推進の重要性について内容の充実を図った。

この科目は、消費生活相談員や消費生活アドバイザーなどの消費者支援のための資格に 関心をもたせるとともに、専門的な学習への動機付けとする科目である。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を 行うことなどを通して、消費者の視点に基づく豊かな消費生活の実現を担う職業人 として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 経済社会の動向,消費者の権利と責任,消費者と行政や企業との関わり及び連携の在り方などについて体系的・系統的に理解するとともに,関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 消費生活に関する課題を発見し、消費者の視点をもった職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) よりよい消費生活の実現を目指して自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、事例研究、商品テスト、実験・実習、見学などを通して、消費者の視点に基づく豊かな消費生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣食住、保育等のヒューマンサービスに係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・ 創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、消費者の視点に基づく豊かな消費生活の実現と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、経済社会の動向、消費者の権利と責任、消費者と行政や企業を取り上げ、 消費生活全般を体系的・系統的に理解し、消費者支援のための基本的な知識や技術を習得 することを示したものである。

経済社会の動向,消費者の権利と責任,消費者と行政や企業との関わり及び連携の在り 方などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるとは、情 報化やグローバル化が急速に進行している経済社会の動向に伴い変化している消費生活, 消費者基本法にも消費者の理念として規定されている消費者の権利とそれに対応する責 任,消費者と行政や企業との関わり及び連携の在り方を意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

消費生活に関する課題を発見しとは、消費者被害の救済や未然防止などに加え、よりよい消費生活の在り方のための課題を発見することも意味している。

消費者の視点をもった職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、働くことの意義を理解した上で、勤労観や職業観を養うとともに、消費生活関連の仕事にスペシャリストとして従事したり、消費者の視点をもって事業に従事したりするために必要な知識を活用して課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

消費者の支援とは、消費者被害の救済や未然防止に直接関わることに加え、消費者の視点をもった職業人としての支援を意味している。

消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組む態度とは、消費者であるとともに生活産業に関わる者として、生活の質の向上に対して個人的にも社会的にも責任をもつという自覚を高め、消費者の支援や持続可能な社会の形成を目指し、関連する知識と技術を主体的に習得し、能動的に取り組むことが重要であることを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)経済社会の動向と消費生活、(2)消費者の権利と責任、(3)消費者と行政、企業、(4)持続可能な社会を目指したライフスタイル、(5)消費生活演習の五つの指導項目で、2~4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 地域の消費生活関連機関等と連携を図るなど,指導を工夫すること。

内容を取り扱う際には、地域の消費生活関連機関等と連携を図るなどして、具体的な事例を通して理解できるようにするなど指導を工夫することが大切である。また、事例研究、商品テスト、実験・実習、見学などの実践的・体験的な学習活動をできるだけ多く取り入れるとともに、情報機器や情報通信ネットワークなどを活用し、各項目について相互に有機的な関連を図り総合的に展開できるよう配慮する。

イ [指導項目]の(5)については、ア又はイのいずれかを取り上げ、(1)から(4)までと

関連付けながら、個人又はグループで適切な課題を設定し、考察できるよう指導を工 夫すること。イについては、消費生活相談機関や企業の消費者相談などの具体的な事 例を取り上げるなど指導を工夫すること。

[指導項目]の(5)の内容を取り扱う際には、[指導項目]の(1)から(4)までの学習と関連させた身近な商品・サービスを取り上げて、ア商品・サービス研究又はイ消費者支援研究のいずれかについて演習を行い、よりよい消費生活について具体的な方策を検討することができるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 経済社会の動向と消費生活
 - ア 国民経済と消費者
 - イ 社会の変化と消費生活
 - ウ 多様化する流通・販売方法と消費者
 - エ 決済手段の多様化と消費者信用
 - オ 生活における経済の計画と管理

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のイについては、経済社会の動向を踏まえ、消費生活が複雑化・ 多様化し、発生する消費者問題が深刻化している現状を扱うこと。ウ及びエについて は、最新の状況を理解できるように留意して扱うこと。オについては、家族の生涯の 経済設計や家計の収支、金融、社会保障などと関連付けて扱うこと。

(1) 経済社会の動向と消費生活

ここでは、経済社会の変化に伴って、流通・販売方法や決済手段が多様化し、発生する消費者問題が複雑化している現状、一人一人の消費者の生涯を見通した経済生活の計画と管理について理解し、考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよ

- う、〔指導項目〕を指導する。
- ① 経済社会の動向を概観し、消費生活も変化している状況を理解すること。
- ② 消費生活に関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 経済社会の動向と消費生活について自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の 形成に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 国民経済と消費者

消費市場,金融市場及び労働市場と消費者との関わり,経済の循環における家庭経済,消費者の役割について扱う。

イ 社会の変化と消費生活

グローバル化,情報化,高齢化などに伴う市場の変化,国民の意識や価値観,家族 観の変化などに伴って消費生活が複雑化し,多様化していることを理解できるように 指導する。また,それに伴って発生する消費者問題が複雑化している現状などについ て具体的な事例を通して指導する。

ウ 多様化する流通・販売方法と消費者

社会経済状況の変化、市場のグローバル化の進展の中で、商品・サービスの流通や販売方法が複雑化、多様化している現状や、それに伴って、消費者のリスクが複雑化、多様化しており、それらへの適切な対応が必要であることについて指導する。特に、インターネットによる電子商取引等の増大による課題について、具体的な事例を通して考えることができるよう指導する。また、消費者の生活に対する姿勢や行動が経済社会の在り方と大きく関わっており、消費者が適切に判断して、主体的に企業や商品・サービスを選択することで、リスクを抑えた公正な市場を形成することができることについても理解できるよう指導する。

エ 決済手段の多様化と消費者信用

決済手段の多様化について、前払い、即時払い、後払い、仮想通貨など、具体的な 支払手段、その利便性とリスクについて扱う。その際、具体的な事例を取り上げ、決 済手段が複雑化・多様化していることを理解できるよう指導する。

消費者信用については、販売信用と消費者金融の代表的な事例を取り上げ、それぞれの特徴と留意事項について理解できるように指導する。クレジットカードについては、その種類、契約内容、手数料、利用に当たっての留意事項などについて具体的な事例を通して理解できるようにする。また、自己の返済能力を超えた商品の購入や借金による多重債務や自己破産についても具体的な事例を通して扱う。

オ 生活における経済の計画と管理

雇用や経済の変化が激しい社会, 高齢化, ライフスタイルの多様化などにより, 生涯を見通した長期的な経済計画の必要性が高まっていること, 生涯を見通した経済計画を立てるには, 事故や病気, 失業, 定年後の年金生活などを想定し, それらのリスクへの対応策が必要であることについて扱う。さらに, 生涯賃金, 収入の確保と支出, 資金の運用と管理などの視点から長期的な金銭管理が必要であることを認識し, 適切な家計管理ができるよう指導する。その際, 税金, 社会保険を含む社会保障制度とも関連付けて扱うようにする。

〔指導項目〕

(2) 消費者の権利と責任

- ア 消費者問題
- イ 消費者の権利と関係法規
- ウ 消費生活と契約
- 工 消費者教育

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)のアについては、これまでの代表的な消費者問題と関連する制度の時系列的な経緯を経済社会の変化などの背景を踏まえて扱うとともに、消費者被害の救済、制度の新設や変更などについても扱うこと。イについては、消費者行政及び消費者に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。その際、実生活の観点から興味・関心が高まるよう身近で具体的な事例を取り上げること。エについては、関係する法規の趣旨を踏まえて扱うこと。

(2) 消費者の権利と責任

ここでは、消費者は権利の主体として、その消費生活に関して必要な情報を収集し、問題意識をもち、適切な意思決定や消費行動をとり、自らの消費行動が他者に与える影響や環境への配慮を自覚し、意見を表明し連帯するなどの行動をする責任があること、それらを身に付けることが消費者としての権利の行使につながることについて認識できるようにすることをねらいとしている。また、これまでの代表的な消費者問題の背景と問題点を通して、消費者行政と消費者に関する基本的な法規の目的と概要を理解するとともに、多重債務や自己破産などの具体的な事例を通して、消費者が留意すべき事項を理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 権利の主体である消費者として、消費者の権利の実現の重要性を理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 消費者被害の未然防止や救済について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 消費者の権利と責任について自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消費者問題

これまでに発生した主な消費者問題を取り上げ、その背景と問題点、解決を目指した消費者運動の展開などについて扱う。消費者問題は、それぞれの時代の経済や産業、人々の価値観などを反映して変化してきており、悪質商法、消費者信用による多重債務や、電子商取引などの進展に伴って生じている問題についても取り上げる。

イ 消費者の権利と関係法規

消費者の権利を擁護し、消費生活の安定と向上を図るための総合的な対策として消費者基本法の目的、概要について扱う。また、消費者の権利には、消費者自身の生活

に対する姿勢や自覚が大きく関わっており、消費者基本法の理念に沿って、消費者としての基本的な努力と責任を自覚することが権利の行使につながることを認識できるよう指導する。また、消費者が安心して消費生活を営むために、企業の社会的責任や消費者と企業の市場ルールが整備されていること、環境問題への企業の組織的な取組なども取り上げる。

ウ 消費生活と契約

契約による商品・サービスの購入について,契約の成立,効力,解除などの契約に関する基礎的事項を扱う。また,商品やサービス,販売方法等に問題があった場合の対応についても扱う。特に,平成30年6月の民法改正により平成34(2022)年4月1日から成年年齢が18歳に引き下がり,18歳から契約の主体となることができる一方,未成年者の契約の取消権が18歳未満までとなることから,若年者の消費者被害の防止・救済について扱うとともに,未成年者や高齢者,障害者などの契約について,具体的な事例を取り上げる。

工 消費者教育

消費者が生涯にわたって消費生活について学習できるよう、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実させることが重要であることを理解できるように指導する。また、持続可能な社会の形成を目指し、適切な経済活動を進めるためには、消費者自身が経済社会の仕組みを正しく理解し、商品・サービスなどに関わる正確な知識、情報に基づいて行動できるようにするとともに、法令を遵守し、消費者の福祉を守り、生活の質の向上に寄与する生産者の育成にもつながることについて考えることができるよう指導する。

また、消費者としての権利を実現し、適切に意思決定した上で倫理的な消費行動が とれできるようにするためには、多様な視点から物事を捉える能力を身に付けること が求められ、消費者教育推進法の趣旨や運用を踏まえて、様々な機会を捉えた消費者 教育が重要であることについて扱う。

〔指導項目〕

- (3) 消費者と行政,企業
 - ア 消費者の自立支援と行政
 - イ 消費者と企業

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)のアについては、地方自治体の消費者政策も取り上げ、具体的な事例を通して各地域における独自の制度や実情を扱うこと。また、イについては、企業の消費者志向経営や社会的責任などについても扱うこと。

(3) 消費者と行政. 企業

ここでは、消費生活センターなど行政や企業の消費生活相談について具体的な事例を 通して、消費者の視点に立った商品やサービスの情報の重要性を理解し、消費者として 主体的に判断する上で必要な消費者と行政や企業との関わり及び連携の在り方などにつ いて理解できるようにする。また、商品・サービスに関する情報として、行政からの情 報、各種商品テスト、広告、表示、インターネット情報などを取り上げ、それぞれの情 報の特徴や問題点などについて考え、適切に判断し、活用できるようにすることをねら いとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 消費者と行政や企業について、その関わり方や連携の在り方を理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 消費者と行政,企業との関わりや連携の在り方について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 消費者と行政,企業について自ら学び,消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消費者の自立支援と行政

消費者と事業者では、情報の質及び量、交渉力等の格差があることなどから、様々な消費者問題が生じており、消費者の自立を支援することは、国と地方公共団体と事業者の責務であることについて扱う。また、消費者問題の防止や消費者被害の救済に当たっての消費者行政の役割や関連法規との関わりについて具体的な事例を通して理解できるよう指導する。消費者被害が発生した場合の行政の消費生活相談の窓口の利用などについては、具体的な事例を題材として扱う。さらに、消費者被害の未然防止のため、消費者教育や高齢者の見守りに関して、消費者行政以外の部門などとの連携や協働が重要であることも扱う。

イ 消費者と企業

商品・サービスに関する情報や企業の情報が、様々な方法で提供されていることを理解し、消費者問題の未然防止や解決が図られることについて扱う。また、最近の企業の不祥事の例なども取り上げ、そうした問題の発生の原因や防止について考え、企業の社会的責任や消費者志向経営の重要性を認識できるようにする。

〔指導項目〕

- (4) 持続可能な社会を目指したライフスタイル
 - ア 消費生活と環境
 - イ 持続可能な社会の形成と消費行動

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、地球環境問題や国際的な動向も視野に入れ、持続

可能な消費生活について考察できるよう具体的な事例を通して扱うこと。

(4) 持続可能な社会を目指したライフスタイル

ここでは、関連する法規等についても触れながら、消費者としての権利を実現し、適切に意思決定し、主体的に行動する消費者を支援するために必要な知識と技術を習得するとともに、自分のライフスタイルを見直し、持続可能な消費生活の在り方について考察できるようにする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、[指導項目]を指導する。

- ① 環境に配慮したライフスタイルへの取組の重要性を理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 消費生活上の環境問題について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 持続可能な社会を目指したライフスタイルについて自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 消費生活と環境

消費者の行動の基準に環境への影響評価を取り入れるなど、将来に負の財産を残さない環境保全の考え方を踏まえた消費生活について、具体的な事例を通して扱う。

イ 持続可能な社会の形成と消費行動

生活の質の向上と持続可能な社会の形成の実現に向けて、国際社会や地球環境をも 視野に入れた実践的な消費行動について扱う。また、具体的に行政や企業と連携して 安全で安心できる消費生活の実現に取り組んでいる代表的な事例を取り上げ、それら の活動に関心をもち、積極的な関与の在り方について考えることができるよう指導す る。

[指導項目]

- (5) 消費生活演習
 - ア 商品・サービス研究
 - イ 消費者支援研究

(5) 消費生活演習

ここでは、 [指導項目] の(1)から(4)までの学習と関連させた身近な商品・サービスを取り上げて、個人またはグループで適切な課題を設定させ、商品・サービス研究または消費者支援研究のいずれかを取り上げて演習を行い、よりよい消費生活について具体的な方策を検討することができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

① 適切な商品やサービスの実相について理解し、関連する情報を収集・整理すること。

- ② 消費者が商品・サービスを適切に消費する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 消費生活演習について自ら学び、消費者の支援や持続可能な社会の形成に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 商品・サービス研究

身近な商品やサービスを取り上げ、安全性、機能性、耐久性、操作性、価格、表示、 廃棄、処分などに関する研究、契約に関する事項、サービス内容の比較検討、メリットとデメリット、リスクなどの調査・研究や実験・実習・演習などを扱う。その際、 商品・サービスに関する知識を習得し、主体的に活用する能力と態度を身に付けることができるようにするとともに、関連する法規等にも触れるなど指導を工夫すること。

イ 消費者支援研究

実際に生じている消費者問題や買物相談、苦情処理などを取り上げて、ロールプレイングやディスカッションを行ったり、広告や商品パッケージ、包装の検討や制作などに取り組んだりすることができるよう指導する。また、消費者、生産者、販売者それぞれの立場から具体的な演習を行い、企業、行政、消費者が連携して持続可能な社会の形成や生活の質を向上させる消費者支援について考え、主体的に活動し表現する能力と態度を身に付けることができるよう指導する。

第5節 保育基礎

この科目は、保育の意義や方法、子供の発達と生活の特徴、子供の福祉や文化について 理解し、関連する技術を身に付けるとともに、子供一人一人の発達に適した保育環境を整 えることの重要性について思考を深め、地域の保育や子育て支援に寄与できる資質・能力 を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、新しい保育所保育指針などに対応するとともに、職業人としての意識を高めることができるよう、従前の「子どもの発達と保育」と「子ども文化」の内容を再構成し、子供の発達過程や生活の特徴を保育に関連付けて体系的に学ぶことにより、子供の姿全体を捉えられるよう内容の改善を図った。また、子供の遊びや表現活動に関する内容を充実し、子供と触れ合う具体的な方法を学ぶことで、より実践的な活動ができるよう改善を図った。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、保育を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 保育の意義や方法,子供の発達や生活の特徴及び子供の福祉と文化などについて 体系的・系統的に理解するとともに,関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 子供を取り巻く課題を発見し、保育を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 子供の健やかな発達を目指して自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組む態を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実際に子供と 触れ合う学習活動などを通して、保育を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を育 成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、保育に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、保育と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、保育の意義や方法、子供の発達や生活、子供の福祉や文化などに関する内容を取り上げ、保育を担う職業人としての基礎的な知識と技術を習得することを示したものである。

保育の意義や方法、子供の発達や生活の特徴及び子供の福祉と文化とは、子供の健やかな発達を促すための保育の必要性と意義や具体的な保育の方法、子供の発達の概念や発達 過程と生活の特徴、児童福祉の制度や子供の遊びと表現活動などを意味している。

体系的・系統的に理解するとは、子供の姿を発達の諸機能により細分化するのではなく

全体として捉え、保育に関連付けながら、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、保育を担う職業について理解を深め、保育の基礎的な知識と技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

子供を取り巻く課題を発見しとは、既習の知識や技術を基に、子供の発達や生活の特徴を踏まえた上で、子供一人一人の発達に適した保育環境を整えることの重要性について思考を深め、課題を発見することを意味している。

保育を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、保育を担う職業の意義を 理解し、子供の健やかな発達を促すための保育について考え、よりよい保育を創造し課題 を解決する力を示している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

子供の健やかな発達を目指して自ら学びとは、子供たちの健やかな発達を保障するためには、保育の充実が不可欠であることを認識し、豊かな人間性を養い、広い視野をもちながら学ぶことを意味している。

保育に主体的かつ協働的に取り組む態度とは、保育に関心をもち、保育に必要な知識と 技術を進んで習得し、職業人として習得した知識や技術を活用するとともに、他者と協働 しながら主体的に学び続ける態度を意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)子供の保育、(2)子供の発達、(3)子供の生活と養護、(4)子供の福祉、(5)子供の文化の五つの指導項目で、 $2\sim6$ 単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

なお、「保育基礎」及び「保育実践」の各科目の履修に当たっては、科目の系統性に基づき、保育に関する基礎的な内容により構成される「保育基礎」を履修させた後に「保育実践」を履修させることが望ましい。

また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 実際に子供と触れ合う学習ができるよう,幼稚園、保育所、認定こども園及び地域 の子育て支援関連施設などと連携を図り、指導の充実に努めること。

内容を取り扱う際には、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域の子育で支援関連施設などとの連携を十分に図り、実際に乳幼児と触れ合う学習ができるよう留意する。

乳幼児と触れ合う学習を行うに当たっては、具体的な技術を身に付けることができるよう、全国高等学校家庭科保育技術検定を活用するなど指導を工夫すること。また、観察、参加、実習などを多く取り入れるとともに、ICT を活用し指導内容の定着を図ることが大切である。

イ 子供の発達や生活の特徴について,保育と関連付けて理解できるよう指導を工夫すること。

内容を取り扱う際には、子供の姿を発達の諸機能により細分化するのではなく、全体 として捉え、保育に関連付けながら学習できるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 子供の保育
 - ア 保育の意義
 - イ 保育の方法
 - ウ 保育の環境

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、適切な養護と教育的な関わりを営む保育の重要性を扱うこと。イについては、具体的な事例を通して心身の状態や発達に応じた保育を扱うこと。ウについては、保育環境としての家庭及び幼稚園、保育所や認定こども園などの役割を扱うこと。

(1) 子供の保育

ここでは、子供の健やかな発達を促すための保育の必要性と意義、保育の目標に応じた基本的な保育の方法や保育の環境について理解し、子供の心身の状態や発達に応じた保育の方法とその環境について考察し、工夫できるようにすることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 保育の意義と方法、保育の環境の特徴と役割について理解すること。
- ② 子供の心身の状態や発達に応じた保育の方法とその環境について課題を発見し、 その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の保育の方法や保育の環境について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に 取り組むこと。

ア 保育の意義

保育とは、子供の発達の状況に合わせて、適切に養護しながら教育的に関わる営み

であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な意義があることを、幼稚園教育要領や保育所保育指針等を取り上げて扱う。特に、乳幼児期においては、生命の保持が図られ、安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより、発達に必要な体験を得ていくものであることを理解できるよう指導する。また、子供の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達を促す重要な学習であることを考慮して、遊びを通した指導を充実させることも保育の重要性の一つとして理解できるよう指導する。

イ 保育の方法

保育の方法の基本について、子供が自ら安心して主体的に関わりながら豊かに発達していけるよう、適切な環境を創造することであり、特に、子供との信頼関係を十分に築くことが重要であることを扱う。また、発達時期の特性を考慮した保育の工夫について、例えば、3歳未満の乳幼児期には、健康と安全性への配慮、生理的欲求の適切な充足、依存的欲求の受容やスキンシップによる情緒の安定が必要であり、満3歳以上の幼児期には、仲間や集団での体験を充実させることや、子供が集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和を工夫することなど、具体的な事例を通して取り上げる。

ウ保育の環境

保育の場としての家庭及び幼稚園、保育所や認定こども園などを取り上げ、それぞれの保育環境の特徴や役割を扱う。また、子供の数の減少、自然と触れ合う経験の不足、生活時間の乱れなどの現代の子供や子育て家庭を取り巻く環境の問題とともに、延長保育や一時保育などの多様な保育のニーズに関する問題について具体的な事例を取り上げ、子供の健やかな発達のために適切な保育環境をどのように創意工夫していくべきかを考えることができるよう指導する。

〔指導項目〕

- (2) 子供の発達
 - ア 子供の発達の特性
 - イ 乳児期の発達
 - ウ 幼児期の発達

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)のアについては、子供が主体的に環境に関わることによって心身 の発達が促されることや、発達における個人差などを扱うこと。また、乳幼児期は、 特に、基本的人間関係の樹立のために「愛着」が重要であることを具体的な事例を通して扱うこと。イ及びウについては、月齢や年齢に応じた発達の姿を、身体発育、運動機能、認知機能、情緒、人間関係などの様々な発達の側面から全体的に捉えられるよう扱うこと。

(2) 子供の発達

ここでは、子供の発達の特性や過程を体系的・系統的に理解するとともに、心身の発達に応じた基礎的な保育の技術を身に付け、乳幼児期の子供の健全な心身の発達について考察し、工夫することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 生涯発達における乳幼児期について、基本的な発達の特性と心身の様々な機能の発達を発達時期ごとの子供の姿を通して理解すること。
- ② 乳幼児期の子供の健全な心身の発達について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の発達について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 子供の発達の特性

時代や社会から影響を受けてきた発達観について触れ、子供の発達の特性について理解できるよう指導する。発達には、順序性や連続性があることや個人差があることについて扱う。誕生から幼児期までの子供の身体発育、運動機能、認知機能、情緒、人間関係などの発達の様々な側面が相互に関連し合っていることを、例えば母子健康手帳を活用するなど身近な事例を通して理解できるよう指導する。

イ 乳児期の発達

誕生から乳児期を中心に発達の過程について、月齢区分に沿った子供の姿を通して扱う。また、胎児期や新生児期の能力についても取り上げる。例えば、ICT 教材などの活用や、地域の子育て支援関連施設などで乳児や保護者と触れ合うなど、身近な事例を通して理解できるよう指導する。人間関係の発達については、特に生後一年間の「愛着」の発達が、その後の様々な発達に影響を与えることを扱い、乳児の保育の重要な課題について考えることができるよう指導する。

ウ 幼児期の発達

就学前後までの発達の過程を、年齢区分に沿った子供の姿を通して扱う。例えば、運動機能の発達や基本的な生活習慣の習得、急速な言葉の理解の進歩等によって、知的好奇心も一層高まってくること、また仲間関係や集団的な遊びの体験等が大きく広がり、集団のルールを理解し、道徳性が芽生えることを、幼児と触れ合うことなど、身近な事例を通して理解できるよう指導する。幼児期の発達の特徴を踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるような環境をどのように工夫するかについて考えることができるよう指導する。

〔指導項目〕

- (3) 子供の生活と養護
 - ア 乳幼児期の生活の特徴と養護
 - イ 生活習慣の形成
 - ウ 健康管理と事故防止

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のイについては,子供の健康な生活に必要な食を営む力など基本 的生活習慣の形成の基礎についても扱うこと。

(3) 子供の生活と養護

ここでは、子供の生活と養護について体系的に理解し、子供の健康的な生活を支える 保育の技術を身に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 子供の生活と養護について理解し、適切な生活習慣の形成や健康と安全管理に関する保育の技術を身に付けること。
- ② 子供の生活と適切な養護について、課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の生活と養護について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 乳幼児期の生活の特徴と養護

誕生から幼児期までの生活について扱う。その際、睡眠、食事、遊びなどを取り上げてその特徴を理解できるよう指導する。また、健康を保持増進し、順調な成長を促す上で、子供の発達に応じた適切な養護が重要であることを理解できるよう指導する。健康管理、栄養と食事、被服、睡眠、遊びや運動などについて、具体的に扱い、適切に関わることができるよう指導する。

イ 生活習慣の形成

子供の生活の中で身に付けさせたい基本的生活習慣と社会的生活習慣について扱い、生活習慣の意義と重要性を理解できるよう指導する。基本的生活習慣については、食事、衣服の着脱、睡眠、排泄、清潔などを扱い、具体的な事例を通して、子供の発達に即した適切な習慣形成について考えることができるよう指導する。社会的生活習慣については、社会的自立を目指して、人との関わりや社会のきまりについて理解できるよう指導する。

ウ 健康管理と事故防止

子供の健康管理と事故防止について、日常の健康状態の観察、健康診査の受診、予防接種などによる感染症予防など身近な事例を通して取り上げる。また、子供の事故の実態や原因について扱い、事故防止と積極的な安全教育の必要性を理解できるよう、救急処置や平常の準備についても具体的な事例を通して扱う。

[指導項目]

- (4) 子供の福祉
 - ア 児童観の変遷
 - イ 児童福祉の理念と関係法規・制度

ウ 子供の福祉を支える場

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕(4)のイについては、児童福祉に関する基本的な法規の目的と概要を扱うこと。

(4) 子供の福祉

ここでは、保育を行う上で重要な、子供の福祉の理念や制度、子供の福祉を支える様々な施設の役割について理解し、これからの社会に求められる保育について考察できるようにすることをねらいとする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 児童観の変遷や児童福祉の理念と制度について理解すること。
- ② 子供の福祉を支える場の役割について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の福祉について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 児童観の変遷

児童観は、価値観や時代の社会的な背景により変化していることを、西欧と我が国の児童観の変遷を通して理解できるよう指導する。子供が大人の所有物のように扱われていた時代から、個人として尊重されなければならない考え方に変わってきた経緯を理解できるよう指導する。

イ 児童福祉の理念と関係法規・制度

児童福祉の基本法である児童福祉法の理念は、単に保護を必要とする児童のみならず、広く次代を担う全ての児童の健全育成が目的とされていることについて扱う。また、例えば、児童憲章、児童の権利に関する条約を取り上げ、児童福祉の基本的な考え方について理解できるよう指導する。

児童福祉に関する法律は多岐にわたるが、児童福祉法などの六法を取り上げ、それらの相互の連携によって広義の児童福祉の法体系が構成されていることを扱い、理解できるよう指導する。

ウ 子供の福祉を支える場

児童福祉法に規定される代表的な施設として、保育所、認定こども園、児童家庭支援センターなどの施設があることや、児童相談所の役割について扱う。また、身近な地域の児童館や児童遊園などの児童厚生施設にも触れ、子供の福祉について具体的な事例を通して扱う。

〔指導項目〕

(5) 子供の文化

- ア 子供の文化の意義
- イ 子供の遊びと表現活動
- ウ 子供の文化を支える場

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)のアについては、子供のための文化活動、児童文化財、児童文化施設などの重要性を扱うこと。イについては、具体的な活動を通して子供の遊びや表現活動の意義を扱うこと。その際、遊びの重要性及び遊びの種類と発達との関わりについても扱うこと。ウについては、子供の遊びや表現活動を支える代表的な施設を取り上げ、その意義と活用を扱うこと。

(5) 子供の文化

ここでは、子供の文化、遊びと表現活動について理解し、子供の健やかな発達を促すために必要な保育の技術を身に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。 このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 子供の文化,遊びと表現活動について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 子供の健やかな発達を促す遊びや表現活動について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の文化について自ら学び、保育に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 子供の文化の意義

大人が与える子供にとって豊かで健康的な文化環境とともに、子供が主体となって 創作する遊びや歌、言葉などを総合した子供の文化について扱う。また、子供のため の文化活動、児童文化財、児童文化施設などを具体的に取り上げ、子供の文化の意義 について理解できるよう指導する。その際、現代の商品化された子供の遊びにも触れ、 それらの役割や問題点についても考えることができるよう指導する。

イ 子供の遊びと表現活動

遊びが子供の生活の大部分を占めており、遊びを通して子供の心身の発達、健康の保持増進がなされるなど、遊びの意義と重要性及び遊びの種類と発達との関わり、遊びと遊具の関わりについて扱う。また、遊具の選び方や与え方などについて、具体的に遊具等を作成する活動を通して扱うこと。さらに、子供の表現活動として、造形表現活動、言語表現活動、音楽・身体表現活動、情報手段を活用した活動の意義を理解できるよう指導する。

造形表現活動では、子供の造形・描画表現の発達を理解した上で、子供とともに作る手作り遊具の大切さを理解できるよう指導する。造形の基本となる粘土遊び、水、土や砂での遊びも大切であることに気付き、子供の心の感動が原動力となって、描いたり作ったりすることの大切さや表現活動を通して個々の創造性を育てていくことの大切さを考えることができるよう指導する。

言語表現活動では、お話の効用として、想像力と思考力を育てる、人間関係を深め

る,言葉の力や話を聞くことを楽しむ,読書への素地づくりをするなどを取り上げて 理解できるよう指導する。その際,子供の年齢や興味・関心に合った絵本や物語,紙 芝居や人形劇,パネルシアターなどについても触れる。

音楽・身体表現活動では、子供にとって音楽とは、感情や感覚に訴えてくるものであることを理解し、子供に歌いかけたり、共に歌ったり、手拍子をとったりすることの重要性について考えることができるよう指導する。また、人間は生まれながらにして生理的リズムをもっており、特に、子供は、歌うことと身体を動かすことは切り離すことができないことを理解し、音楽と関わり、身体を通して表現することが心身の調和のとれたリズミカルな動きをつくるとともに、創造力を育てるためにも大切であることを理解できるよう指導にする。子供のために作られた歌には、わらべうた、唱歌、童謡、あそび歌などがあることや、歌を楽しく支えられるように楽器があり、楽器演奏や伴奏があることにも触れる。また、CD、DVD などにも触れ、大人と一緒に音楽を楽しむことの大切さについて考えることができるよう指導する。

情報手段などを活用した活動では、テレビ、ビデオ、コンピュータ、インターネットなどの情報手段を活用した活動の意義を理解し、長所と短所について考え、適切に活用できるようにする。テレビ、ビデオなどについては、子供の精神世界を広げるものであると同時に、親の視聴態度が子供に影響するため、適切な活用について考えることができるよう指導する。コンピュータやインターネットについては、子供の遊びや教育機会を発展させる多くの可能性がある一方で、テレビゲームなどを長時間使用し続けることは、子供の発達を阻害する危険もあることを理解させ、適切な活用方法について考えることができるよう指導する。

ウ 子供の文化を支える場

子供の遊びや表現活動を支える代表的な施設として、児童文化施設やその他の子供のための各種施設を具体的に取り上げて、その種類や目的、子供にとって有効な活用方法について考えることができるよう指導する。例えば、児童文化施設として、児童文化センター、児童館、児童遊園、児童公園など、地域にある施設を具体的に取り上げ、それらの児童文化施設は、子供に適切な児童文化財を提供し、健全な遊びや創造活動を経験させることが目的であることを理解できるように指導する。また、商業目的で提供されている子供のための各種施設を取り上げ、児童文化施設との共通点や相違点などについて触れ、それらの意義や有効な活用方法について考えることができるよう指導する。

第6節 保育実践

この科目は、保育基礎の学習を踏まえ、保育の重要性をさらに深く理解し、子供の発達 を促す技術を身に付けることで、子供の健やかな発達を促すための保育について考え、よ りよい保育を創造し地域の保育や子育て支援に寄与できる資質・能力を育成することをね らいとしている。

今回の改訂においては、新しい保育所保育指針などに対応するとともに、職業人としての意識を高めることができるよう、従前の「子どもの発達と保育」と「子ども文化」の内容を再構成し、保育を担う職業人として必要な子供の様々な表現活動を促す具体的な技術を身に付けることができるよう改善した。加えて、子供の保育のみならず、保護者支援の資質を養うことができるよう内容の充実を図った。さらに、具体的な保育の活動計画を作成し、より専門性の高い実習を行うことができるよう内容を改善した。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、保育を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 子供の表現活動や子育て支援について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 保育や子育て支援に関する課題を発見し、子供を取り巻く環境の変化に対応した保育を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 保育の充実を目指して自ら学び、保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に 取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、保育の活動計画や実習などを通して、保育を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、保育に係る生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、保育現場で生かすことと関連付けることを意味している。

目標の(1)は、子供の発達を促す表現活動と、子育て支援に関する内容を取り上げ、保育を担う職業人としての専門的な知識と技術を習得することを示したものである。

子供の表現活動や子育て支援について体系的・系統的に理解するとは、表現活動の重要性や子育て支援の意義と役割を捉えた上で、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、子供の健やかな発達を促すことができるように、保育 や子育て支援に必要な知識や技術を習得することを意味している。 目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

保育や子育て支援に関する課題を発見しとは、子供の育ちや子育て支援に関して思考を 深め、課題を発見することを意味している。

子供を取り巻く環境の変化に対応した保育を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、子供を取り巻く環境が目まぐるしく変化することに着目し、変化に対応しながらも子供の健やかな発達を促すための保育について考え、よりよい保育を創造し課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

保育の充実を目指して自ら学びとは、子供たちの健やかな発達を保障するためには、保育の充実が不可欠であることを認識し、豊かな人間性を養い、広い視野をもちながら学ぶことを意味している。

保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に取り組む態度とは、保育や子育て支援に 必要な知識と技術を進んで習得し、職業人として習得した知識や技術を活用するとともに、 他者と協働しながら主体的に学び続ける態度を意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)子供の表現活動と保育、(2)子育て支援と保育、(3)保育の活動計画と実習の三つの指導項目で、2~8単位程度履修されることを想定して構成している。

なお、「保育基礎」及び「保育実践」の各科目の履修に当たっては、科目の系統性に基づき、保育に関する基礎的な内容により構成される「保育基礎」を履修させた後に「保育実践」を履修させることが望ましい。

また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 子供の表現活動や子育て支援について,具体的に理解できるよう,幼稚園,保育所,認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などと連携を図り,単に子供と触れ合うだけでなく,綿密な計画に基づき保育者の視点をもった実習を行うことができるよう指導を工夫すること。

内容を取り扱う際には、子供の表現活動や子育て支援について具体的に理解できるよう幼稚園、保育所、認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などとの連携を十分に図ること。特に実習においては、単に子供と触れ合うだけでなく、綿密な計画に基づき保育者の視点をもった実習となるよう留意すること。また、技術の習得に当たっては、実習を

中心として行うとともに、全国高等学校家庭科保育技術検定を活用するなど指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 子供の表現活動と保育
 - ア 造形表現活動
 - イ 言語表現活動
 - ウ 音楽・身体表現活動
 - エ 情報手段などを活用した活動

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については、子供の表現活動を保育の場で展開するための基本的な技術を身に付けることができるよう実習を中心として扱うこと。

(1) 子供の表現活動と保育

ここでは、保育における子供の表現活動の意義と重要性を理解し、関連する技術を身 に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 子供の表現活動の意義と重要性を理解し、子供の様々な表現活動を促す技術を身に付けること。
- ② 子供の様々な表現活動について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子供の表現活動と保育について自ら学び、保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 造形表現活動

子供の造形・描画表現が子供の創造性を育てる上で重要な活動であることについて扱う。その際、子供の描画には発達の順序があること、発達に即した援助の方法について取り上げる。また、紙だけでなく牛乳パックや布、食品トレーや様々な空き容器など多様な素材を用いた壁面構成などの造形表現活動ができるよう工夫する。

イ 言語表現活動

絵本やお話に親しむことが子供の創造力と思考力を高める活動であることを扱い、

言葉やイメージが豊かになるような援助の方法を取り上げる。また、絵本やお話の他 にも紙芝居、人形劇、パネルシアターなど様々な視聴覚教材を扱う。

ウ 音楽・身体表現活動

子供にとっての音楽・身体表現の重要性を扱い、子供が音楽に親しみ、歌を歌ったり、リズム楽器を使ったりする活動を援助する方法を取り上げる。例えば、ピアノやその他の楽器を用いた伴奏などを扱う。

エ 情報手段などを活用した活動

情報手段を用いた活動について、身近な事例を通して扱い、子供の発達や心身への 影響を十分に考慮しながら、情報手段を保育に活用できるよう指導する。例えばテレ ビ、ビデオ、コンピュータ、インターネットなどを扱う。

[指導項目]

- (2) 子育て支援と保育
 - ア 子供・子育ての問題
 - イ 子育て支援のための各種施設
 - ウ 子育て支援

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のアについては、子育て支援に関する社会的背景を取り上げ、子育て支援施策の概要を扱うこと。また、子供の虐待とその防止などに触れること。ウについては、具体的な事例を通して保育者が行う保護者支援を扱うこと。

(2) 子育て支援と保育

ここでは、子供と家族を取り巻く社会や環境の変化や問題を踏まえ、子育て支援の意義と役割について理解するとともに、保育の場で行う保護者支援の基本を習得できるようにすることをねらいとする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 現代社会における子供・子育ての問題や、子育て支援について理解し、関連する情報を収集・整理すること。
- ② 地域の様々な子育て支援について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 子育て支援と保育について自ら学び、保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的 に取り組むこと。

ア 子供・子育ての問題

少子化,家庭内暴力,子供の虐待,育児の不安や孤立感など,子供と家族を取り巻く社会や環境の様々な変化や問題を取り上げ,子育て支援の意義と役割について扱う。 国の次世代育成支援対策推進法やその後の子供・子育て関連3法などに触れ,地方公 共団体、民間企業及び NPO 法人などが行う具体的な子育て支援の事例を扱う。

イ 子育て支援のための各種施設

身近な地域の子育て支援関連施設の役割について扱う。また、地方公共団体の運営する地域子育て支援センターや児童館、民間の NPO 法人などが行う子育て支援に触れ、どのような支援が行われているか具体的な事例を扱う。

ウ 子育て支援

保育所や認定こども園など、保育施設に入所している子供の保護者を対象とする子育て支援の意義と役割について扱う。保護者との相互理解や個別支援における専門機関との連携など、保育と密接に関連した保護者支援の方法について、具体的な事例を通して扱う。また、保育施設における地域の子育て支援についても触れる。

[指導項目]

- (3) 保育の活動計画と実習
 - ア 保育の活動計画
 - イ 保育実習

(3) 保育の活動計画と実習

ここでは、保育に関する様々な知識や技術を生かして、総合的に保育現場で活用する できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 保育について体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けること。
- ② 保育実習を通して課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 保育の活動計画と実習について自ら学び、保育や子育て支援の実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 保育の活動計画

保育の活動計画の重要性について扱う。また、幼稚園、保育所、認定こども園等での様々な活動は、年間・期・月・週・日における指導計画に基づいて実践されていることを認識した上で、部分的な計画を作成することができるようにする。その際、子供の発達や時期を考慮し、どのようなことを身に付けてほしいかという具体的なねらいや内容を設定し、子供が興味や関心をもって主体的に関わり、その中で発達に必要な体験を積み重ねていくことができるような活動となるよう留意する。

イ 保育実習

保育現場において保育の活動計画に基づいた保育実習を扱う。保育実習の実施に当たっては、実習園との連携を密にとり、単なる子供との触れ合いにとどまらず、子供 や保育者の援助の様子を観察する観察実習や、一日の生活の流れの中で一部分を計画 立案、準備し、保育を行う部分実習などの保育者の視点をもった実習ができるようにする。

第7節 生活と福祉

この科目は、高齢者の介護と福祉に関する知識と技術を習得し、高齢者の自己決定に基づく自立生活支援と福祉の充実について思考を深め、高齢者の生活の質の向上と自立生活支援を担う資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、我が国の急速な高齢化の進展と人口減少社会、高齢者福祉の法規や制度の変化などに対応し、人間の尊厳と自立生活支援に関する内容の充実を図るとともに、高齢者への生活支援サービスの実習の内容について改善・充実を図った。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、高齢者の自立生活支援と福祉の充実を担う職業人として必要な 資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 高齢者の健康と生活,介護などについて,体系的・系統的に理解するとともに, 関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 高齢者の健康と生活、介護などに関する課題を発見し、高齢者の自立生活支援と 福祉の充実を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 家族や地域の人々の豊かな生活の実現を目指して自ら学び、高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、生活支援サービスと介護の実習などを通して、高齢者の自立生活支援と福祉の充実を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、高齢者の介護と福祉に係る生活 産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能 な社会の構築等の視点で捉え、高齢者の自立生活支援や福祉の充実と関連付けることを意 味している。

目標の(1)は、高齢者の健康と生活、介護などを代表的な内容として例示し、高齢者の健康管理や自立生活支援を理解するための基本的な知識と技術を習得することを示したものである。

高齢者の健康と生活、介護などについて、体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるとは、高齢者の健康と生活について、高齢期に至るまでの健康づくりとして捉え、ライフステージごとの健康管理について具体的な事例を通して理解できるようにするとともに、生活支援サービスや介護の実習などを通して技術を身に付けることができるようにすることを意味している。

高齢者の介護については、高齢者福祉に関する法規や制度・サービスについて理解し、 介護予防の考え方に基づき、自立生活支援と介護に関する基礎的な知識と技術を習得でき るようにする。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

高齢者の健康と生活、介護などに関する課題を発見しとは、高齢者の自己決定に基づく 自立生活支援と福祉の充実について思考を深め、課題を発見することを意味している。

高齢者の自立生活支援と福祉の充実を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、働くことの意義を理解し、勤労観や職業観を養うとともに、高齢者の自立生活支援と福祉の充実を担う事業を展開したりするために必要な基本的な法的根拠に基づいて、よりよいもの、新しいものをつくり出すことによって課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

家族や地域の人々の豊かな生活の実現を目指して自ら学びとは、自分の適性を生かして 働くために、家族や地域の人々の生活に関心を高めて主体的に学ぶことを意味している。

高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、この学習を通して、地域の高齢者の生活に関心をもち、高齢者と積極的に関わり、適切な生活支援や介護ができたり、福祉の充実、向上を目指したりする態度を育てることを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)健康と生活、(2) 高齢者の自立生活支援と介護、(3) 高齢者福祉の制度とサービス、(4) 生活支援サービスと介護の実習の四つの指導項目で、 $2\sim4$ 単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(4)については、校内での実習を踏まえて、高齢者と接する機会を設けたり、福祉施設などの見学や実習を取り入れたりするなど指導を工夫すること。

[指導項目]の(4)の内容を取り扱う際には、社会福祉協議会や高齢者福祉施設などと連携を十分に図るとともに、学校家庭クラブ活動や就業体験活動等とも関わらせるなどの学習活動の工夫が大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 健康と生活
 - ア 健康の概念
 - イ ライフステージと健康管理
 - ウ 家庭看護の基礎

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、健康の概念と健康状態に影響を及ぼす要因などを扱うこと。イについては、ライフステージごとの健康問題の特徴を踏まえ、生活習慣病の予防など高齢期に至るまでの健康管理の必要性を扱うこと。ウについては、体温測定や応急手当などの基礎的な内容を扱うこと。

(1) 健康と生活

ここでは、健康の概念とライフステージごとの健康管理について、高齢期に至るまで の生活における健康問題と家庭での健康管理の必要性を理解し、家庭での看護の基礎的 な技術を身に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 健康の概念とライフステージごとの健康管理について理解すること。
- ② ライフステージごとの健康問題を踏まえ、生活習慣病の予防など高齢期に至るまでの課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 健康と生活について自ら学び、高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 健康の概念

健康の概念について、身体的、精神的、社会的な面から全人的に捉えることができるよう、その人の価値観によっても健康観が異なることや、環境や対人関係など様々な影響を受けることを扱うこと。

イ ライフステージと健康管理

高齢期に至るまでの健康づくりには、ライフステージごとの健康問題の特徴を踏まえ、生活習慣病などを予防するための健康管理や日常生活の見直しが必要であることを理解し、高齢期に自立した生活が送れるよう、介護予防の重要性について扱うこと。また、家族の健康管理の具体的な方法として、健康観察、定期健康診断などを取り上げ、病気の予防や身体の異常の早期発見が重要であること、健康志向の高まりや高齢社会の進展、生活様式の変化などに伴う健康をめぐる諸課題を扱うこと。

ウ 家庭看護の基礎

家庭看護の基礎的な技術として、ベッドメーキング、体位変換、寝間着・シーツ交換、体温・脈・呼吸・血圧の測定、湯たんぽ、氷枕などを扱うこと。また、止血・軽い熱中症やのどにものが詰まったときなどに対する応急手当の要点などについて扱う

こと。

[指導項目]

- (2) 高齢者の自立生活支援と介護
 - ア 高齢者の心身の特徴
 - イ 人間の尊厳と自立生活支援の考え方
 - ウ 高齢者介護の基礎

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(2)のイについては、アとの関連を図り、加齢に伴う心身の変化を踏まえ、認知症への理解を深めるなど人間の尊厳や自立生活支援を扱うこと。また、高齢者の自己決定に基づく自立生活支援の重要性についても扱うこと。ウについては、高齢期における人間の尊厳の重要性と関連付けながら、介護の意義と役割や高齢者介護の基礎的な内容を扱うこと。

(2) 高齢者の自立生活支援と介護

ここでは、加齢に伴う心身の変化と、高齢者介護の基本として、自立生活支援の考え 方を理解し、高齢者の自立生活支援と介護について考察できるようにすることをねらい としている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 加齢に伴う心身の変化を踏まえ、高齢者の自己決定に基づく自立生活について理解 すること。
- ② 高齢者が地域において自立生活を送るための課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 高齢者の自立生活支援と介護について自ら学び、高齢者の生活の質の向上と自立生活支援に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 高齢者の心身の特徴

加齢に伴って変化する高齢者の身体的・心理的・社会的特徴や加齢と病気や諸症状との関係について扱うこと。その際、事故の防止の重要性、認知症への理解と対応、高齢者の病気の特徴などを考えることができるよう具体的な事例を取り上げること。

イ 人間の尊厳と自立生活支援の考え方

高齢者の介護について、高齢者の生活の質を重視する観点から、高齢者自身の希望が尊重され、その人らしい自立した生活を支援することが重要であることを扱うこと。また、日常の生活行為を支援することによって、地域において自立生活が可能になるよう生活支援の必要性について指導を行い、高齢者の生活を支える地域の役割について、具体的な事例を取り上げること。ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインなど、社会福祉の基本的な考え方についても扱うこと。

ウ 高齢者介護の基礎

介護に当たっての配慮事項として、介護予防の考え方に基づいた見守りや適切な支援が大切であること、介護が長期化したときの家族の支援や福祉サービスの活用などによる長期の介護体制の確立が大切であることを扱うこと。また、麻痺、認知症、視聴覚障害などがある高齢者の介護の要点や、生活の中でのリハビリテーションについて具体的な事例を通して扱うこと。

[指導項目]

- (3) 高齢者福祉の制度とサービス
 - ア 人口減少社会と社会福祉
 - イ 高齢者福祉の法規と制度
 - ウ 保健・医療・福祉サービス

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)のアについては、日本の高齢化の進展状況と人口減少社会を踏ま えた社会福祉の今後の展開を扱うこと。イについては、高齢者福祉に関する法規や制 度の目的と概要を扱うこと。ウについては、高齢者に関する保健・医療・福祉サービ スの具体的な事例を扱うこと。

(3) 高齢者福祉の制度とサービス

ここでは、我が国の高齢化の特徴や現状と人口減少社会を取り上げ、社会福祉の必要性や、高齢化の進行に伴って整備された法規と制度の目的と概要、変遷について理解できるようにする。その上で、高齢者の健康や生活を地域で支えるための保健・医療・福祉サービスについて理解できるようにするとともに、日本の高齢化の特徴と人口減少社会について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 高齢者福祉の法規と制度の概要について理解すること。
- ② 日本の高齢化の特徴と人口減少社会の課題を発見し、その解決に向けて考察すること
- ③ 高齢者福祉の制度とサービスについて自ら学び、高齢者の生活の質の向上と自立生 活支援に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 人口減少社会と社会福祉

日本の高齢化の進展状況と人口減少社会について理解できるよう,高齢社会に対応する施策の概要に触れる。また,高齢期の長期化に伴う所得,仕事,健康,介護,社会参加,生きがいなどの課題や,家族・地域の変化とそれに対応する社会福祉の現状と課題について考えることができるよう,社会福祉の基本的な考え方の重要性を扱うこと。

イ 高齢者福祉の法規と制度

高齢者福祉の基本的な理念として、老人福祉法や介護保険法などを取り上げ、その目的と理念、法律に基づく具体的な施策の概要について扱うこと。また、近年の高齢者福祉サービスの体系と概要について取り上げ、地域における高齢者福祉の充実と介護予防に重点が置かれていることなども扱うこと。

ウ 保健・医療・福祉サービス

介護を要する高齢者には、生活の質の観点から、保健・医療・福祉の統合されたサービスが必要であることを取り上げ、自治体などで実施している制度やサービスなど 具体的な事例を扱うこと。

[指導項目]

- (4) 生活支援サービスと介護の実習
 - ア 生活支援サービスの実習
 - イ 介護の実習
 - ウ レクリエーションの実習

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)のアについては、主に調理、被服管理、住環境の整備などの家事援助や見守り、買物などを扱うこと。イについては、食事、着脱衣、移動などの介助や体位変換などの基本的な介護技術を扱うこと。ウについては、レクリエーションが高齢者の身体的、精神的な機能や社会性などの維持・向上に有効であることと関連付けて扱うこと。

(4) 生活支援サービスと介護の実習

ここでは、実習を中心として扱い、生活支援、介護の基礎的な技術を習得するとともに、レクリエーションに対する関心を高め、高齢者の自立生活を支えようとする意欲や 実践的な態度を育てることをねらいとしている。また、実習は校内のみでなく、学校家 庭クラブ活動や就業体験活動等とも関わらせて、高齢者と接する機会を設けたり、福祉 施設等の見学や実習を取り入れたりするよう留意する。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 生活支援サービスと介護の実習について、家事援助や基本的な介護技術を身に付けること。
- ② 生活支援サービスと介護の実習に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 生活支援サービスと介護の実習について自ら学び,高齢者の生活の質の向上と自立 生活支援に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 生活支援サービスの実習

地域包括ケアシステムについて取り上げ、高齢者が地域において自立生活を可能とするための生活支援サービスを扱うこと。生活支援に関する技術では、調理、衣類の洗濯や補修、掃除、買物、関係機関等との連絡などを扱うこと。また、高齢者の安全な住まい方や衣服、食事、運動などの工夫についても実習を取り入れるようにする。さらに、高齢者に関わる消費者問題について、ロールプレイングなどの演習を取り入れ、対応や防止方法についても触れる。

イ 介護の実習

高齢者にみられる心身の変化に対応し、移動、食事、ベッドメーキングや寝間着・シーツの交換、体位変換、身体の清潔法など基礎的な介護技術を扱う。高齢者の介護に積極的に取り組むことができるよう、高齢者福祉関係施設の見学や高齢者対象のボランティア活動への参加などの学習活動を取り入れる。

ウ レクリエーションの実習

高齢者にとってレクリエーションは、身体的、精神的機能の回復に役立つとともに、対人関係を広げ、社会性を取り戻すなどの意義があることを理解し、レクリエーションのプログラムなどの実習を通して、高齢者に応じたレクリエーションを具体的に考えることができるよう学習活動を工夫すること。

第8節 住生活デザイン

この科目は、住生活や住文化に関する知識や技術を活用し、住生活上の問題を解決し、豊かな住生活の実現を担うことのできる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、インテリアデコレーションを含むインテリアデザイン実習に関する内容の充実を図るとともに、福祉住環境の視点から住空間のバリアフリー化、リフォーム計画実習などを加えるなどの改善を図り、科目名称を従前の「リビングデザイン」から「住生活デザイン」に変更した。

この科目は、インテリアコーディネーターやインテリアプランナー、福祉住環境コーディネーターなど関連する職業に関心をもたせるとともに、専門的な学習への動機付けとする科目である。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、豊かな住生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 住生活と文化,住空間の構成と計画,インテリアデザインなどについて体系的・系統的に理解するとともに,関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 快適な住空間の計画やインテリアデザインに関する課題を発見し、豊かな住生活の実現を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 豊かな住生活の実現を目指して自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、インテリアデザイン実習や住空間のリフォーム計画実習などを通して、豊かな住生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、住生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、豊かな住生活の実現と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、住生活と文化、住空間の構成と計画、インテリアデザインなどに関する内容を取り上げ、豊かな住生活の実現を担う職業人としての知識と技術を習得することを示したものである。

住生活と文化,**住空間の構成と計画**,**インテリアデザインなどについて体系的・系統的に理解する**とは,住生活と文化,住空間の構成と計画,インテリアデザインを代表的な内容として例示し,住生活のデザインに必要な知識と技術を習得することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、住空間の計画やインテリアデザイン、リフォーム計画 の課題などへの取り組みを通して、平面図をはじめとする図面や模型などで表現するため の技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

快適な住空間の計画やインテリアデザインに関する課題を発見しとは, (1)で習得した 知識や技術を生かし,安全で快適に過ごすことができる住空間やインテリアデザインとす るために必要となる,住空間やインテリアデザインの問題点や改善点を自ら発見すること を意味している。

豊かな住生活の実現を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、先に発見した問題点、改善点の問題解決方法、改善手段を考案し、機能とデザインを充足した解決案をまとめ、図面や模型で表現することを通して豊かな住生活を実現し、提案できる職業人としての課題解決能力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

豊かな住生活の実現を目指して自ら学びとは、ライフステージごとの住生活上の問題を解決し、提案できるようになることを示している。例えば、高齢期の家族がいる住空間を想定し、バリアフリー化の提案をし、リフォーム案を作成するなど、状況に応じた提案ができるようになることなどを意味している。

住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組む態度とは、問題点の発見、解決策の提案、図面や模型で表現しプレゼンテーションする際などに、自らの考え方、作業の進め方を主体的に考案し実行することも大切であるが、チームで考え、協働して作業を進め、提案をまとめて発表することの重要さや達成感の経験も必要である。ここでは、課題に複数の生徒で協働して取り組むことを通して、将来、住生活産業関連分野で働く際の職業人としての態度を学ぶことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)住生活と文化、(2)住空間の構成と計画、(3)インテリアデザイン、(4)福祉住環境と室内計画、(5)住生活関連法規の五つ指導項目で、 $2\sim6$ 単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(2)のエ,(3)のウ及び(4)のウについては,実習を中心として扱い, 個人又はグループで適切な課題を設定するなど,生徒の主体的な学習活動の充実を図 ること。

〔指導項目〕の(2)のエ,(3)のウ及び(4)のウの内容を取り扱う際には,習得した知識や技術を活用して,具体的な住空間の平面計画実習,インテリアデザイン実習,住空間

のリフォーム計画実習に取り組むことができるよう留意する。個人で取り組む課題として指導することや、数人のグループで住宅の様々な場所のインテリアを計画するなどの 方法により、グループ課題として指導することなどが考えられる。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 住生活と文化
 - ア 日本の住生活と文化
 - イ 世界の住生活と文化

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、日本の各時代の特徴的な住居様式を取り上げ、 気候や風土と住居との関わり、生活様式や起居様式と住居との関わり、住意識や住要 求と住居との関わり、伝統的な和室でのマナーなどを扱うこと。イについては、世界 の特徴的な住居様式を取り上げ、気候や風土と住居との関わり、生活様式と住居との 関わり、世界の特徴的な住居におけるマナーなどを扱うこと。

(1) 住生活と文化

ここでは、日本の住生活と文化、世界の住生活と文化を取り上げて、各時代の特徴的な住居様式、気候や風土や生活様式と住居の関わりや、住生活と住居の変遷などを理解し、住生活と住居に関心をもち、主体的に学ぶ態度を養うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 日本と世界の住生活や住文化の多様性について理解すること。
- ② 日本と世界の住生活や住文化の課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 住生活と文化について自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 日本の住生活と文化

日本の各時代の特徴的な住居様式,気候や風土と住居との関わり,生活様式と住居 との関わりについて取り上げ,各時代の人々がそれぞれの地域で自然環境や気候や風 土に合わせて特色ある住居様式を創造し,快適な住生活を工夫してきたことを理解で きるよう指導する。

住居の変遷については、日本の各時代の特徴的な住居様式を取り上げ、住居の構造 や機能、文化的・歴史的背景を考えることができるようにするとともに、現在の日本 の住居様式などとの関連について理解できるよう指導する。

気候や風土と住居との関わりについては、例えば、窓の位置や形、屋根の形や傾斜、 玄関の位置、土間や板床、畳などの床の形式など、日本のそれぞれの地域の気候や風 土に適応して特色ある構造様式がつくりだされていることを、各地の事例と関連付け て取り上げることも考えられる。

住生活文化については、床座といす座などの起居様式と室内装備などとの関わりを扱い、文化や歴史、気候や風土と住生活様式が関わっていること、伝統的な和室における立ち居振る舞いやマナーについて理解できるよう指導する。さらに今後の住生活と住居に関心をもつことができるよう、住生活は社会の変化やライフスタイル、社会施設の整備などにより変化することを扱う。

また,協同,共生型集住の在り方であるグループホームやコレクティブハウジング, シェアハウジングなどの共同による住生活など,今後の住生活と住居の展望について も,具体的な事例を取り上げて指導する。

イ 世界の住生活と文化

世界の特徴的な住居様式、気候や風土と住居との関わり、生活様式と住居との関わりなどについて取り上げ、それぞれの地域で自然環境や気候や風土に合わせて特色ある住居様式を創造し、快適な住生活を工夫してきたことを理解できるよう指導する。例えば、雨の降らない砂漠周辺のテント式や日干しレンガを積み上げた住居、イスラム文化圏の諸都市に見る城郭都市の住居、ヨーロッパの地中海沿岸の組積造の住居、西ヨーロッパの木造の住居、アジアのモンスーン地域の高床住居、中国東部の伝統的な中庭型住居である四合院住居、寒冷な地域の住居などの世界の特徴的な住居様式を取り上げ、住居の構造や機能、文化的・歴史的背景を考えることができるよう指導する。また、現在の世界の住居様式などとの関連について事例を取り上げ、理解を深めることができるようにするなどの指導の工夫も考えられる。

住生活文化については、玄関で靴を脱ぐ上下足の区別がある地域とない地域、床座といす座などの起居様式や置き家具と造りつけ収納、床や寝台に布団を敷くなどの就寝方法、浴槽やサウナやシャワーなど、文化や歴史、気候や風土により住生活様式やマナーが異なることを理解できるよう指導する。

[指導項目]

- (2) 住空間の構成と計画
 - ア 住生活と住空間
 - イ 住空間の構造と材料
 - ウ 住空間の環境と設備
 - エ 住空間の平面計画実習

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のアについては、人体寸法、動作寸法、作業寸法などを扱うとともに、住居の平面計画の基本であるゾーニング、動線、各室の配置と位置関係などを扱うこと。イについては、住居の構造と材料に関する基礎的な事項を扱うとともに、地震に強い住空間の計画を扱うこと。ウについては、健康で安全な室内環境の条件、室内環境整備のための設備を扱うとともに、住居の省エネルギー化についても扱うこと。また、住空間の延長としての住居周りの外部のデザインと整備についても扱うこと。エについては、住居の平面計画を検討し、平面表示記号などを用いて平面図を作成させること。

(2) 住空間の構成と計画

住生活と住空間の関わりや、住空間の構造と材料、環境と設備について理解し、住空間の平面計画と平面図作成に関する技術を身に付けるとともに、快適な住空間、安全な住空間をつくるために考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 住生活と住空間,構造と材料,環境と設備について理解し,住空間の平面計画と平面図作成ができること。
- ② 快適な住空間,安全な住空間をつくるために課題を発見し,その解決に向けて考察すること。
- ③ 住空間の構成と計画について自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 住生活と住空間

家族の生活とライフステージごとの住意識や住要求の変遷に関する知識や,それに伴う住空間の構成や計画の変更の必要性について扱う。また,生活行為と寸法について理解し,必要な住空間の計画ができるよう指導する。住空間の多くの寸法は,人体の寸法をもとに作られたものであることについても理解し,生活行為に伴う動作寸法,作業寸法,動作空間など,基準となる空間の広さや高さの寸法を,実測するなどして具体的に捉えることができるよう指導する。

また、平面計画の基本として、ゾーニング、動線、各室の配置と位置関係について扱う。生活行為が行われている住空間の性格や内容によって、私的、公的、衛生、家事空間などに分けて、その関係を整理するゾーニングについて理解できるよう指導する。例えば、各室の機能的な構成や配置のためには浴室、洗面、便所などの水まわりをまとめて配置するなどのゾーニングの工夫や、動線を短くする必要があることなどを理解できるよう指導する。

イ 住空間の構造と材料

安全な住生活を営むために必要な住空間の構造について扱う。また、健康を害する おそれのある建築材料を使用しないなど、住空間を構成する建築材料の種類について も理解できるよう指導する。例えば、建物の構造については、木造、鉄骨造、鉄筋コ ンクリート造、補強コンクリートブロック造などを取り上げ、使用する材料と構造の特徴、工法による構造の違いなどについて理解できるよう、耐震補強や減災のための手段や工夫についても事例をあげて扱うことなどが考えられる。また、構造材料、仕上げ材料については、住居の構造物や内装、外装に適切な材料を選択することの重要性や、材料の構成と人間の心理や生理との関係、住居の維持管理を定期的に行うことなどについて扱い、住居の構造や材料の耐用年数に影響を与えることについても理解できるよう指導する。

ウ 住空間の環境と設備

快適な住生活を営むために必要な室内環境の在り方と住宅設備について扱う。室内環境と設備については、室内空気、室内照度、住居の保温性、安全性などを取り上げ、健康で安全であるための条件について理解できるよう指導する。室内空気の清浄については、室の広さと居住人数との関係、換気の重要性と方法について理解できるよう、シックハウス症候群などの化学物質による影響についても触れる。室内照度については、適正値である照度基準を理解し、照明方式の種類と特徴、照明器具の手入れなどについて扱う。住居の保温性については、住居の構造、壁材・床材、断熱材、開口部構造などとの関わりについて理解できるよう指導する。例えば、高気密高断熱、住居の省エネルギー化など身近な事例を取り上げて扱うことも考えられる。

安全性については、特に、幼児や高齢者に対する事故防止や防災への配慮を取り扱う。 また、冷暖房機器、給湯機器などの住宅設備機器の健康、安全に配慮した使い方、さらに、敷地内の住居周りの外部空間(エクステリア)の整備に関する基礎的な理解ができるよう指導する。

エ 住空間の平面計画実習

家族構成,敷地条件,経済性,安全性,住要求などに配慮して,住居の平面計画の検討を行い,平面表示記号を用いた平面図の作成を扱う。平面計画に当たっては,家族構成,敷地条件,経済性,安全性,住要求とともに,食寝分離,適正就寝,プライバシー保持,動線などにも配慮する必要があることを理解できるよう指導する。また,各室の広さ,位置,相互の連絡,玄関や窓など開口部との関係,働きやすい家事労働の場,収納設備や地震災害への備えなども含めた安全性に配慮した家具の配置など,家族の生活条件,幼児や高齢者への建築的配慮などについても考えることができるよう指導する。実習に当たっては,個人又はグループで適切な課題を設定するとともに,ICTを積極的に活用して取り組むことができるよう工夫する。

〔指導項目〕

- (3) インテリアデザイン
 - ア インテリアデザインの構成要素
 - イ インテリアデザインの表現技法
 - ウ インテリアデザイン実習

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)のアについては、色彩、形態、材質感などを扱うとともに、各室の床、壁、天井、家具、カーテンなどを扱うこと。イについては、インテリア計画の手順と表現技法を扱うこと。ウについては、適切な住空間を取り上げ、全体的に調和のとれたインテリアコーディネートとその表現についても扱うこと。

(3) インテリアデザイン

ここでは、インテリアデザインの構成要素、インテリアデザインの表現技法に関する 知識と技術を習得し、調和のとれたインテリアコーディネートとデザイン表現ができる ようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① インテリアデザインの構成要素,表現方法について理解し,関連する技術を身に付けること。
- ② 基礎的な知識と技術を応用し、テーマに沿ったインテリアを自らデザインできるようになるため、多くの事例を通して課題を発見し、その解決に向けて考察し工夫する こと。
- ③ インテリアデザインについて自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア インテリアデザインの構成要素

インテリアのデザイン要素として、色彩、形態、材質感などを扱い、基礎的な事項が理解できるよう指導する。色彩については、色彩の基本、配色と調和、色彩効果などについて理解できるよう指導する。形態については、点、線、面などの形の要素や、それらの組合せによるバリエーション、形態から受ける印象、造形美などについて理解できるよう指導する。材質感については、柔らかさ、硬さなど素材のテクスチャーによって表現される素朴さ、やさしさ、豪華さなどの感性について理解できるよう指導する。

インテリアの構成要素として、床、壁、天井のように固定された要素と家具、カーテン、照明等のように移動できる要素があること、各要素の特質と総合的な調和の重要性などについて理解できるよう指導する。また、床、壁、天井は大きな面積を占めており、簡単に取り替えにくいので、仕上げ材や内装材の色彩、材質感などへの配慮が重要であることに気付くことができるよう指導する。家具については、種類、性能、規格、デザインなど、カーテンについては生地、デザイン、吊り方による効果などを扱う。

イ インテリアデザインの表現技法

インテリア計画の手順について扱う。住まい方のイメージや生活スタイルの把握, 単位空間の規模決定と相互間の位置付けを行うゾーニング, 部屋の形やプロポーション, 寸法などを決定するインテリアプランニング, 室内の色彩, 材料などを決定する ファニッシングデザイン,生活エレメントを選択し,配置するエレメントレイアウトなどを理解し,実践できるよう学習活動を工夫する。考案したデザインを表現する方法の種類としては,例えば,プレゼンテーションボード,室内透視図(パース),模型,コンピュータグラフィックスなどが考えられる。

ウ インテリアデザイン実習

全体に調和のとれたインテリアコーディネートとその表現を扱う。具体的には、住居全体、子供室、寝室、リビングルーム、台所など、適切な住空間を取り上げて、個人又はグループで取り組むことができるよう課題を設定し、主体的・協働的な学習活動ができるよう指導する。

また、住居内の小さなスペースを利用したインテリアデコレーション (室内装飾) の課題に取り組むことも可能である。例えば玄関先、窓辺、棚の上などのスペースに自ら設定したテーマの小物などを配置し、空間演出をすることから、住居全体のインテリアデザイン実習へと規模を拡大して取り組んでもよい。

[指導項目]

- (4) 福祉住環境と室内計画
 - ア 住生活と福祉
 - イ 住空間のバリアフリー化
 - ウ 住空間のリフォーム計画実習

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)のイについては、アを踏まえて具体的な事例を通して住空間のバリアフリー化の考え方を扱うこと。 ウについては、住宅をバリアフリーにリフォームする計画を取り上げ、 画像や図面などで表現する方法を扱うこと。

(4) 福祉住環境と室内計画

ここでは、誰もが安全に過ごすことができる住空間をつくるために、バリアフリーな 住空間を実現するための理解や、リフォーム計画実習を通して福祉的な視点に立ったイ ンテリアデザインができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 住生活と福祉,住空間のバリアフリー化について理解すること。
- ② 住空間のバリアフリー化の可能性について身近な事例を通して課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ 福祉住環境と室内計画について自ら学び、住空間のバリアフリー化のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 住生活と福祉

住空間におけるバリアフリーについて、幼児や高齢者、障害者など、誰にでも使い

やすく、訪れやすい住居にするというユニバーサルデザインの視点から、住居をリフォームする上で必要となる基本的な事項を扱う。その際、室内で車椅子を使用する場合などの高齢者や障害者に配慮した寸法計画についても扱う。

道路から玄関に到達するまでの経路や、玄関、風呂場や洗面所、階段などの高低差や廊下の幅、住居内のわずかな段差などについて、実測するなどして高齢者や障害者、幼児や妊婦など、誰にとっても住みやすい住居であるか否かの判断ができるよう指導する。

イ 住空間のバリアフリー化

具体的な住宅の平面図や断面図を基に、バリアフリーのデザインについて扱う。 高齢者や障害者が快適な住生活を送ることができるような住空間の平面計画や、住 宅用エレベーターや階段昇降機などの設備、車椅子や椅子を使うことができる台所や

洗面所の工夫など、住生活と福祉に関わる様々な要素についても扱う。

ウ 住空間のリフォーム計画実習

家族の構成や子供の成長などの状況の変化に応じた部屋の用途変更,あるいはバリアフリー化するための台所や洗面所,風呂場や便所のリフォームなどについて扱う。その際,具体的な課題を設定し、問題点を見いだし、解決方法の設定、リフォーム計画について実習を通して理解できるよう指導する。例えば、リフォーム前とリフォーム後の平面図やインテリアデザインの工夫に関わる実習などについて、個人又はグループで取り組むなどして、主体的かつ協働的な学習活動ができるようにする。

[指導項目]

(5) 住生活関連法規

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)については,(2)から(4)までの各項目に関連する基本的な法規の 目的と概要を扱うこと。

(5) 住生活関連法規

ここでは、住生活関連法規として、安全、健康、財産の保護などの面から、建築基準法や消防法、住生活基本法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、宅地建物取引業法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)、介護保険法などについて取り上げ、それらの趣旨と概要について理解し、平面計画やインテリアデザインに表現できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- 住生活関連法規の趣旨や概要を理解すること。
- ② 法令遵守の視点から住生活に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、平面

計画やインテリアデザインに表現すること。

③ 住生活関連法規について自ら学び、住空間のデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、建築基準法は、単体規定として個々の建物の安全性、衛生環境確保のための居室の採光、換気、階段の寸法などが定められていること、集団規定として街の中でそれぞれの建物が満たすべき条件として、用途地域、容積率、建ペい率、高さの制限、斜線制限、日影規制などが定められていることなどを扱う。消防法については、カーテン、じゅうたんなどの防災規制などを扱う。

また、住宅取得に関わる売買契約、集合住宅の維持管理のための管理規約、地域のまちづくり条例、高齢者の介護や生活の支援に関わる介護保険制度などについても触れる。 指導に当たっては、〔指導項目〕の(2)から(4)までと関わりをもたせて扱い、具体的な事例を通して理解できるように指導する。

第9節 服飾文化

この科目は、日本や世界の服飾の変遷と文化の多様性、着装などに関する知識や技術を活用し、服飾文化の伝承と創造に寄与することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、服飾を通して、世界の文化の多様性について理解を深めること ができるよう内容の充実を図った。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、服飾文化の伝承と創造を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 服飾の変遷と文化,着装などについて体系的・系統的に理解するとともに,関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 服飾文化に関する課題を発見し、服飾文化の伝承と創造を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 豊かな衣生活の実現を目指して自ら学び、服飾文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、服飾の変遷と 文化、着装などに関する実習などを通して、服飾文化の伝承と創造を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、服飾文化の伝承と創造と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、服飾がその土地の気候や風土、生活スタイル等の多様な文化や各時代の歴史的背景と関わりながらどのように変遷してきたかを理解できるようにするとともに、洋服や和服の基本的な着装の知識と技術を身に付けることがてきるようにすることを示したものである。

服飾の変遷と文化,着装などについて体系的・系統的に理解するとは、日本だけでなく世界の服飾の歴史や文化、及び洋服と和服を中心とする着装について、全体を捉えつつ、時間的な変遷の中で、どのような種類の服飾が誕生して、どのように分類され、どのようにそれらの服飾文化が交流して変化を遂げてきたのかを捉え、多様な服飾の特徴について理解できるようにすることを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、関連産業の特徴や技術等の課題などについて理解し、 身に付けることができるようにすることを示している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

服飾文化に関する課題を発見しとは、主に日本の伝統的な服飾文化やそれを支える伝統 染織産業等について知識を得ることによって、それらを取り巻く状況について思考を深め、 課題を発見できるようにすることを意味している。

服飾文化の伝承と創造を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、 服飾文化に関する基礎的な知識と技術を基に、服飾文化を伝承するとともに、新たな発想 で服飾文化を創造する能力と、職業人としての合理的かつ実践的な態度を育てることを意 味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

豊かな衣生活の実現を目指して自ら学びとは、真の意味での豊かな衣生活とはどのようなものなのかを考えながら主体的に学ぶ力を育成することを意味している。

服飾文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、すでに(1)及び(2)で習得した知識と能力を生かして、自分が住んでいる地域だけでなく諸外国も含め、服飾文化を伝承するだけではなく、新たに発展させた形で未来に向けて創造していく能力と態度を育成することを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)服飾の変遷と文化、(2)着装、(3)服飾文化の伝承と創造の三つの指導項目で、 $2\sim4$ 単位程度履修されることを想定して構成している。また内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

- ア 〔指導項目〕の(1)のアについては、多様な民族の服飾の形態を取り上げ、服飾の起源や基本型と関連付けて指導すること。
- イ 〔指導項目〕の(3)については、(1)及び(2)の学習と関連付けながら、個人又はグループで適切な課題を設定し、考察できるよう指導を工夫すること。

[指導項目]の(1)のアの内容を取り扱う際には、生徒の学習意欲の喚起につながるよう、(1)のイ及びウについて相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、「ファッション造形基礎」、「ファッション造形」、「ファッションデザイン」及び「服飾手芸」との関連を図ることができるよう指導を工夫ことが大切である。

[指導項目]の(3)については、[指導項目](1)及び(2)までの学習と関わらせて、個人又はグループで適切な課題を設定できるようにする。例えば、世界の民族衣装や日本の各地域に伝わる伝統的な服飾文化などを調査・研究させたり、伝統的な手法を用いた被服の製作、伝統的な衣装の着付け、創意工夫した和服の着付けなどの課題に取り組ま

せたりして、服飾文化の伝承と創造への意欲を高めさせるなどの指導を工夫することが 大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 服飾の変遷と文化
 - ア 服飾の多様性
 - イ 日本の服飾
 - ウ 世界の服飾

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のイ及びウについては、歴史的背景、気候や風土、文化などとの 関わりを扱うこと。ウについては、西洋の服飾を中心に取り上げ、アジアやその他の 地域の服飾についても触れること。

(1) 服飾の変遷と文化

ここでは、服飾の起源と変遷について、歴史的背景、気候や風土、生活スタイルなどと関連付けて、服飾と文化の関係及び人間の生活と被服との関わりを、文化の多様性の視点から理解できるようにすることをねらいとしている。また、20世紀以降に活躍したファッションデザイナーが現在の服飾文化の形成に果たした役割や影響についても触れながら、 服飾文化を創造することへの意欲をもって取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 服飾文化の歴史と文化の多様性,多様な服飾の表現の仕方などについて理解すること。
- ② 服飾文化の発展について、社会的・文化的背景から課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 服飾の変遷と文化について自ら学び、服飾文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に 取り組むこと。

ア 服飾の多様性

ここでは、被服の起源と基本型、人間の身に付けてきた服飾の多様な有様について 扱う。

身体保護説等に代表される被服の起源や被服の基本型の代表的なものを取り上げ、

装身具類を加えた着装形式の特徴,気候や風土,文化などとの関わりについて理解できるよう指導する。

イ 日本の服飾

ここでは、和服を中心に取り上げ、古代においては中国の影響による「十二単」、中世においては武家の服装の基本形である「上下形式」等、近世、近代、現代の各時代における服飾の特徴とそれらの変遷について扱う。その際、歴史的背景、気候や風土、文化などと関わらせて、その概要を理解できるよう指導する。

ウ 世界の服飾

ここでは、洋服を中心に取り上げ、古代においては古代ローマの「トーガ」、近世においては女性の胴部の細さを極端に強調し下体部を誇張した「パニエ」など、近世、近代、現代の各時代における西洋の服飾を中心に、その特徴と変遷について扱う。その際、歴史的背景、気候や風土、文化などと関わらせて、その概要を理解できるよう指導する。

[指導項目]

- (2) 着装
 - ア 着装の基本
 - イ 洋服の着装
 - ウ 和服の着装

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)については、トータルコーディネートと社会生活上の着装のマナ ーについても扱うこと。

(2) 着装

ここでは、着用目的と場所等に応じた着装の基本について理解し、洋服と和服の基本 的な着装ができるようにするとともに、トータルコーディネートを楽しみながら工夫で きるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 着用目的と場所等に応じた着装,和装と洋装の管理方法について理解し,関連する 技術を身に付けること。
- ② 着用目的と場所等に応じた適切な着装とマナーについて課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ 着装について自ら学び、服飾文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 着装の基本

着装の基本は、保健衛生的機能と社会的機能を踏まえた装いとともに、服装や場所、 雰囲気にふさわしい起居動作が重要であることを理解できるよう指導する。また、衣 服だけでなく履物やバッグ、アクセサリーなども含めて全体的に統一のとれた装いを することが基本であることを理解し実践できるよう指導する。

イ 洋服の着装

洋服の着装については、日常着及び礼装について、着用目的と場所にふさわしい着装ができるよう指導する。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解できるよう指導する。さらに、トータルコーディネートについて扱い、自ら着こなしの工夫をしながらファッションショーなどで表現できるようできるよう指導する。

ウ 和服の着装

和服の着装では、日常着及び礼装について、着用目的と場所にふさわしい着装ができるよう指導する。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解し実践できるよう指導する。さらに、トータルコーディネートについて扱い、ファッションショーなどで表現できるよう指導する。

[指導項目]

(3) 服飾文化の伝承と創造

(3) 服飾文化の伝承と創造

ここでは、〔指導項目〕の(1)及び(2)の学習と関わらせて個人又はグループで適切な課題を設定し、服飾文化の伝承と創造について、各自が調査や研究に基づいて深く考察し、 伝承と創造の課題と解決及び実践方法などを探ることができるようにすることをねらい としている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 服飾文化の伝承の重要性及び創造について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 服飾文化の伝承と創造に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 服飾文化の伝承と創造について自ら学び、新たな文化の創造に主体的かつ協働的に 取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、世界の 民族衣装や日本の各地域に伝わる伝統的な服飾文化などを調査・研究したり、伝統的な 手法を用いた被服の製作、伝統的な衣装の着付け、創意工夫した和服の着付けなどの課 題に取り組むなどしたりして、服飾文化の伝承と創造への意欲を高めることができるよ う工夫すること。また、現存している伝統染織などの技法が、新たな形で発展され世界 で注目されている事例なども取り上げ、伝統技法や、伝統文化の未来に向けた可能性に ついて考察できるような指導の工夫も考えられる。

第10節 ファッション造形基礎

この科目は、被服の構成、被服材料の選択、洋服や和服の製作に関する基礎的・基本的な知識と技術などを活用し、ファッションを造形するための資質・能力を育成することを ねらいとしている。

今回の改訂においては,新しい素材や環境に配慮した被服材料の扱い方,効率的な製作工程などを加えるなどの内容の充実を図った。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ファッションの造形を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 被服の構成,被服材料の種類や特徴,被服製作などについて体系的・系統的に 理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 被服製作やデザインに関する課題を発見し、ファッションの造形を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 衣生活の充実向上を目指して自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、被服製作などを通して、ファッションの造形を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、ファッションの造形と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、被服の構成、被服材料の種類や特徴について理解し、被服製作に必要な基礎的・基本的な技術を習得することを示したものである。

被服の構成とは、人体と被服との関わりにおいて、人体を覆う被服の形や動作に適応した被服のゆるみや、さらには被服を構成する方法としての立体構成と平面構成を意味している。

被服材料の種類や特徴,被服製作などとは、繊維、糸及び布の代表的な種類とそれらの 特徴や洋服・和服製作に関する基礎的・基本的な技術のことを意味している。

体系的・系統的に理解するともに、関連する技術を身に付けるとは、被服の用途やデザインに適した被服の構成方法、材料性能を理解した上で、適切な被服材料の選択と取扱い、被服材料やデザイン・使用用途に適した製作技法の選択などを関連付けて理解し、関連する技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

被服製作やデザインに関する課題を発見しとは、被服の補修から被服作品の製作に至る 日常の身近な衣生活などに関する課題を発見することを意味している。

ファッションの造形を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、被服製作に関する基礎を踏まえ、計画に従って能率的に製作できるとともに、創意工夫やアイデアを生かして、よりよいものを作り出すことによって課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

衣生活の充実向上を目指して自ら学びとは、ものづくりを通して人々の生活を支え豊かにしていることを認識し、ファッション造形の基礎として、被服製作に関する基礎的な知識と技術を進んで習得することを意味している。

ファッションを造形するために主体的かつ協働的に取り組む態度とは、広い視野で衣生活を捉え、環境に配慮したものづくりなどよりよいものを製作するために、他者と協働し計画に従って能率的に製作する態度を意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)被服の構成、(2)被服材料、(3)洋服製作の基礎、(4)和服製作の基礎の四つの指導項目で、2~6単位程度履修されることを想定して構成している。

なお、「ファッション造形基礎」及び「ファッション造形」の各科目の履修に当たっては、 科目の系統性に基づき、ファッション造形に関する基礎的な内容により構成される「ファッション造形基礎」を履修させた後に「ファッション造形」を履修させることが望ましい。 また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(3)及び(4)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、いずれ かを選択して扱うことができること。

生徒の実態や学科の特色等に応じて、〔指導項目〕の(3)及び(4)のいずれかを選択して扱うことができる。指導に当たっては、実習を中心として扱うこととし、生徒の学習意欲の喚起につながるよう、その他の項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、「服飾文化」、「ファッション造形」、「ファッションデザイン」及び「服飾手芸」との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 被服の構成
 - ア 人体と被服
 - イ 立体構成と平面構成

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては,人体構造と被服の関係性,人体を覆う被服の形,動作に適応した被服のゆるみなどを扱うこと。イについては,立体構成と平面構成の特徴を扱うこと。

(1) 被服の構成

ここでは、被服の構成として、人体の構造や機能、寸法や体型などと被服との関わりについて扱う。その際、洋服と和服を取り上げて、立体構成と平面構成の特徴について理解し、被服の構成方法による相違や動作とゆるみの関係性について考察し、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 人体構造と被服の関係性、被服の構成による特徴の違いなどを理解すること。
- ② 被服の構成方法による相違や動作とゆるみの関係性について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 被服の構成について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組む こと。

ア 人体と被服

着心地のよい被服をつくるために,人体の構造や機能,動作時の人体寸法の変化, 性別や年齢による体型の変化などについて扱う。

また、平面的な布で立体的な人体を覆うための被服の形と動作に適応した被服のゆるみについて扱う。さらに、既製衣料品のサイズ表示について、日本工業規格(JIS)による服種別サイズ表示と体型区分、適応人体寸法との関係を取り扱い、輸入衣料品のサイズ表示について理解できるよう指導する。

イ 立体構成と平面構成

被服の構成には、立体構成と平面構成があること、またそれぞれの特徴などについて扱う。

立体構成については、代表的なものとして洋服を取り上げ、布を身体各部の形や寸 法に基づいて裁断した後、縫合することによって立体化することを理解できるよう指 導する。また、平面的な布を部分的に曲面化する方法として、いせこみやダーツなど があることについても理解できるよう指導する。

平面構成については、代表的なものとして和服を取り上げ、布を直線的に裁断して 縫合し、ひもや帯などを用いて着用することによって立体化することを理解できるよう指導する。

[指導項目]

- (2) 被服材料
 - ア 被服材料の特徴と性能
 - イ 用途に応じた被服材料の選択

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のアについては、繊維、糸及び布を中心に扱い、新素材や特殊 素材についても触れること。

(2) 被服材料

ここでは、被服材料として繊維、糸及び布の種類とその特徴、性能について扱う。その際、実験・実習などを通して、製作する被服の用途に適した材料性能、用途やデザインに応じた被服材料の適切な選択と取扱いについて理解し、関連する技術を身に付け、工夫できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 被服材料の種類と特徴について、実験・実習を通して科学的に理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 製作する被服の用途に適した被服材料の性能について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 被服材料について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 被服材料の特徴と性能

被服を構成している繊維,糸及び布の代表的な種類について,それらの特徴と性能を実験・実習を通して扱う。その際,速乾,吸湿捺熱,形態安定など機能性に優れた新素材や特殊素材について,具体的な使用例を取り上げ,特徴や性質などを理解できるよう指導する。

イ 用途に応じた被服材料の選択

製作する被服の用途やデザインに適した被服性能を考慮した適切な被服材料の選択 について扱う。被服性能としては、保健衛生的性能、外観・形態安定性、耐久性、風 合いなどがあげられ、色や柄にも配慮した被服材料の選択ができるよう指導する。

[指導項目]

- (3) 洋服製作の基礎
 - ア採寸
 - イ 型紙の基本
 - ウ デザインと材料の選択
 - 工 裁断
 - オ 仮縫いと補正
 - カ 縫製
 - キ 仕上げ
 - ク 着装

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)及び(4)については,資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れること。

(3) 洋服製作の基礎

ここでは、洋服の製作に関する基礎的・基本的な理論と技術を扱い、計画に従って、 洋服を能率的に製作できるようにすることをねらいとしている。実習題材については、 地域や生徒の実態に応じて適切に選択する。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 洋服の製作について、科学的に理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 洋服の製作に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 洋服の製作の基礎について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 採寸

製作する作品に必要な身体寸法と採寸方法について扱う。

イ 型紙の基本

平面上で型紙をつくる平面製図を用いて、胴部原型、袖原型、スカート又はズボン 原型があることについて扱い、基礎的な理論や技法を身に付けることができるよう指 導する。

ウ デザインと材料の選択

デザインについて,着用目的や季節,着用者の個性や好み,流行などを取り上げ, これらを考慮して選択できるようにする。また,デザインにふさわしい被服材料の特 徴と性能を考えるとともに,色や柄にも配慮した材料の選択ができるようにする。ま た,布に適したボタンやファスナーなどの付属品,服飾材料,作品によっては裏地や しん地についても適切に選択できるようにする。

工 裁断

用布の見積り, 布地の表裏と布目方向の見分け方, 布地に適した地直し, 布地の方 向の特徴や布目を通した裁ち方などが能率的, 経済的にできるようにする。また, 布 地に適したしるし付けができるようにする。

オ 仮縫いと補正

着心地のよい洋服を製作するために、仮縫いと体型に合わせた補正を扱う。

力 縫製

布地に適合した糸と針を選択し、針目、縫い方、縫い代の始末など縫製に関する基礎的な事項について扱う。また、用具の適切な活用についても扱う。製作例としては、基本的なデザインのシャツ、ブラウス、ワンピースドレス、ベスト、スカート、ズボンなどが考えられる。また、被服製作過程で生じた残布などについて取り上げ、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れる。

キ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げについて取り上げる。

ク 着装

製作した作品を用い、用途と社会生活上のマナーを考慮し、かつ他の被服や小物類 とのコーディネートを考えた着装について扱う。また、作品の発表等を通して、製作 への意欲を高めることができるような学習活動を工夫する。

〔指導項目〕

- (4) 和服製作の基礎
 - ア 和服の構成と名称
 - イ 材料の選択
 - ウ 寸法の見積りと裁断
 - 工 縫製
 - オ 仕上げ
 - カ 着装

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)及び(4)については,資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れること。

(4) 和服製作の基礎

ここでは、和服の製作に関する基礎的・基本的な理論と技術を扱い、計画に従って、 和服を能率的に製作できるようにすることをねらいとしている。実習題材については、 ひとえ長着、甚平、はっぴなど、地域や生徒の実態に応じて適切に設定する。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

① 和服の製作について理解し、関連する技術を身に付けること。

- ② 和服の製作について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 和服製作の基礎について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 和服の構成と名称

和服の構成と各部の名称について扱う。

イ 材料の選択

実習題材に応じた材料の選択について扱う。その際、着用目的、着用者の個性と好み、季節にふさわしい材質、色、柄などを考慮した材料の選択について取り上げる。

ウ 寸法の見積りと裁断

布目を正し、布地に適した地直しの必要性について扱う。また、人体寸法からでき 上がり寸法を割り出す方法と裁ち切り寸法の決め方、適切な見積りと能率的な裁ち方 について扱う。その際、柄合せが和服の美しさの重要な要因であること、布地に適し たしるし付けについても扱う。

工 縫製

布地に応じた糸と針の選択、針目、縫い方、縫い代の始末など、縫製に関する基礎的な事項を扱うとともに、用具を適切に活用して効率的に縫製できるよう指導する。 また、被服製作過程で生じた残布などについて取り上げ、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れる。

オ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げ方やたたみ方について扱う。

力 着装

製作した作品を用いて、用途と社会生活上のマナーを考慮し、帯や小物類とのコーディネートを考えた基本的な着装について扱う。また、作品の発表等を通して、製作への意欲を高めることができるよう指導を工夫する。

第 11 節 ファッション造形

この科目は,「ファッション造形基礎」の内容を発展させ,高度な被服の構成を理解し, デザインや着用目的に適した被服材料を選択して,ファッション製品を製作できる資質・ 能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、ファッション製品を製作するスペシャリストを育成する視点を 引き続き重視するとともに、持続可能な社会の実現を目指す視点を加えるなど内容の充実 を図った。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ファッション製品の創造的な製作を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) デザインや着用目的に応じたより高度なファッション造形について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) ファッション造形に関する課題を発見し、ファッション製品の製作を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 衣生活の充実向上と創造性豊かな作品の製作を目指して自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、「ファッション デザイン」で表現された創造的な作品製作などを通して、ファッション製品の創造的な製 作を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、ファッション製品の創造的な製作と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、デザインや着用目的に応じた被服材料の種類や特徴について、ファッション製品の製作に必要な応用性のある知識と技術を身に付けることを示している。

デザインや着用目的に応じたより高度なファッション造形についてとは、デザインや着用目的に応じた被服材料の選択や被服構成、美しく仕上げる縫製技法を意味している。

体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるとは、デザインや着用 目的に応じた被服材料の選択や被服構成、美しく仕上げる縫製技法などを関連付けて理解 し、技術を身に付けることを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

ファッション造形に関する課題を発見しとは、着心地がよく、美しいファッション製品の製作のために、デザイン・被服材料・被服構成や縫製に関する課題を発見することを意

味している。

職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、被服製作に関する技術を踏まえ、計画に従って能率的に製作できるとともに、創意工夫やアイデアを生かして、よりよいものを作り出すことによって課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

衣生活の充実向上と創造性豊かな作品の製作を目指して自ら学びとは、ものづくりを通して人々の生活を支え豊かにしていることを認識し、ファッション造形に関する専門的な知識と技術を進んで習得し、新たなものづくりや造形表現を目指すことを意味している。

ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組む態度とは、広い視野で衣生活を捉え、環境に配慮したものづくりなどよりよいものを製作するために、他者と協働し計画に従って能率的に製作する態度を意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)ファッション 造形の要素、(2)洋服製作、(3)和服製作、(4)総合実習の四つの指導項目で、4~10 単 位程度履修されることを想定して構成している。

なお、「ファッション造形基礎」及び「ファッション造形」の各科目の履修に当たっては、科目の系統性に基づき、ファッション造形に関する基礎的な内容により構成される「ファッション造形基礎」を履修させた後に「ファッション造形」を履修させることが望ましい。

また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、いずれ かを選択して扱うことができること。

これらの指導に当たっては、生徒の学習意欲の喚起につながるよう、その他の項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。[指導項目]の(2)及び(3)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができる。また、「服飾文化」、「ファッション造形基礎」、「ファッションデザイン」、及び「服飾手芸」などの科目との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

イ 〔指導項目〕の(4)については、個人又はグループで適切な課題を設定するなど、生 徒の主体的な学習活動の充実を図ること。

[指導項目]の(4)の内容を取り扱う際には、より発展的な内容となるよう個人又はグ

ループで,デザインに適した素材を「服飾手芸」の内容と関連させて創作し,創造性豊かな作品製作ができるよう指導を工夫する。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) ファッション造形の要素

ア デザイン

イ 構成技法

ウ材料

工 縫製

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のイについては、 具体的な事例を通して立体裁断と平面製図の 特徴や方法を扱うこと。

(1) ファッション造形の要素

ここでは、ファッション造形の要素として、デザイン、構成技法、材料及び縫製を取り上げ、ファッションを表現する過程を具体的な事例を通して理解するとともに関連する技術を習得し、活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① ファッション造形の要素としてのデザイン、構成技法、材料、縫製について、具体的な事例を通して、ファッションの表現方法を理解し、ファッション造形に関わる技術を身に付けること。
- ② ファッション造形の要素について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ファッション造形の要素について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デザイン

ファッション造形の要素としてのデザインとは、与えられたテーマに対してアイデアやイメージをまとめ、ファッション画等で表現したものであること、デザインをファッション製品にするためには、構成技法、材料及び縫製の総合的な知識と技術が必要であることについて扱う。

イ 構成技法

被服の構成として、立体裁断と平面製図を扱い、それぞれの特徴や方法について取り上げる。

立体裁断は、人体や人台に直接布を当てて裁断する方法であり、トワルを用いて裁断し、それを展開してパターンとする場合と、実物の布を用いて裁断する場合があることを理解し、基礎的・基本的な理論や技法を習得できるよう指導する。また、立体裁断の長所やそれに適するデザインなどについても考察できるよう指導する。平面製図は、身体寸法を採寸して平面上で型紙をつくり、布を裁断する方法であり、胴部原型、袖原型、スカート又はズボン原型があることを踏まえ、様々な被服のデザインに対応して、原型から展開、応用できる理論や技法を習得できるよう指導する。

ウ 材料

「ファッション造形基礎」の被服材料の内容を踏まえ、デザイン、着用目的、着用者の個性、流行などにふさわしい材料について扱い、性能、材質、色、柄などを考慮して選択し、適切な取扱いができるよう指導する。

工 縫製

デザインを適切に表現するための縫製技術について扱う。その際,付属品などの選択や用具の活用が適切にできるようにする。また,新素材や特殊素材に適した縫製方法などについても取り上げる。

〔指導項目〕

- (2) 洋服製作
 - ア デザインの選定
 - イ 材料の選択と取扱い
 - ウ パターンメーキングとアパレル CAD の活用
 - 工 裁断
 - オ 仮縫いと補正
 - 力 縫製
 - キ 仕上げ
 - ク 着装

(内容の範囲や程度)

- イ [指導項目]の(2)のイについては、デザインに応じた被服材料の特徴や性能、性質などを扱うこと。 ウについては、デザインに応じたパターンメーキングやアパレル CADシステムなどを扱うこと。
- ウ 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れること。

(2) 洋服製作

ここでは、洋服の製作に関する理論と技術を扱い、計画に従って、洋服を能率的かつ 美的に製作できるようにするとともに、創意工夫やアイデアを生かし、適切な表現技法 でファッション製品を製作できるようにする。また、その製作過程を通して、ものづく りの楽しさや創造することへの意欲を高めることができるようにすることをねらいとし ている。なお、実習題材については、地域や生徒の実態等に応じ、適切に選定できるようにする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 洋服の製作に関する理論や技術について理解し、ファッション製品の製作に関わる 技術を身に付けること。
- ② 目的,着用者の好み,流行に応じたデザインの選定と材料の選択について課題を発見し,その解決に向けて考察し,工夫すること。
- ③ 洋服製作について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デザインの選定

デザインの選定について扱い, その着用目的, 着用者の個性, 流行などを考慮することができるよう指導する。

イ 材料の選択と取扱い

デザインや着用目的、着用者の個性などに応じた材料について扱い、その性能、材質、 色、柄などを考慮して選択し、取り扱うことができるよう指導する。また、布に適した ボタンやファスナーなどの附属品、服飾材料、裏地やしん地などについても適切に選択 できるよう指導する。新素材や特殊素材の使用については、素材の特徴を生かした扱い 方、縫製方法についても触れる。

ウ パターンメーキングとアパレル CAD の活用

ファッション画のイメージやデザインに応じて、適切にパターンを展開し、型紙が作成できるようにする。また、必要に応じて、立体裁断や平面製図の特徴を生かした表現ができるよう指導する。さらに、アパレルメーカーの生産システムに対応し、アパレルCADシステムなどの機器を活用して生産の能率化を図ることができるよう指導する。

工 裁断

能率的、経済的な用布の見積り、布地に適した地直し、布地の方向の特徴や布目を通 した裁ち方などについて扱う。また、布地に適したしるし付けについても扱う。

オ 仮縫いと補正

着心地のよい洋服を製作するための仮縫いと補正について扱う。

力 縫製

布地に適合した糸と針を選択し、針目、縫い方、縫い代の始末など縫製に関する基礎的な事項について扱う。また、用具の適切な活用についても扱う。製作例としては、ワンピースドレス、ジャケット、ツーピースドレス、フォーマルドレスなどの婦人服、シ

ャツ,ジャケット,ズボン,ベストなどの紳士服,幼児服が考えられる。また,被服製作過程で生じた残布などについて取り上げ,資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れる。

キ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げについて扱う。

ク 着装

着用目的と場所にふさわしい着装について扱う。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解できるよう学習活動を工夫する。さらに、トータルコーディネートについて扱い、ファッションショーなどで表現できるよう工夫する。

[指導項目]

- (3) 和服製作
 - ア 材料の選択
 - イ 裁断
 - ウ 縫製
 - エ 仕上げ
 - 才 着装

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、資源や環境に配慮した材料の扱い方について

も触れること。

(3) 和服製作

ここでは、和服の製作に関する理論と技術を取り扱い、和服を能率的かつ美的に製作できるようにする。その製作過程を通してものづくりの楽しさや創造する喜びを感じとることができるようにすることをねらいとしている。実習題材については、ひとえ長着、あわせ長着など地域や生徒の実態に応じて適切に設定する。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 和服の製作に関する理論や技術について実習を通して理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 目的,着用者の好み,季節に応じた材料の選択について課題を発見し,その解決に向けて考察し,工夫すること。
- ③ 和服製作について自ら学び、ファッションの造形に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 材料の選択

実習題材に応じて、着用目的、着用者の個性、季節にふさわしい材質、色、柄など

を考慮して材料の選択について扱う。また,布に適した胴裏,八掛などについても取り上げる。

イ 裁断

地直しの必要性について扱うこと。また、人体寸法からでき上がり寸法を割り出す 方法と裁ち切り寸法の決め方、適切な見積りと能率的な裁ち方について扱う。その際、 柄合せが和服のデザインの重要な要素になること、布地に適したしるし付けについて 取り上げる。

ウ 縫製

布地に応じた糸と針の選択、針目、縫い方、縫い代の始末など、縫製に関する基礎的な事項を扱うとともに、用具を適切に活用して効率的に縫製できるよう指導する。 また、被服製作過程で生じた残布などについて取り上げ、資源や環境に配慮した材料の扱い方についても触れる。

エ 仕上げ

布地や作品に応じた適切な仕上げ方やたたみ方などについて扱う。

才 着装

着用目的と場所にふさわしい着装について扱う。また、基本となる起居動作やマナーについて、実習を通して体験的に理解できるよう学習活動を工夫する。さらに、トータルコーディネートについて扱い、ファッションショーなどで表現できるよう工夫する。

[指導項目]

(4) 総合実習

(4) 総合実習

ここでは、ファッション造形に関する知識と技術を活用するとともに、さらにそれを 発展させて個人又はグループで、デザインに適した素材を「服飾手芸」の内容と関連付 けて創作し、創造性豊かな作品製作ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① ファッション造形に関する応用的な知識と技術を身に付けること。
- ② 創造性豊かな作品製作に向けて課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ 総合実習について自ら学び、創造性豊かなファッションの造形に主体的かつ協働的 に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、ものづくりの喜びを感じ、チームワークの重要性や職業観、責任感、成就感を体得できるよう 指導を工夫する。作品の演出方法などについても取扱い、製作した作品を校内外で発表 する等の機会を設けることなどが考えられる。

第 12 節 ファッションデザイン

この科目は、ファッションデザインの基礎、デザインの発想や表現法などについて習得 した知識と技術を活用し、ファッションを創造的にデザインする資質・能力を育成するこ とをねらいとしている。

今回の改訂においては、社会の変化に対応し、生活の多様化に応じたデザインを企画する力を身に付ける内容を加えるなどの改善を図った。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ファッション産業を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) ファッションデザインの基礎,発想や表現の方法などについて体系的・系統的に 理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) ファッションデザインに関する課題を発見し、ファッション産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) ファッション産業の発展を目指して自ら学び、ファッションの創造的なデザイン に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、発想と表現法、ファッション産業における商品企画などの実習を通して、ファッション産業を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、ファッション産業と関連付けることを意味している。

目標(1)は、ファッションデザインの基礎、発想と表現法を、代表的な内容として例示し、ファッションデザインに必要な知識と技術を身に付けることを示したものである。

ファッションデザインの基礎とは、ファッションデザインの造形的要素として、形態、 色彩、文様、材質感などを取り上げ、それらをファッションイメージと関わらせて、演習 や実習を中心とした体験的な学習活動を通して、ファッションを創造的にデザインする能力と態度を育てることを意味している。

発想や表現の方法などについて体系的・系統的に理解するとともに関連する技術を身に付けるとは、ファッションデザインの発想と表現法について、ファッションデザインの意義やその歴史的変遷や社会背景との関係について理解した上で、デザインの発想をファッション画や各種材料によって表現する技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

ファッションデザインに関する課題を発見しとは、様々なライフステージや身体的特徴に合わせてファッションデザインを行う上での条件や表現の仕方があることを理解し、その上で、デザイン上、どのような課題があるかを自ら考え発見する能力を養うことを意味している。

ファッション産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、以上のようなデザイン上の課題を発見したうえで、それを目標(1)の内容で学んだ技術を合理的に活用して、解決する力を養うことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

ファッション産業の発展を目指して自ら学び、ファッションの創造的なデザインに主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、生涯にわたって、ファッションに関心をもち続け、デザイン感覚を常に養う努力を続け、自分のイメージをファッション画等で表現したり、ファッションに関する情報などを収集し、ファッション産業の発展のために、自ら商品の企画から販売までを通して考えることができる能力と実践的態度を育成することを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)ファッションデザインを学ぶ意義、(2)ファッションデザインの基礎、(3)ファッションデザインの発想と表現法、(4)ファッションデザインの条件と表現、(5)ファッション産業の五つの指導項目で、8~14単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(3)については、デザイン発想に関する実習を取り入れるなど指導を 工夫すること。

[指導項目]の(3)の内容を取り扱う際には、生徒の学習意欲の喚起につながるよう、その他の項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、「服飾文化」、「ファッション造形基礎」、「ファッション造形」及び「服飾手芸」などの他の科目との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

イ [指導項目]の(5)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができること。

[指導項目]の(5)の内容を取り扱う際には、各項目について相互に有機的な関連を図り、総合的に展開できるよう配慮する。また、[指導項目]の(5)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができる。さらに、「服飾文化」、「ファッション

造形基礎」,「ファッション造形」及び「服飾手芸」などの科目との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) ファッションデザインを学ぶ意義

ア ファッションデザインの考え方

イ ファッションデザインの変遷と流行

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、ファッションデザインの社会的・文化的意味に ついても扱うこと。イについては、ファッションデザインの果たしてきた役割を扱う こと。

(1) ファッションデザインを学ぶ意義

ここでは、ファッションデザインに関する知識を身に付け、これまでのファッションデザイナーの足跡、新しいファッションデザインを生み出す背景にあるデザインの考え 方を理解し、ファッションの創造的なデザインに応用できるようにすることをねらいと している。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① ファッションデザインの考え方や変遷と流行について理解する。
- ② ファッションデザインの考え方や流行について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ファッションデザインの考え方や変遷と流行について自ら学び、ファッションの 創造的なデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ファッションデザインの考え方

生活の様々な分野にデザインが必要とされる現代社会において、デザインという言葉がいかなる意味をもっているのかを捉えた上で、ファッションデザインの果たす役割や社会的・文化的意味について扱う。その上で、ファッションデザインと根源的な人間の心理的欲求との関わりや産業界との関わりを理解し、個性の表現とデザインとの関わりについて考察できるよう指導する。

イ ファッションデザインの変遷と流行

ここでは、ファッションデザインにおける流行について、主として20世紀以降のフ

アッションデザイン史について扱う。また、流行の本質について理解し、流行には人間の心理的欲求が関わっていること、流行の発生と成立には、社会制度的要因、経済的要因、伝達手段等が関わっていることについて扱う。例えば、ブランドの成り立ちとデザイナーとの関係や流行との関わりについて、ファッション雑誌やデパート、ブティックなどの実態調査等を通して考察できるよう指導する。

〔指導項目〕

- (2) ファッションデザインの基礎
 - ア形態
 - イ 色彩
 - ウ 文様
 - 工 材質感
 - オ 要素の統一

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)については、ファッションデザインの造形要素の基礎的な事項を ファッションイメージと関連付けて扱うこと。

(2) ファッションデザインの基礎

ここでは、ファッションデザインの造形的要素として、形態、色彩、文様、材質感を 取り上げ、ファッションイメージと関わらせて具体的な事例を通して理解することをね らいとしている。また、そのまとめ方として、演習や実習を通して体験的に理解し、フ ァッションのデザイン感覚を養うことも目指している。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① ファッションデザインの造形要素について理解し、デザイン創作の技術を身に付ける。
- ② ファッションデザインの造形要素に関する課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ファッションデザインの基礎について自ら学び、ファッションの創造的なデザイン に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 形態

点・線・面・立体などの形態の基礎的事項について扱う。また、ファッションの形の基本であるボリュームとシルエット、ディティールとアイテムなどの部分の形態についても扱う。

イ 色彩

色彩の三属性と色調,配色の基礎について扱う。また,色彩のもつイメージや色に 対する感情など,色彩心理も扱う。指導に当たっては,ファッションイメージと関連 させ, 感性を高めるよう工夫する。

ウ 文様

文様の構図の種類や主題を扱う。その際、それがファッションデザインの明確なイメージづくりに関わることを理解できるようにする。

工 材質感

視覚的・触覚的材質感を扱う。その際,ファッションとの関わりの中で材料のもつ 感覚や情緒的イメージについて理解できるようにする。

オ 要素の統一

ファッションデザインの造形要素である形態, 色彩, 文様, 材質感の総合として, ハーモニーとコントラスト, バランスとシンメトリー, リズムとプロポーションなどを扱い, 各要素をファッションデザインに美しくまとめ上げることができるよう指導する。

[指導項目]

- (3) ファッションデザインの発想と表現法
 - ア デザインの発想
 - イ ファッションデザイン画
 - ウ 各種材料による表現
 - エ ファッションデザイン実習

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)のイについては、基本プロポーションなどの基礎的な表現手法から素材表現などの発展的な表現手法へと段階的に扱うこと。ウについては、布などの材料を使ったピンワークやディスプレイなどを扱うこと。

(3) ファッションデザインの発想と表現法

ここでは、デザインの発想をファッション画や各種材料によって表現する手法を習得し、それぞれの表現方法を生かした演習や実習を通して、より美しく創造的にファッションデザインができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① ファッションデザインの発想と表現法を理解し、デザイン画の作画や各種材料による表現に係る基礎技術を習得すること。
- ② ファッションデザインの発想と表現法について課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ ファッションデザインの発想と表現法について自ら学び、ファッションの創造的な デザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア デザインの発想

自分の発想をデザインへ展開する過程を体験的に理解し、アイデアやイメージをファッションデザインに展開できるよう指導する。

イ ファッションデザイン画

ファッション画では基本プロポーション,変化ポーズ,基本的な着装表現,ディティールの描き方,素材表現,彩色方法などの表現方法について扱う。また,各手法を生かした着装画について取り上げる。

ウ 各種材料による表現

紙や布などの様々な材料を使った表現方法を扱う。その際、ピンワーク、ディスプレイなどのテクニックを用いたデザイン表現を用いた表現についても触れる。

エ ファッションデザイン実習

与えられたテーマに対するイメージをまとめ、ファッション画やピンワーク、ディスプレイの手法により、総合的に美しくファッション表現ができるよう指導する。例えば、グラフィック・ソフトウェアでの作画法を習得し、デザイン画やファッションマップを製作したり、ピンワークやディスプレイの手法を理解し、布の特性を利用した表現を演習したりすることなどが考えられる。

〔指導項目〕

(4)ファッションデザインの条件と表現

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、世代や条件に応じたデザインの応用法を扱うこと。 その際、ユニバーサルデザインやスポーツウェアなどに関するデザインの考え方につ いても触れること。

(4) ファッションデザインの条件と表現

ここでは、生活の様々な条件や、世代などに応じたデザインの実例を理解し、それら に応じたデザイン作成の技術を身に付け、生活の多様化に応じたデザインを企画する力 を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 世代や生活の様々な条件などに応じたデザインの実例を理解し、条件に応じたデザイン作成の技術を身に付けること。
- ② 世代や生活の様々な条件に応じた新しいデザインについて課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ ファッションデザインの条件と表現について自ら学び、ファッションの創造的なデザインに主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう,この [指導項目] においては,個性の 捉え方について理解し、個性の表現とファッションの関わりについて具体的に考え,個 性を生かした創造的なデザイン表現ができるよう指導する。また、ファッションは、着る人の個性が加わって完成することに気付き、総合的に考えたデザインができるようにすること、その際、子供や高齢者、身体障害者の身体特性にあわせたデザイン、ユニバーサルデザインやスポーツウェアなどの特性についても取り上げ、デザインを企画し表現できるよう指導する。

[指導項目]

(5) ファッション産業

ア ファッション産業の仕組み

イ 消費者ニーズと商品企画

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)のイについては、ファッションに関する情報収集から商品企画及 び販売の活動へと段階的に扱うこと。

(5) ファッション産業

ここでは、ファッション産業の仕組みや動向の概要、業務内容及び職種等について、主にアパレルメーカーなどの見学や就業体験活動などを通して理解できるようにする。また、ファッション産業の中核として、アパレルメーカーにおける商品企画を取り上げ、その過程や商品を生産するために必要な条件について理解できるようにする。その際、実際の企画のシステムに従って実習を行い、各々の企画書やファッションマップを作成させて、商品企画及び販売の基礎・基本が習得できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① ファッション産業の仕組みや業務内容及び職種について理解し、商品企画のための情報を収集・整理すること。
- ② ファッション産業の仕組みや商品企画についての課題を発見し、その解決に向けて 考察し、工夫すること。
- ③ ファッション産業について自ら学び、ファッション産業の仕組みと消費者ニーズや 商品企画に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア ファッション産業の仕組み

ファッション産業として,主にアパレルメーカーを中心に扱い,商品企画,生産, 流通,販売の過程とそれに関わる職種と役割について理解できるよう指導する。

イ 消費者ニーズと商品企画

消費者のライフスタイル,消費者ニーズ,消費行動などは,社会や経済状況を背景として変化すること,それに応じたファッション産業の在り方について扱う。その際, 実際のファッション産業での企画システムに従って、ターゲット企画,情報企画,コ ンセプト企画,コーディネート企画,アイテム企画及びプロモーション企画などの実習を行い,各々の企画書やファッションマップを作成することなどを通して商品企画ができるよう指導する。また,消費者の購買意欲を高める販売については,ファッション商品の販売企画,商品構成と仕入れ計画,販売活動,商品管理などの実習を通してその効果的な進め方を考えることができるよう指導する。

第13節 服飾手芸

この科目は、手芸品を創造的に製作し、感性豊かな服飾作品へ活用することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

従前と同様、「ファッションデザイン」及び「ファッション造形」の素材づくりに活用できる各種手芸の技法を習得する科目して位置付けている。

今回の改訂においては、持続可能な社会の構築を意識する視点から様々な材料や製作に 興味・関心をもつことができるよう、内容の充実を図った。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、創造的な手芸品の製作と服飾への活用を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 手芸の種類と特徴及び変遷,各種手芸の技法などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 手芸の美的価値及び製作工程に関する課題を発見し、手芸品の製作と服飾への活用を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 手芸品の製作を目指して自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、編物、染色、 織物及びその他の手芸などの実習を通して、創造的な手芸品の製作と服飾への活用を担う 職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、衣生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、創造的な手芸品の製作と服飾への活用と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、ファッションデザイン及びファッション造形のための素材づくりの基礎として必要な内容を例示したものであり、実習を通して、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などに関する知識と技術を習得することを示したものである。

手芸の種類と特徴及び変遷とは、ファッションデザイン及びファッション造形のための素材づくりの基礎として必要な内容を例示したものであり、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などの種類と特徴及びそれらの変遷を意味している。

体系的・系統的に理解するとは、手芸の起源や歴史的背景との関わり、表現用途に適し た手芸の技法について理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、実習を通して、刺しゅう、編物、染色、織物及びその 他の手芸などに関する技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

手芸の美的価値及び製作工程に関する課題を発見しとは、感性を豊かに働かせて、より 美しい作品製作を目指し、また合理的な製作工程を目指して課題を発見することを意味し ている。

手芸品の製作と服飾への活用を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、 服飾へ活用できる美的価値の高い作品製作を多様な視点から捉え、合理的に、より創造性 の高いものを作り出すことによって課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

手芸品の製作を目指して自ら学びとは、服飾作品へ活用できる手芸品の製作を目指して 各種手芸の技法を活用して、生徒が主体的に学ぶことを意味している。

創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、創造力を 働かせて手芸品を製作し、ファッションデザインやファッション造形に実際に生かすため に周囲の人と協働して取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1) 手芸の種類と特徴、(2) 手芸の変遷、(3) 服飾材料としての各種手芸の技法、(4) 手芸品の製作の四つの指導項目で、 $2\sim4$ 単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(4)については、用具や器具、薬品、染料などを取り扱う際には、安全に十分留意すること。

[指導項目]の(4)の内容を取り扱う際には、安全指導を徹底すること。特に、染色などは、薬品の取扱いやその処理について、安全に十分留意して指導する。

なお,指導に当たっては,生徒の学習意欲の喚起につながるよう,その他の項目について相互に有機的な関連を図り,総合的に展開できるよう配慮する。

また、「服飾文化」、「ファッションデザイン」、「ファッション造形基礎」及び「ファッション造形」などの科目との関連を図ることができるよう指導を工夫することが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

(1) 手芸の種類と特徴

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)については、地域の伝統文化と関連付けて扱うこともできること。

(1) 手芸の種類と特徴

ここでは、手芸の種類と特徴を理解し、その表現効果について考察するとともに、創造的な製作と服飾への活用ができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 手芸の種類と特徴について理解すること。
- ② 手芸の種類と特徴の表現効果について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 手芸の種類と特徴について自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この [指導項目] においては、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などについて、作品を実際に見たり触れたりして手芸の技法や特徴を理解できるよう指導する。また、それぞれの表現効果についても扱う。

[指導項目]

(2) 手芸の変遷

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸の起源から現在に至るまでの変遷を扱うこと。

(2) 手芸の変遷

ここでは、手芸の変遷について理解し、どのような移り変わりを経て、現在の生活 に活用されているのかなどについて地域の伝統文化などと関わらせて考察することがで きるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 手芸の変遷について理解すること。
- ② 手芸の変遷と手芸技法との関係について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 手芸の変遷について自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に

取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この [指導項目] においては、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸などの変遷について扱う。その際、手芸が発達した背景、それぞれの時代、風土、社会の特徴などと手芸技法との関係について扱う。また、それぞれの技法がどのような移り変わりを経て、現在の生活に活用されているのかなどについて地域の伝統文化などと関わらせて指導する。

[指導項目]

(3) 服飾材料としての各種手芸の技法

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、刺しゅう、編物、染色、織物及びその他の手芸の中から選択して、基礎的な技法を扱うこと。

(3) 服飾材料としての各種手芸の技法

ここでは、服飾材料としての各種手芸の技法である刺しゅう、編物、染色、織物及び その他の手芸の中からいずれかを選択して、基礎的な技法を習得し、製作工程や表現効 果について考察し、創造的な製作と服飾への活用ができるようにすることをねらいとし ている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 各種手芸の技法について、基礎的な知識について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 各種手芸の技法の製作工程や表現効果について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 各種手芸の技法について自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働 的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう,この〔指導項目〕においては、刺しゅうでは、例えば、フランス刺しゅう、日本刺しゅう、スウェーデン刺しゅう、ビーズ刺しゅうなどを扱い、種類とその特徴、材料と用具、デザイン、基礎的な刺し方の技法、仕上げなどについて実習を通して理解し技術を身に付けることができるよう指導する。この他、カットワークなどを取り上げることも考えられる。

編物では、例えば、棒針編み、かぎ針編み、アフガン編み、機械編みなどを扱い、種類とその特徴、材料と用具、デザインとサイズの取り方、基礎的な編み方の技法、仕上げなどについて実習を通して理解し、技術を身に付けることができるよう指導すする。

染色では、例えば、しぼり染め、ろうけつ染め、型染めの手法や、化学染料以外に、 天然染料を使用した草木染めなどを扱い、種類とその特徴、材料と用具、デザイン、基 礎的な染色の技法、仕上げなどについて実習を通して理解し、技術を身に付けることが できるよう指導する。

織物では、例えば、手織りや各地の伝統的な機織りなどを扱い、種類とその特徴、材料と用具、基礎的な織りの技法、仕上げなどについて実習を通して理解し、技術を身に付けることができるよう指導する。

その他の手芸については、パッチワーク、刺し子、組紐、革細工、などが考えられ、 材料と用具、デザイン、基礎的な技法、仕上げなどについて身に付けることができるよ う指導する。

[指導項目]

(4) 手芸品の製作

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については、服飾への活用を扱うこと。

(4) 手芸品の製作

ここでは、(3)で学習した知識や技術を生かして、服飾への活用を想定した創造的な素材づくりや服飾表現ができることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 服飾への活用を目指し、表現に適した材料や手芸技法について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 美的価値が高い作品製作及び合理的な作品製作のための課題を発見し、その解決に 向けて効果的な表現方法を考察し、表現すること。
- ③ 手芸品の製作について自ら学び、創造的な製作と服飾への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、ただ単に技法の習得で終わるのではなく、美的価値を高めるために技法を応用した服飾作品への活用を中心に指導する。その際、「ファッションデザイン」や「ファッション造形」で表現されたデザイン画などを基に、個人又はグループで、服飾への活用を想定した創造的な素材づくりや服飾表現ができるように指導する。また、持続可能な社会の構築に向けて、環境問題にも興味・関心をもつことができるよう、材料の選択肢としてファッション造形等の製作で生じた残布や古着類などのリユース材料などを取り上げる。

第 14 節 フードデザイン

この科目は、習得した知識と技術を活用し、食生活を総合的にデザインするとともに、

家庭や地域において食育の推進に主体的に取り組むことができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

今回の改訂においては、食に関する価値観及びライフスタイルの多様化、食生活の環境への負荷など、食をめぐる諸課題を踏まえ、課題意識をもって主体的に食分野の学習に取り組むとともに、確かな知識・技術を活用し、食育を一層推進できるよう内容の充実を図った。また、災害時の食事計画を加えるなど、地域に貢献できる力を身に付けられるよう内容の改善を図った。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、食生活を総合的にデザインするとともに食育を推進し、食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなどについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から食生活全般に関する課題を発見し、食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 食生活の充実向上を目指して自ら学び、食生活の総合的なデザインと食育の推進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなどについて実験・実習を通して、食生活を総合的にデザインするとともに食育を推進し、食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、食生活を総合的にデザインするとともに食育を推進し、食生活の充実向 上と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートをフードデザインに必要な代表的な内容として取り上げ、理解したことを総合して、実践できる技術を習得することを示したものである。

栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなどについて体系的・系統的に理解するとは、食生活を総合的に計画・実践するために、栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなど、フードデザインに必要な要素を相互に関連付けて理解することを意味している。例えば、栄養や食品については、調理と関連付け、テーブルコーディネートは、料理様式と関連させて学ぶことを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、フードデザインに必要な要素について理解したことを

総合して、実践できる技術を習得することを意味している。例えば、栄養や食品の知識を献立作成や食品の選択、調理に役立てたり、料理様式やテーブルコーディネートで理解したことを実際の食卓の装飾に役立てたり、さらには、楽しい食卓作り、食事空間のデザインなどの学習を通して、食の文化的な意義を学ぶとともに、もてなしの心を育てるなど、食生活を総合的にデザインする技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から食生活全般に関する課題を発見しとは、食に関する価値観及びライフスタイルの多様化、食生活の環境への負荷など、多面的に食生活の現状を捉え思考を深め、食生活の充実向上を目指して自ら課題を発見することを意味している。

食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、食生活を総合的にデザインする力を活用し、家庭や地域の実情に合わせてより豊かな食生活を創造することによって、課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、食生活の充実向上を担う職業人として、家庭や社会の人々の健康の保持増進と健全な食生活の実現を図るために、倫理観をもって主体的に学ぶ姿勢を意味している。

食生活の総合的なデザインと食育の推進に主体的かつ協働的に取り組む態度とは、食生活を栄養の面に加えて、文化的な意義や精神的な満足と合わせて学習することにより、食材を適切に選択し作るところから食べるところまでを総合的に捉えて、主体的に計画・実践できるようにすることを意味している。さらに、健康の保持増進と健全な食生活を実践するために、食育の意義を踏まえ、習得した知識や技術を家庭や地域で積極的に活用することにより、食育の推進に他と協働して取り組む態度を意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)健康と食生活、(2)フードデザインの構成要素、(3)フードデザイン実習、(4)食育と食育推進活動の四つの指導項目で、2~6単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)のアについては、食事のおいしさ、望ましい食習慣の形成及び地域の食文化などと関連付けて指導すること。イについては、食生活の現状を考察させ、課題意識がもてるよう指導を工夫すること。

[指導項目]の(1)のアの内容を取り扱う際には、この科目を学ぶ意義や目標を理解す

るための導入とし、望ましい食習慣の形成や地域の食文化と関連付けて、食事の意義と 役割について指導する。また、食生活の充実向上を担う職業人として、食生活の現状を 理解するにとどまらず、課題意識をもって学習に取り組むことができるよう指導を工夫 することが大切である。

イ 〔指導項目〕の(4)のイについては、地域の関係機関等との連携を図ること。

[指導項目]の(4)のイの内容を取り扱う際には、食育を推進するために、幼稚園、保育所及び認定こども園、小学校・中学校、特別支援学校、地域における社会教育団体やNPO(特定非営利活動法人)、企業や事業所などと連携して活動できるよう留意すること。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう,次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

- (1) 健康と食生活
 - ア 食事の意義と役割
 - イ 食生活の現状と課題

(内容の範囲や程度)

ア 〔指導項目〕の(1)のイについては、食習慣、栄養状態、食料事情、食の安全及び環境との関わりなどを扱うこと。

(1) 健康と食生活

ここでは、食習慣、栄養状態、食料事情、食の安全及び環境との関わりなどの視点で、 我が国の食生活の現状について把握し、課題意識をもつことができるようにすることを ねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 食事の意義と役割について理解するとともに、食習慣、栄養状態、食料事情、食の 安全と環境との関わりなどの視点で、我が国の食生活の現状と課題を把握し、関連す る情報を収集し整理すること。
- ② 健康な食生活の在り方に関する課題を発見し、その解決に向けて望ましい食習慣の 形成や環境に配慮した食生活の工夫などについて考察すること。
- ③ 健康と食生活について自ら学び、食生活を総合的にデザインするために主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食事の意義と役割

食事は基本的には栄養素を供給し、生命の維持や健康の保持増進を図るものである

が、同時に、嗜好を満たし人間関係の円滑化など精神的な役割や文化的な役割を果たしていることについて理解できるよう指導する。その際、食事のおいしさには、素材の工夫に加えて食事をする人の心身の状態などが複雑に関わっていること、望ましい食習慣形成に果たす日常の食生活の重要性について、地域の伝統食や郷土食などの食文化とも関連付けて、食事の意義と役割について考えることができるよう指導する。

イ 食生活の現状と課題

我が国の健康や栄養状態の現状と課題について、例えば、国民健康・栄養調査などを基に、エネルギーや食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足による栄養の偏り、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れなどの実態や生活習慣病が増加していることなどを理解できるよう指導する。また、肥満と同時に、特に思春期の女子に、過度の痩身志向がみられることや、高齢者の低栄養傾向などの現状に気付き、健康な食生活についての課題を考えることができるよう指導する。さらに、我が国の食生活を取り巻く現状と課題については、ライフスタイルの多様化や食品産業の発展などにより、食の外部化や社会化、食関連情報の氾濫、食料自給率や食のグローバル化などとも関連付け扱い、食の安全や地球環境に配慮した食の在り方を考えることができるよう指導する。

〔指導項目〕

- (2) フードデザインの構成要素
 - ア栄養
 - イ 食品
 - ウ 料理形式と献立
 - 工 調理
 - オ テーブルコーディネート

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)のオ及び(3)のウについては、日本料理、西洋料理及び中国料理 のテーブルセッティングやサービスの基本的な考え方・方法を扱うこと。また、食事 のテーマにふさわしいテーブルコーディネートやサービスの基本的な考え方・方法を 扱うこと。

(2) フードデザインの構成要素

ここでは、食生活を総合的に計画・実践できるようにするために、栄養、食品、料理 様式と献立、調理、テーブルコーディネートなどに関する知識と技術を習得することを ねらいとしている。特に、栄養と食品については、調理の学習と相互に関連を図って理 解できるようにする。テーブルコーディネートについては、日常の食卓の工夫をはじめ、 代表的な料理様式を取り上げて、基本的な事項を理解できるようにする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、〔指導項目〕を指導する。

- ① 食生活を総合的に計画・実践できるようにするために、栄養、食品、料理様式と献立、調理、テーブルコーディネートなどのフードデザインの構成要素について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② フードデザインの構成要素について課題を発見し、その解決に向けてより豊かな食生活について考察し、工夫すること。
- ③ フードデザインの構成要素について自ら学び、食生活を総合的にデザインする ために主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア栄養

生命の営みや健康の保持増進を図る観点から、基本となる栄養素の炭水化物、脂質、たんぱく質、ビタミン、無機質などの機能と代謝及び水の生理的機能を扱うとともに、それらの栄養素の消化、吸収、排泄の仕組みなどを扱う。また、日本人の食事摂取基準を扱い、食生活と生活習慣病などとの関わりや各栄養素を多く含む食品、効率的に利用するための調理法を取り上げ、食事計画や献立作成に活用できるよう指導する。さらに、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの栄養の特徴、食生活上の留意事項、調理法の工夫などについて、身近な事例と関連付けて取り上げる。

イ 食品

食品の特徴、調理上の性質及び調理による成分の変化などについて扱う。その際、「日本食品標準成分表」に示された食品の中から、日常よく使用される食品など身近な事例と関連付けて取り上げる。また、調理上の性質については、食品の成分が、洗う、浸す、加熱するなどの調理操作によって変化し、食味に影響することや、調理による成分の変化については、無機質やビタミンの損失、色素の変化、酵素による褐変など身近な事例と関連付けて取り上げる。また、食品の生産、流通などの現状については、日本の食料自給率の向上や地産地消について地域の実態と関連付け、さらに、食品の性質と目的に応じた加工、貯蔵の方法や食品の表示については、関連する各種制度を食品の安全性や食品産業の取組みなどの点から、目的に応じて適切な選択ができるよう身近な事例と関連付けて取り上げる。

ウ 料理様式と献立

日本料理,西洋料理及び中国料理など代表的な料理様式について扱う。その際,それぞれの料理の特徴や献立構成を理解できるようにするとともに,献立作成の要点や手順などを踏まえて,目的や条件に応じた献立作成ができるよう指導する。また,様式別の食卓構成や食卓作法,供応に伴うマナーについても取り扱う。

工 調理

調理の目的については、安全性、栄養、嗜好、心身の健康、文化の伝承などの面から日常食、行事食、供応食など調理に必要な知識と技術を身近な事例と関連付けて扱う。また、食物のおいしさは、味、香り、色、外観、テクスチャー、温度などと関わっており、切り方、調味、加熱やその他の調理操作が料理のでき上がりに大きく影響することが理解し、適切な調理操作ができるよう指導する。

調理操作については、例えば、主な加熱操作や非加熱操作について、食品の調理性

や栄養的特徴、食品衛生などと関わらせて扱う。

オ テーブルコーディネート

食事を心豊かにおいしく食べるためには、目で見て楽しく、食べる人の五感を満足させ、会話のはずむ食卓づくりが大切であり、各季節や行事など、もてなしの時だけでなく普段の食卓づくりにも食卓を演出する必要があることなどを扱う。

テーブルセッティングについては、例えば日本料理、西洋料理及び中国料理などに おいて、食器の種類や特徴、盛り付け方などについて扱い、料理に応じた適切な選択 ができるよう指導する。

また,食卓の装飾については,例えば食事のテーマに応じた色彩や照明,クロスや 小物類,食卓花など,食事空間の演出方法についても工夫できるよう指導する。

[指導項目]

- (3) フードデザイン実習
 - ア 食事テーマの設定と献立作成
 - イ 食品の選択と調理
 - ウ テーブルコーディネートとサービスの実習

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のオ及び(3)のウについては、日本料理、西洋料理及び中国料理 のテーブルセッティングやサービスの基本的な考え方・方法を扱うこと。また、食事 のテーマにふさわしいテーブルコーディネートやサービスの基本的な考え方・方法を 扱うこと。

ウ [指導項目]の(3)のイについては、環境に配慮した食材の選択や調理法の工夫など についても扱うこと。また、災害時の食事計画についても扱うこと。

(3) フードデザイン実習

ここでは、食事のテーマに応じた献立作成、食材の選択と調理、テーブルコーディネートと各料理のサービスの方法について、一連の実習を通して実践できるようにすることをねらいとしている。特に、テーブルコーディネートとサービスの実習においては、日本料理、西洋料理及び中国料理の基本的なテーブルセッティングやテーマに合ったテーブルコーディネートとサービスの方法を実習し、実践できるようにする。また、サービスの実習を通して、コミュニケーションを円滑に図るよう心がけ、もてなしの心や食べる人の心身の状態などにも配慮し、食卓環境を整える方法を理解し、実践できるようにする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 食事のテーマに応じた献立作成,食材の選択と調理,テーブルコーディネートと各料理のサービス方法について,基本的な考え方や方法,技術を身に付けること。
- ② 食事計画についての課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ フードデザイン実習について自ら学び、食生活を総合的にデザインするために主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食事テーマの設定と献立作成

食事テーマについては、日本料理、西洋料理及び中国料理など様式別に季節、行事、料理様式、対象などの条件を考慮し、それにふさわしいテーマを個人やグループで考え、具体的に設定することができるよう指導する。

また、献立作成については、例えば栄養、嗜好、季節感、経済面、調理時間などに 配慮して、目的に応じた献立作成ができるよう指導する。

イ 食品の選択と調理

作成した献立に適した食品の選択と、食品の調理性を踏まえた適切な調理について扱う。食品の選択については、主として調理実習に用いる農産物、水産物、畜産物及びそれらの加工品の鑑別方法についても扱う。その際、食品添加物や残留農薬、放射性物質などについては、基準値を設けていることなどを取り上げ、社会における食品の安全確保の仕組みがあることについても理解できるようにする。

また、例えば食品の旬や地産地消など環境に配慮した食材の選択、食べ残しや食品の廃棄量を減らす調理の工夫、環境資源を無駄にしない片付け方の工夫などについても取り上げる。

さらに,調理について,例えば災害などの非常時を想定し,非常備蓄食の準備やそれを活用した調理なども取り上げる。

なお、調理実習に際しては、食品衛生と安全に十分配慮して、食品を適切に取り扱い、主な調理操作を習得することにより、能率よく、おいしく、きれいに作ることができるようにする。

ウ テーブルコーディネートとサービスの実習

テーブルコーディネートの基本的な事項を扱い、食事のテーマにふさわしい食卓の 整え方や周囲の環境づくりができるよう指導する。

また、サービスの実習については、コミュニケーションを円滑に図り、もてなしの 心や食べる人の心身の状態などにも配慮し、食卓環境を整える方法を身に付け、日常 の食生活に応用できるよう指導する。

〔指導項目〕

- (4) 食育と食育推進活動
 - ア 食育の意義
 - イ 家庭や地域における食育推進活動

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)のアについては、食育基本法などの趣旨を踏まえ、食育を推進することの重要性を扱うこと。イについては、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動などを通して、食育を推進する活動を行うこと。

(4) 食育と食育推進活動

ここでは、食育基本法及び食育推進基本計画の趣旨を十分に理解し、〔指導項目〕の (1)から(3)の学習を生かして、家庭や地域における食育を推進する活動を行うことを ねらいとしている。

特に、食育を推進するために、幼稚園、保育所及び認定こども園、小学校・中学校、特別支援学校、地域における社会教育団体やNPO (特定非営利活動法人)、企業や事業所などの各種団体等と積極的に連携して活動できるようにする。また、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動とも関連させて生徒が主体的に活動できるように配慮し、グループで適切な課題を設定して活動させるなどの工夫をする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 食育を推進することの重要性を理解し、家庭や学校及び地域で食育推進活動を推進するための技術を身に付ける。
- ② 家庭や学校及び地域における食育の推進について課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 食育と食育推進活動について自ら学び、家庭や社会の人々の健康の保持増進と健 全な食生活の実現を図るために、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動などを通 して食育の推進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食育の意義

[指導項目]の(1)と関わらせて食育基本法及び食育推進基本計画の趣旨を踏まえた、食育の重要性、地域における食育の推進について扱う。例えば、地域の食育推進計画や行政、事業者などが行っている食育を推進する活動についての調査を通して、食育に関心をもつことができるようにするなど身近な事例と関連付けて取り上げる。

イ 家庭や地域における食育推進活動

家庭や地域における食育推進活動について、例えば、家庭や学校及び地域における 食生活上の問題点や課題を把握し、それらの課題を解決するために〔指導項目〕の(1) から(3)までの学習を生かして、食育に関する実践活動に積極的に取り組むことがで きるよう身近な事例と関連付けて取り上げる。

実施に当たっては、各学校、各地域に応じた内容やテーマを選択し綿密な計画を立て、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動などを通して、各地域の食育推進に関わる各種関連機関や食品関連企業等との連携を図るなど工夫し、食育推進活動を積極的に進めるよう配慮する。

第15節 食文化

この科目は、グローバル化に対応して、食と食文化の多様性を理解し、異なる食文化に対して寛容で受容的な姿勢を有するとともに、食文化を伝承し新たな食文化の創造を目指して主体的に学び、食育を推進することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、 今回の改訂においては、食文化と食育に関する視点をより一層重視して内容の改善を図った。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、食文化の伝承と創造を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 食文化の成り立ちや日本と世界の食文化などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から食文化に関する課題を発見し、食文化の伝承と創造を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 食文化の面から食生活の充実向上を目指して自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、食文化の伝承 と創造に関連した実習や食育の推進活動を通して、食文化の伝承と創造を担う職業人とし て必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、食文化の伝承と創造と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、食文化の成り立ち、日本と世界の食文化から代表的な内容を取り上げ、理解したことを実践できる技術を習得することを示したものである。

食文化の成り立ちや日本と世界の食文化などについて体系的・系統的に理解するとは、 食文化の成り立ち、日本と世界の食文化の中から代表的な内容を例示し、食文化の形成要 因を広く関連付けて理解することを意味している。例えば、食文化の成り立ちでは、食文 化は、気候や風土などの自然環境や宗教、風俗・習慣などと関わって成り立ち、伝承・発 展してきたことを理解できるようにする。日本の食文化では、日本の食生活の変遷につい て、各時代の特徴を理解し、日常食、行事食、郷土料理の文化的、歴史的な側面や伝統的 な料理様式の発展について考察できるるようにする。世界の食文化では、主な食文化圏の 地域的な特徴や料理様式について理解させる。 関連する技術を身に付けるとは、食文化の成り立ちや日本と世界の食文化についての理解を深め、食文化の伝承と創造に必要な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から食文化に関する課題を発見しとは、食生活を文化的な視点から捉え思考を深め、食文化の伝承と創造による食生活の充実向上を目指して自ら課題を発見することを意味している。

食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、食文化を伝承・創造する力を活用し、より豊かな食生活を創造することによって、課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

食文化の面から食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、食文化の伝承と創造を担う 職業人として、家庭や社会の人々の健康の保持増進と健全な食生活の実現を図るために、 倫理観をもって主体的に学ぶことが重要であることを意味している。

食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組む態度とは、この学習を通して、日本や世界の食文化に関心をもち、食文化を伝承・創造し、食育の推進に協働して取り組む態度を育てることをねらいとすることを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)食文化の成り立ち、(2)日本の食文化、(3)世界の食文化、(4)食文化の伝承と創造、(5)食文化と食育の五つの指導項目で、 $1\sim2$ 単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(4)については,(2)のイ及び(3)のアと関連付けて,実習を中心とした指導を行うこと。

内容を取り扱う際には、日本と世界の食文化について相互に有機的な関連を図り、実 習等を通して総合的に展開できるよう留意することが大切である。

また、「フードデザイン」をはじめとして、他の科目との関連を図るようにする。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

(1)食文化の成り立ち

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については、食文化の形成要因を扱うこと。

(1) 食文化の成り立ち

ここでは、日本及び諸外国の食文化の成り立ちの要因について、代表的な食文化を取り上げ、気候や風土、宗教、風俗・習慣との関わりについて考察するとともに食文化を取り巻く現状について課題意識をもつことをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 日本や諸外国の食文化について、成り立ちの要因を理解すること。
- ② 食文化と気候や風土,宗教,風俗,習慣との関わりや食文化を取り巻く現状と課題について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食文化の成り立ちについて自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう,この〔指導項目〕においては,食文化の成り立ちを踏まえ,食のグローバル化による新しい食文化の創造や世界の食事情についてなど,食文化を取り巻く課題を取り上げること。

[指導項目]

- (2) 日本の食文化
 - ア 食生活の変遷
 - イ 日常食, 行事食, 郷土料理
 - ウ料理様式の発展

(内容の範囲や程度)

イ [指導項目]の(2)のアについては、日本の食生活の変遷について各時代の特徴を概 観させ、食生活の文化的な側面に着目させるとともに、近年の日本における食生活の 変化を扱うこと。イについては、日常の食事と地域に伝わる行事食や郷土料理を取り 上げ、食のもつ文化的、歴史的な側面を扱うこと。ウについては、伝統的な料理様式 を取り上げ、その特徴や食卓作法を扱うこと。

(2) 日本の食文化

ここでは、日本の食生活の変遷について、各時代の特徴を概観するとともに、食習慣や食生活の在り方に関心をもつことができるようにすることをねらいとしている。さらに、日本の食文化として、日常食、行事食、郷土料理について、具体的な料理や食事の

内容を取り上げ、先人の知恵や食のもつ文化的、歴史的な側面を考えることができるようにするとともに、伝統的な料理様式を取り上げ、時代背景とともにその特徴や食卓作法について理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 日本の食文化について、その変遷や料理様式などを理解し、日本の料理に関する調理技術を習得すること。
- ② 日本の食文化について課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ 日本の食文化についてについて自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的 に取り組むこと。

ア 食生活の変遷

ここでは、日本の食生活について、例えば各時代の特徴を概観し、食生活の変遷の 要因を考えることを通して、食習慣や食生活の在り方に関心をもたせるなど身近な事 例と関連付けて取り上げる。

イ 日常食, 行事食, 郷土料理

ここでは、行事食について、例えば伝統的な行事に伴う料理や食材料の由来や託された意味、日常食との違いについて触れ、生活の節目としての役割など身近な事例と関連付けて取り上げる。また、郷土料理について、例えば地域に伝わる郷土料理を通して、地域の特性を生かした食生活を考えるなど身近な事例と関連付けて取り上げる。

ウ 料理様式の発展

ここでは、本膳料理、懐石料理、会席料理などの様式について、例えばその流れ や特徴、基本的な食事の作法など身近な事例と関連付けて取り上げる。

〔指導項目〕

- (3) 世界の食文化
 - ア 世界の料理の特徴と文化
 - イ 食生活のグローバル化

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)のアについては、世界の主な食文化圏とその料理の特徴の概要を 扱うこと。

(3) 世界の食文化

ここでは、世界の主な食文化圏とその料理の特徴を理解し、歴史と食文化圏との関わり、グローバル化の進展に伴う料理や食生活の変化などに関心をもつことをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 世界の食文化について、主な食文化圏とその料理の特徴や食のグローバル化による 食生活の変容について理解し、世界の料理に関する調理技術を習得すること。
- ② 歴史と食文化圏の関わりやグローバル化の進展に伴う料理や食文化の変化について 課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 世界の食文化について自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 世界の料理の特徴と文化

ここでは、世界の主な食文化圏について、主食、調理方法、宗教と食物禁忌などの 視点から分類した地域的な特徴を扱うこと。食文化圏や料理様式については、歴史と 関わって変化していることを扱うこと。西洋料理、中国料理、その他の料理について は、食材料、料理・料理様式、食事作法等の特徴など身近な事例と関連付けて取り上 げる。

イ 食生活のグローバル化

ここでは、食生活のグローバル化について、例えばグローバル化の進展に伴う料理や食生活の変化などに関心をもたせ、食材料の流通や食文化の交流が加速度的に進み、地域や民族ごとに特徴のある伝統的な食生活は、互いに影響を受けながら変容していることなど身近な事例と関連付けて扱う。また、グローバル化に対応して、食と食文化の多様性を理解し、異なる食文化を寛容な姿勢で受け入れると同時に、伝統的な食生活の変容に伴う問題点についても触れる。

〔指導項目〕

(4) 食文化の伝承と創造

(内容の範囲や程度)

エ 〔指導項目〕の(4)については,食文化の伝承の重要性や新しい食文化を創造するこ との意義を扱うこと。

(4) 食文化の伝承と創造

ここでは、[指導項目](1)及び(2)を踏まえ、食文化の伝承と創造を担う職業人として、 家庭や社会の人々の健康の保持増進と健全な食生活の実現を図るために、伝統を踏まえ た上で、時代に即応した食文化を受け入れると同時に、さらに新たな食文化を創造し、 次世代に伝えていく力を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 食文化の伝承の重要性を踏まえ、新たな食文化を創造することの意義について理解 し、関連する技術を身に付けること。
- ② 日本や世界の食文化の伝承に関する課題を発見し、その解決に向けて工夫を凝らし た料理を創造し、表現すること。

③ 新たな食文化の創造について自ら学び、食文化の伝承と創造に主体的かつ協働的に 取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、例えば一汁三菜という日本の食事の基本型や食事作法など日本人の伝統的な食習慣が失われつつある現状を踏まえ、優れた食文化として世界に認められた和食の重要性を伝える取組を扱うこと。また、地域の伝統的な食材を用いた郷土料理を家庭の味に加え、食卓のバリエーションに広がりを持たせるなど、新しい食文化の創造につながる取組を扱うこと。

[指導項目]

(5) 食文化と食育

(内容の範囲や程度)

オ [指導項目]の(5)については、具体的な事例を通して食文化の発展に食育が果たす 役割を扱うこと。

(5) 食文化と食育

ここでは、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、食文化の伝承と 創造を担う職業人として、食育の推進の重要性を認識し、食文化の伝承と創造に主体的 かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 食文化の発展のために食育が果たす役割について理解し、関連する情報を収集し整理する技術を習得すること。
- ② 食文化の発展に関する課題を発見し、その解決に向けてどのような食育を推進する活動が実践できるかを考察し、工夫すること。
- ③ 食文化の面から食育の推進のための活動について自ら学び、食文化の伝承と創造に 主体的かつ協働的に取り組むり組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう,この〔指導項目〕においては,食育基本法や食育推進基本計画の趣旨を踏まえ,例えば地域における食育活動の取組について調査し,より効果的な活動を考察するなど,食文化の伝承と創造における食育の重要性を扱うこと。

第 16 節 調理

この科目は、近年の食環境の変化や外食産業などの進展に対応し、調理理論と調理の基礎的な技術を習得するとともに、国民の健康を担う調理に携わる職業人としての意識を高め、食生活の充実向上に寄与することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

また、この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、従前の科目「調理」で扱っていた「大量調理」及び「食事環境とサービス」に関する内容を新設科目「総合調理実習」に移行するとともに、近年、増加している食物アレルギーに対応できるよう内容の改善を図った。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、創造的に調理し、健康の保持増進に寄与する食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 調理の基礎、献立作成及び様式別調理などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から調理に関する課題を発見し、調理を通して食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 調理の面から食生活の充実向上を目指して自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、調理に関する 実験・実習を通して、創造的に調理し、健康の保持増進に寄与する食生活の充実向上を担 う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、調理の面から食生活の充実向上と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、調理に関する内容を取り上げ、調理について理解するための基本的な技術を習得することを示したものである。

調理の基礎、献立作成及び様式別調理などについて体系的・系統的に理解するとは、調理の基礎、献立作成及び様式別調理を代表的な内容として例示し、調理の全体を見渡し、 その分類方法を明確にして捉え、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、調理に関連する基礎的・基本的な技術を習得すること を意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から調理に関する課題を発見しとは、既習の知識や生活経験を基に、調理 面から健康の保持増進を図るために食生活の充実向上を目指して課題を発見することを意 味している。

調理を通して食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、 調理が健康に及ぼす影響を十分に理解した上で、食生活の充実を目指して、理論を踏まえ て調理のよりよい工夫やアイデアを生かして課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

調理の面から食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、自分の適性を生かして生き生きと働き,自らの専門性の向上のために,調理への関心を高めて学ぶことを意味している。

創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、調理理論と調理の基礎的な技術に関して習得した知識や技術を踏まえて、創意工夫やアイデアを生かして調理ができる能力と人々の健康の保持増進のために周囲の人々と主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことを意味している。特に、食文化を伝承しつつ創造する能力を養うことに留意する必要がある。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調理の基礎、(2)献立作成、(3)様式別の献立と調理、(4)目的別・対象別の献立と調理の四つの指導項目で、14単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(1)のイについては、安全で衛生的な取扱いに重点を置いた指導を行 うこと。

[指導項目]の(1)のイの内容を取り扱う際には、調理に使われるガス、電気などの熱源の特徴も理解できるよう指導する。主な調理機器の原理及び基本構造について扱い、安全面や衛生面、能率などの点から、正しい取扱いと管理ができるよう指導することが大切である。

イ 〔指導項目〕の(2)から(4)までについては、調理理論と関連付けて、実験・実習を中心とした指導を行うこと。

[指導項目]の(2)から(4)までの内容を取り扱う際には、各項目について相互に有機的な関連を図り総合的に展開できるよう配慮する。また、「食文化」、「栄養」、「食品」、

「食品衛生」及び「総合調理実習」などとの関連を図るようにする。

なお,調理師養成を目的とする学科等においては,「調理」における調理理論に5単位, 調理実習に9単位を配当するよう留意する。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 調理の基礎
 - ア 調理の目的
 - イ 熱源及び調理機器
 - ウ 調理の種類と基本操作
 - エ 食品の性質

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のウについては、加熱操作、非加熱操作及び調味の方法と特徴を 扱うこと。エについては、代表的な食品の調理上の性質を扱うこと。

(1) 調理の基礎

ここでは、調理の基礎的な理論として、調理の目的を理解できるようにした上で、熱源及び調理機器、加熱操作、非加熱操作などの調理操作の方法と特徴、代表的な食品の調理上の性質を理解できるようにするとともに、調理への関心を高め、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 調理の基礎について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 調理における課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 調理の基礎について自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 調理の目的

調理の目的については、安全、栄養、食品、嗜好の面があることを扱うとともに、 調理を科学的に捉えることができるよう指導する。おいしさについては、味、香りな どの化学的要因、外観、色、テクスチャー、温度などの物理的要因、心理的・生理的 状態、環境、習慣などの人的要因があることを扱い、身近な事例を通して取り上げる。 味については、甘味、酸味、塩味、苦味、うま味などを扱い、味覚や調味と関連付け て指導する。

イ 熱源及び調理機器

熱源及び調理機器については、調理に使われるガス、電気などの熱源の特徴を扱う。 また、主な調理機器の原理及び基本構造についても触れる。

ウ 調理の種類と基本操作

加熱操作については、煮る、ゆでる、蒸す、焼く、炒める、揚げるなどを扱い、加 熱による食品の変化、加熱温度、加熱速度などから、それぞれの特徴と関連付けて理 解できるよう指導する。

非加熱操作については、洗浄、浸漬、切砕・成形、混合・撹拌、冷却などを扱い、 それぞれの操作の目的、食品成分や味などの変化、操作上の留意点について触れ、適 切な取扱いができるよう指導する。

調味については、味の対比効果・相乗効果・抑制効果、味の浸透・拡散、温度と味 覚との関係について扱い、調味料などの組合せ、量、入れる時期、順序などと味やテ クスチャーとの関係について理解できるよう指導する。

エ 食品の性質

食品の性質については、調理による食品成分の変化、食味への影響などを扱い、身近な事例と関連付けて理解できるよう指導する。主な食品としては、米、小麦粉、いも類、豆類、野菜類などの植物性食品、魚介類、肉類、卵類、牛乳などの動物性食品を取り扱う。

〔指導項目〕

- (2) 献立作成
 - ア 献立作成の意義
 - イ 栄養計算

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については,性別,年齢,生活活動などに応じた適切な献立の作成についても扱うこと。

(2) 献立作成

ここでは、献立作成の意義を理解し、性別、年齢、生活活動などに応じた適切な献立 の作成ができるようにするとともに、献立作成への関心を高め、創造的な調理に主体的 かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 献立作成の意義について理解し、献立作成及び栄養計算ができること。
- ② 献立作成における課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 献立作成について自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 献立作成の意義

献立作成の重要性を身近な事例を通して理解できるようにした上で、栄養、嗜好、

経済、衛生、施設・設備、作業能率などの制約事項を踏まえ、目的や対象に応じた献立作成について扱う。また、調理方法に変化をもたせることや季節感のある食品の使い方についても取り上げる。

イ 栄養計算

栄養的に適切な献立作成ができるよう、栄養価について取り上ける。

[指導項目]

- (3) 様式別の献立と調理
 - ア 日本料理
 - イ 西洋料理
 - ウ 中国料理
 - エ その他の料理

(内容の範囲や程度)

ウ 〔指導項目〕の(3)については、代表的な献立を取り上げ、様式別の食器、食卓構成、 食卓作法などについても扱うこと。

(3) 様式別の献立と調理

ここでは、日本料理、西洋料理、中国料理、その他の料理について、代表的な料理の 特徴と献立構成の基本を理解し、実習を通して、目的や条件に応じた献立作成と調理が できるようする。また、様式別の食器、食卓構成、食卓作法などについて関心を高め、 創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとし ている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 様式別の献立と調理の特徴を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 様式別の献立を調理する際の課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 様式別の献立と調理について自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 日本料理

本膳料理、懐石料理、会席料理について具体的な事例を通して扱う。

イ 西洋料理

フランス料理を中心に扱い, 他の国の料理についても触れる。

ウ 中国料理

北京、四川、上海、広東料理などを扱い、特徴についても触れる。

エ その他の料理

その他の特徴のある料理について扱う。

[指導項目]

- (4) 目的別・対象別の献立と調理
 - ア 日常食
 - イ 行事食・供応食
 - ウ 病気時の食事
 - エ 幼児と高齢者の食事

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)のアについては、健康の保持増進を考慮した日常食の献立と調理を扱うこと。イについては、代表的な行事を取り上げ、供応の目的に合った献立と調理を扱うこと。ウについては、流動食、軟食及び常食を扱うこと。また、食物アレルギーに対応する食事に関する留意事項を扱うこと。エについては、幼児と高齢者の食事に関する留意事項を扱うこと。

(4) 目的別・対象別の献立と調理

ここでは、日常食、行事食・供応食、病気時の食事、幼児と高齢者の食事など、目的や対象に応じた献立を作成し、適切な調理ができるようにするとともに、目的別・対象別の献立と調理への関心を高め、創造的な調理に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 目的別・対象別の献立と調理の特徴を理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 目的別・対象別の献立を調理する際の課題を発見し、その解決に向けて考察し、工夫すること。
- ③ 目的別・対象別の献立と調理について自ら学び、創造的な調理に主体的かつ協働的 に取り組むこと。

ア 日常食

健康の保持増進を考慮した日常食の献立作成と調理を扱う。対象者の年齢・性別・ 嗜好などに応じて、主食、主菜、副菜、汁物などを組み合わせて栄養バランスの整っ た献立作成と調理が適切にできるよう指導する。

イ 行事食・供応食

行事食では,正月料理などの代表的なものを取り上げ,その行事に関わる食品や献立を扱い,供応食では,もてなしや慶弔などの目的に合った献立を扱い,適切な調理ができるよう指導する。また,食卓構成,盛り付けの方法などを取り扱う。

ウ 病気時の食事

流動食、軟食、常食の献立と調理を扱う。また、病状に応じたたんぱく質、脂質などの各種栄養素とエネルギーを増減する食事の献立作成と調理ができるよう指導する。

さらに、近年、増加している食物アレルギーに対応する食事を調製できるよう指導する。特に、治療食については、医師や栄養士の指示に従って食事を調製する必要があることを理解できるよう指導する。

エ 幼児と高齢者の食事

幼児の食事は、食習慣を形成する上でも重要であることを理解した上で、発達の段階を踏まえた栄養や嗜好に留意した献立作成と調理を扱う。高齢者の食事では、高齢者の心身の特徴を踏まえた栄養、嗜好、 ・強下などに留意した献立作成と調理を扱う。

第17節 栄養

この科目は、近年の生活習慣病の増加など、国民の栄養上の課題の解決に向けて、栄養に関する専門的な知識や関連する技術を習得し、栄養面で健康の保持増進を担う職業人としての意識を高め、栄養状態の改善に寄与することができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、 今回の改訂においては、生活習慣病を予防するための一つとして生体リズムの重要性を加 え、栄養に関する知識や技術を健康の保持増進に結び付けた献立と調理に生かすことがで きるよう内容の改善を図った。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、栄養面で健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 栄養素の機能と代謝,各ライフステージにおける栄養,労働・スポーツと栄養などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から栄養に関する課題を発見し、栄養面で健康の保持増進を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 栄養状態の改善の面から食生活の充実向上を目指して自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、栄養に関する 実験・実習を通して、栄養面で健康の保持増進を担う職業人として必要な資質・能力を育 成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、栄養状態の改善の面から食生活の充実向上と関連付けることを意味して いる。

目標の(1)は、栄養素の機能と代謝、各ライフステージにおける栄養、労働・スポーツと 栄養などに関する内容を取り上げ、栄養について理解するための基本的な技術を習得する ことを示したものである。

栄養素の機能と代謝, 各ライフステージにおける栄養, 労働・スポーツと栄養などについて体系的・系統的に理解するとは、栄養素の機能と代謝, 各ライフステージにおける栄養, 労働・スポーツと栄養を代表的な内容として例示し、栄養の全体を見渡し、その分類方法を明確にして捉え、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、栄養に関連する基礎的・基本的な技術を習得すること を意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から栄養に関する課題を発見しとは、既習の知識や生活経験を基に、栄養 面から健康の保持増進を図るために食生活の充実向上を目指して課題を発見することを意 味している。

栄養面で健康の保持増進を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、栄養 状態が健康に及ぼす影響を十分に理解し、理論を踏まえて栄養改善に対して創意工夫とア イデアを生かして課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

栄養状態の改善の面から食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、自分の適性を生かして生き生きと働き、自らの専門性の向上のために、栄養への関心を高めて学ぶことを意味している。

健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、習得した知識や技術を活用して、人々の健康の保持増進のために周囲の人々と協働して主体的に取り組む態度を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)人体と栄養、(2)栄養素の機能と代謝、(3)食事摂取基準と栄養状態の評価、(4)ライフステージと栄養、(5)生理と栄養、(6)病態と栄養の六つの指導項目で、3単位程度履修することを想定して構成している。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図るとともに総合的に展開できるよう配慮する。また、「調理」及び「食品」との関連を図るようにする。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 人体と栄養

ア 栄養と栄養素

- イ 人体の構成成分と栄養素
- ウ食物の摂取
- エ 食物の消化と吸収

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のウについては、食欲及び生体リズムを扱うこと。エについては、物理的消化、化学的消化、生物的消化、吸収及び排泄などの仕組みの概要を扱うこと。

(1) 人体と栄養

ここでは、人体と栄養との関わりについて理解できるようにするとともに、食物摂取と栄養への関心を高め、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 栄養と栄養素,人体の構成成分と栄養素,食物の摂取,食物の消化と吸収について 理解すること。
- ② 食物摂取における栄養面での課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 人体と栄養について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 栄養と栄養素

栄養の概念と栄養素の機能について扱い、具体的に理解できるよう身近な事例を通 して取り上げる。

イ 人体の構成成分と栄養素

人体の構成成分の組成と栄養素との関わりについて扱い、具体的に理解できるよう 身近な事例を通して取り上げる。

ウ 食物の摂取

食物の摂取過程を食欲や栄養管理の視点から扱う。また、生体リズムの重要性については、具体的に理解できるよう身近な事例を通して取り上げる。

エ 食物の消化と吸収

食物が消化され吸収される仕組みについて、咀嚼及び胃や腸のぜん動運動などによる食物の物理的消化、消化液に含まれる酵素による栄養素の化学的消化、さらに大腸における腸内細菌による生物的消化、吸収及び排泄などの基礎的事項を扱う。その際、消化吸収率の概要についても触れること。

[指導項目]

(2) 栄養素の機能と代謝

ア 炭水化物

- イ 脂質
- ウ たんぱく質
- エ 無機質
- オ ビタミン
- カ その他の成分

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)のアについては、食物繊維の栄養的意義についても触れること。 オについては、炭水化物、脂質及びたんぱく質の代謝と関連付けて扱うこと。カについては、アからオまで以外の生体調節機能成分を扱うこと。

(2) 栄養素の機能と代謝

ここでは、炭水化物、脂質、たんぱく質、無機質、ビタミンの各栄養素の種類及び栄養素の機能と代謝の概要を理解できるようにするとともに、各種栄養素を過不足なく摂取することの重要性を認識できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 栄養素の機能と代謝の概要について理解すること。
- ② 栄養素などの過不足の視点から課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 栄養素の機能と代謝について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 炭水化物

炭水化物の種類と生理機能、糖質代謝について扱う。その際、難消化性の食物繊維については、その栄養的意義、望い回数の増加と唾液の分泌の促進、胃内滞留時間の変化、小腸及び大腸における作用について取り上げる。

イ 脂 質

脂質の種類と生理機能、グリセリンと脂肪酸の代謝について扱う。

ウ たんぱく質

たんぱく質の種類と特徴,生理機能,代謝について扱う。その際,たんぱく質の栄養的評価法について取り上げる。

工 無機質

無機質の種類とそれらの主な給源、生理機能と体構成成分としての機能について扱う。その際、不足しがちな無機質や摂取量のバランスを保つことの重要性について取り上げる。

オ ビタミン

ビタミンの種類とそれらの主な給源,主な生理機能,調理による変化について扱う。 また,近年問題となっている過剰摂取についても扱う。

カ その他の成分

栄養素ではないが、免疫系、神経系、内分泌系、循環系などの生体を調節する系に 作用する生体調節機能を有する成分として、例えば、ポリフェノールやカロテノイド などを取り上げる。また、水の生理機能及びその出入りについても扱う。

[指導項目]

- (3) 食事摂取基準と栄養状態の評価
 - ア エネルギー代謝
 - イ 食事摂取基準
 - ウ 栄養状態の評価

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)のアについては、エネルギー代謝の基礎的な内容を扱うこと。イ については、食事摂取基準におけるエネルギーと代表的な栄養素を扱うこと。 ウにつ いては、個人及び集団の栄養状態の評価の意義と方法を扱うこと。

(3) 食事摂取基準と栄養状態の評価

ここでは、体内におけるエネルギーの出納や食品のエネルギー値の算定方法、日本人の食事摂取基準及び栄養状態の評価の意義と方法について理解できるようにするとともに、健康の保持増進への関心を高め、食生活の充実向上に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① エネルギー代謝及び食事摂取基準の指標について理解し、関連する技術を身に付ける。
- ② 食事摂取基準及び栄養状態の視点から課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食事摂取基準と栄養状態の評価について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア エネルギー代謝

人体エネルギー代謝の概要や食品のもつエネルギー、基礎代謝、生活活動に伴うエネルギー代謝などについて扱う。

イ 食事摂取基準

厚生労働省策定の「日本人の食事摂取基準」を扱う。その際, 策定の目的, 使用期間, 策定の方針, 策定の基本事項, 活用に関する基本的事項などを扱う。

ウ 栄養状態の評価

個人及び集団の栄養状態の評価の意義と方法について扱う。その際,個人について は異常の発見と治療に有効であり、集団については健康の保持増進のための栄養指導 や食料政策のために必要であることを取り上げる。また、食事調査、臨床症状診断、 身体計測,生化学的検査などによる直接評価法や食料需給表などから推定する間接評価法を扱い,国民健康・栄養調査の概要をもとに栄養状態の評価について身近な事例と関連付けて取り上げる。

[指導項目]

(4) ライフステージと栄養

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)については、乳幼児期、青少年期、成年期及び高齢期を取り上げ、 各期の栄養の特徴とそれを満たす食事構成の概要を扱うこと。

(4) ライフステージと栄養

ここでは、各ライフステージにおける身体的・生理的特徴を理解し、それに応じた栄養の特徴と食事構成の概要について理解できるようにするとともに、ライフステージと 栄養の関わりへの関心を高め、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① ライフステージにおける身体的・生理的特徴と各期の栄養の特徴について理解すること。
- ② ライフステージにおける栄養の課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ ライフステージと栄養について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に 取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう,この〔指導項目〕においては,乳幼児期については,乳汁栄養,離乳栄養,偏食予防,間食の意義など,成長のための栄養と食事構成について扱う。青少年期については,成長や活動に必要な栄養と食事構成について扱い,学校給食,欠食や過食の防止などについても触れる。成年期については,生活活動に応じた栄養を中心に,生活習慣病予防の見地から栄養と食事構成,高齢期については,老化抑制,健康保持の見地から栄養と食事構成について扱う。

〔指導項目〕

- (5) 生理と栄養
 - ア 労働・スポーツと栄養
 - イ 妊娠・授乳期の栄養

(内容の範囲や程度)

オ [指導項目]の(5)のアについては、生活活動強度や活動時間の差による生理的特徴、栄養上の配慮事項及び食事構成の概要を扱うこと。イについては、妊娠・授乳期

の生理的特徴、栄養上の配慮事項及び食事構成の概要を扱うこと。

(5) 生理と栄養

ここでは、労働と栄養、スポーツと栄養、妊娠・授乳期の栄養について、それぞれの 生理的特徴、栄養上の配慮事項及び食事構成の概要を理解できるようにするとともに、 生理と栄養の関わりへの関心を高め、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこ とができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 労働・スポーツと栄養及び妊娠・授乳期の栄養について理解すること。
- ② 労働・スポーツと栄養及び妊娠・授乳期の栄養における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 労働・スポーツと栄養及び妊娠・授乳期の栄養について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 労働・スポーツと栄養

生活活動強度の軽重や活動時間の長短による生理的特徴を踏まえた上で、それに応じた栄養と食事構成を扱う。特に、スポーツなどによる消費エネルギー過剰と運動不足などによる摂取エネルギー過剰の両面について、具体的な事例を通して理解できるよう指導する。

イ 妊娠・授乳期の栄養

妊娠可能な年齢の女性、妊娠・授乳期の生理的特徴を踏まえた上で、それに応じた 栄養と食事構成を扱う。

[指導項目]

- (6) 病態と栄養
 - ア 栄養障害と食事
 - イ 病態時の栄養

(内容の範囲や程度)

カ [指導項目]の(6)については、栄養の過不足による病気と食事療法及び病態に応じた栄養と食事構成の概要を扱うこと。また、食物アレルギーの原因物質及び栄養上の配慮事項を扱うこと。

(6) 病態と栄養

ここでは、エネルギーや栄養素の過不足による主な病気と食事療法、病態に応じた栄養と食事構成についてその概要を理解し、病態と栄養の関わりへの関心を高め、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 栄養障害の食事や病態時の栄養について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 栄養障害の食事や病態時の栄養における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 栄養障害の食事や病態時の栄養について自ら学び、健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 栄養障害と食事

エネルギーや栄養素の過不足によって生じる病気について原因と症状の概要を扱い、 健康と栄養との関わりを理解できるよう指導する。また、栄養障害の治療を目指す食 事療法として、栄養量、調理法、食品選択における留意点などについて取り上げる。

イ 病態時の栄養

病態に応じた栄養の特徴と食事構成の概要について扱う。また、食物アレルギー発症の仕組みや原因物質の種類について身近な事例と関連付けて取り上げるとともに、 栄養上の配慮事項を扱うこと。

第 18 節 食品

この科目は、多様化する食品や食生活に対応し、食品に関する専門的な知識を習得する とともに、食生活の充実向上を担う職業人としての意識を高め、各種食品を適切に選択し て活用できるようにする資質・能力を育成することをねらいとしている。

また,この科目は,主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり,今回の改訂においては,健康の保持増進のために食品のもつ機能の重要性を踏まえ,内容の改善を図った。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、多様化する食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 食品の分類とその特徴,食品の機能,食品の表示,食品の加工と貯蔵などについて体系的・系統的に理解するとともに,関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から食品に関する課題を発見し、食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 適切な食品の選択や活用の面から食生活の充実向上を目指して自ら学び、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、食品に関する 実験・実習を通して、多様化する食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を担う職 業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、適切な食品の選択や活用の面から食生活の充実向上と関連付けることを 意味している。

食品の分類とその特徴、食品の機能、食品の表示、食品の加工と貯蔵などについて体系的・系統的に理解するとは、食品の分類とその特徴、食品の機能、食品の表示、食品の加工と貯蔵などを代表的な内容として例示し、食品の全体を見渡し、その分類方法を明確にして捉え、その特徴や課題などについて理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、食品に関連する基礎的・基本的な技術を習得すること を意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から食品に関する課題を発見しとは、既習の知識や生活経験を基に、食品 面から健康の保持増進を進めるために食生活の充実向上を目指して課題を発見することを 意味している。

食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、摂取する食品が健康に及ぼす影響を十分に理解し、食品の選択、活用の際に、理論を踏まえて従来にない新しい発想による創意工夫やアイデアを生かして課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

適切な食品の選択や活用の面から食生活の充実向上を目指して自ら学びとは、この学習を通して、食品に関する知識を献立作成や食品の購入、調理に役立てることにより、食生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てることにより、自分の適性を生かして生き生きと働き自らの専門性の向上のために、食品への関心を高めて学ぶことを意味している。

食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、習得した知識や 技術を活用して、食生活の充実向上のために周囲の人々と協働して主体的に取り組む態度 を養うことを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)食品の分類とその特徴、(2)食品の機能、(3)食品の表示、(4)食品の加工と貯蔵、(5)食品の生産と流通の五つの指導項目で、2単位程度履修されることを想定して構成している。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図るとともに総合的に展開できるよう配慮する。また、「調理」、「栄養」及び「食品衛生」との関連を図るようにする。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 食品の分類とその特徴
 - ア 食品の成分と分類
 - イ 植物性食品とその加工品
 - ウ 動物性食品とその加工品
 - 工 成分抽出素材
 - オ 調味料, 甘味料, 香辛料及び嗜好品

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のアについては、食品の成分の特徴による分類方法である食品群と、「日本食品標準成分表」を扱うこと。イ及びウについては、代表的な食品を扱うこと。エについては、油脂とゲル化剤の代表的な食品を扱うこと。オについては、代表的な食品の使用目的とその役割、性質、利用法などを扱うこと。

(1) 食品の分類とその特徴

ここでは、食品の栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解できるようにするとともに、食品への関心を高め、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品の分類とその特徴を理解すること。
- ② 食品に関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の分類とその特徴について自ら学び, 食品のもつ機能の展開に主体的かつ協 働的に取り組むこと。

ア 食品の成分と分類

食品の分類について、食品の栄養的特徴により分類した食品群と「日本食品標準成分表」で用いられている食品の分類方法を扱う。

イ 植物性食品とその加工品

穀類,いも類及びでん粉類,豆類,野菜類,果実類,きのこ類,藻類とその加工品について,代表的な食品を取り上げて,栄養的特徴,調理上の性質,利用法などを理解できるよう指導する。

穀類については、穀類の構造上から、胚乳の取得の方法には搗精と製粉の別があることを扱う。例えば、米、小麦、とうもろこし、そば、穀類の加工品などを取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導することなどが考えられる。

いも類及びでん粉類については、例えば、じゃがいも、さつまいも、さといも、いも類の加工品などを取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導することなどが考えられる。

豆類については、たんぱく質と脂質に富み糖質の少ないものと、糖質とたんぱく質が多く、脂質の少ないものとに大別されること、野菜的な性状を持つものは野菜類に分類されることなどにも触れる。例えば、大豆、あずき、豆類の加工品などを取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導することなどが考えられる。

野菜類については、葉菜類、茎菜類、根菜類、果菜類、花菜類などに分けて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導する。特に、緑黄色野菜、その他の野菜の別による栄養的特徴についてなどについて扱う。野菜のあくについて

は、調理と関連させて理解できるよう指導する。

果実類については、果実の栄養的特徴、特有の成分である糖分、有機酸、ペクチン、 色素、芳香、渋味及び利用法などについて扱う。

きのこ類については、食用としてのきのこの栄養的特徴、調理上の性質、利用法などについて扱う。

藻類については、緑藻類、褐藻類、紅藻類などに分けて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などなどについて扱う。

ウ 動物性食品とその加工品

魚介類, 肉類, 卵類, 乳類とその加工品について, 代表的な食品を取り上げて, 栄養的特徴, 調理上の性質, 利用法などを理解できるよう指導する。

魚介類については、魚介類の栄養的特徴及び調理上の性質について、特に、たんぱく質、脂質の性状、季節による栄養的価値と呈味の変化、自己消化と腐敗現象などを取り上げるとともに、利用法などを理解できるよう指導する。また、加工品や加工方法についても取り扱い、魚卵にも触れる。

肉類については、例えば、牛肉、豚肉、鶏肉などを取り上げ、栄養的特徴について、特に、たんぱく質や脂質の種類、熟成、部位による成分や性状の違いと調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導する。また、主な加工品を取り上げて、加工方法の概要を理解できるよう指導する。

卵類については、例えば、鶏卵、うずら卵及びその加工品について、栄養的特徴、 調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導する。

乳類については、牛乳、乳製品について、栄養的特徴及び調理上の性質として、特に、たんぱく質、脂質、糖質の特性を取り上げるとともに、利用法、加工方法などを理解できるよう指導する。

エ 成分抽出素材

油脂とゲル化剤の代表的な食品を取り上げて、栄養的特徴、調理上の性質、利用法などを理解できるよう指導にする。

植物性油脂については、主な植物性油脂について、脂肪酸組成と特質、製法、利用 法などを理解できるようにする。また、主な物理的性質と化学的性質や製造工程についても触れる。

動物性油脂については、例えば、バター、ラード、牛脂などについて、脂肪酸組成と特質、製法、利用法などを取り扱う。

加工油脂については、例えば、硬化油、マーガリン、ショートニングなどについて、 脂肪酸組成と特質、製法、利用法などを理解できるよう指導する。また、ショートニ ング性、クリーミー性、脂肪の融点などについても触れる。

ゲル化剤については、寒天、ゼラチン、カラギーナンなどについて原料、成分、ゲ ル化条件、ゲルの特性、利用法などを取り扱う。

オ 調味料、甘味料、香辛料及び嗜好品

使用目的とその役割、利用法などを理解できるよう指導する。

調味料については、例えば、食塩、みそ、しょうゆ、食酢、みりん、うま味調味料などを取り上げて、使用目的とその役割、利用法などを理解できるようにする。

甘味料については、例えば、砂糖、はちみつ、人工甘味料などを取り上げて、使用 目的とその役割、利用法などを理解できるよう指導する。

香辛料については、辛味を主とするもの、芳香を主とするもの、色と香味を主とするものについて、それぞれ代表的なものを取り上げて、使用目的とその役割、利用法などを理解できるよう指導する。

嗜好品については、例えば、菓子類、茶・コーヒー・ココア・清涼飲料などの嗜好飲料、アルコール飲料などを取り上げて、使用目的とその役割、利用法などを理解できるよう指導する。

[指導項目]

(2) 食品の機能

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、食品のもつ栄養面の機能、嗜好面の機能及び生体調 節面の機能を扱うこと。

(2) 食品の機能

ここでは、食品のもつ栄養面の機能、嗜好面の機能及び生体調節面の機能を理解できるようにするとともに、食品の機能への関心を高め、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品のもつ機能を理解すること。
- ② 食品のもつ機能を活用する上での課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の機能について自ら学び、 食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り 組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、この〔指導項目〕においては、食品のもつ機能として、栄養面では食品中に含まれる成分が栄養素としての機能があり、エネルギーや人体の成分となること、嗜好面では色素、呈味成分、香気成分などがおいしさに深く関わり食欲を高めて摂食行動を促す機能があること、さらに、従来の栄養面の機能としては説明できない食品に含まれる疾病を予防するまたは病態を緩和する生体調節面での機能があることを身近な事例と関連付けて取り上げる。

〔指導項目〕

(3) 食品の表示

- ア 食品の表示制度
- イ 各種食品の表示

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)のアについては、食品の表示に関わる基本的な法規や制度の目的と概要を扱うこと。イについては、加工食品などの表示を具体的に扱うこと。

(3) 食品の表示

ここでは、食品の表示について法規や制度と関わらせて理解できるようにするとともに、各種食品の具体的な表示方法を理解できるようにする。また、食品の表示への関心を高め、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 食品の表示により提供される食品の情報を理解すること。
- ② 食品の表示を活用する上での課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の表示について自ら学び、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品の表示制度

食品表示法の概要及び食品表示基準を取り扱う。また、日本農林規格等に関する法律(JAS 法)に基づく JAS 規格などについても身近な事例と関連付けて取り上げる。

イ 各種食品の表示

生鮮食品,加工食品などの各種食品の具体的な表示方法について扱う。また、保健機能食品の表示などについても身近な事例と関連付けて取り上げる。

[指導項目]

- (4) 食品の加工と貯蔵
 - ア 食品の加工
 - イ 食品の貯蔵

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)のアについては、物理的加工、化学的加工及び微生物や酵素による加工の目的、方法及び成分の変化を扱うこと。イについては、代表的な貯蔵の方法の原理と特徴の概要を扱うこと。

(4) 食品の加工と貯蔵

ここでは、食品の加工について、物理的加工、化学的加工及び微生物や酵素による加工の目的、方法及び成分の変化を理解できるようにする。また、食品の貯蔵については、 代表的な貯蔵の方法の原理と特徴の概要を理解できるようにする。また、食品の加工と 貯蔵への関心を高め、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 食品の加工と貯蔵の特徴について理解すること。
- ② 食品の加工と貯蔵における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の加工と貯蔵について自ら学び、 食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的 に取り組むこと。

ア 食品の加工

ここでは、食品加工の目的は、食味、消化、栄養、貯蔵性、流通性、利便性の向上にあることを扱う。穀類の一次加工、でん粉の製法などの物理的な加工、酸、アルカリ又は塩類を加えて行う化学的な加工、微生物や酵素による加工について、その目的、方法、成分の変化などを理解できるよう指導する。また、消費者の多様なニーズに応じて開発されるインスタント食品や、特別用途食品などの様々な加工食品についても身近な事例と関連付けて取り上げる。

イ 食品の貯蔵

ここでは、貯蔵の目的は変質や腐敗の防止、品質の維持にあることを扱う。乾燥、 塩蔵、糖蔵、酢漬け、冷蔵、冷凍、缶詰、びん詰、くん製、殺菌、ガス置換、放射線 などによる貯蔵の方法について、その原理と特徴を身近な事例と関連付けて取り上げ る。

[指導項目]

- (5) 食品の生産と流通
 - ア 食品の流通と食料需給
 - イ 食品の流通機構

(内容の範囲や程度)

オ [指導項目]の(5)のアについては、多様化する食品の生産と食料需給の概要を扱うこと。イについては、代表的な食品の流通機構の概要や食品の安全な流通を図るための仕組みを扱うこと。

(5) 食品の生産と流通

ここでは、多様化する食品の生産と食料需給の概要を理解できるようにするとともに、 代表的な食品の流通機構の概要を理解できるようにする。また、食品の生産と流通への 関心を高め、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むことができるように することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 食品の生産と流通について理解すること。
- ② 食品の生産と流通における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の生産と流通について自ら学び、食品のもつ機能の展開に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品の流通と食料需給

科学技術の進歩,高度な生産技術や加工技術の開発により,食品の生産が多様化している現状,食料生産と消費の推移,輸入状況,食料自給率などについて扱い,食料需給などの食料問題についてその解決策を探ることができるよう指導する。

イ 食品の流通機構

主な食品の流通機構の概要や安全な食品の流通を図るための仕組み、食品トレーサビリティシステムなどについて身近な事例と関連付けて取り上げる。また消費者ニーズに対応した流通についても扱う。

第19節 食品衛生

この科目は、食生活の安全と食品衛生に関する専門的な知識と技術を活用し、適切な衛生管理ができるようにすることをねらいとしている。

また,この科目は,主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり,今回の改訂においては,食物アレルギーとその予防に関する内容を加えるなどの充実を図った。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、安全で衛生的な食生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 食生活の安全と食品衛生対策について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活の現状から食品衛生に関する課題を発見し、安全で衛生的な食生活の実現を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 安全で衛生的な食生活の実現を目指して自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、食品衛生に関する実験・実習などを通して、安全で衛生的な食生活の実現を担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、安全で衛生的な食生活の実現と関連付けることを意味している。

目標の(1) は、食生活の安全と食品衛生対策に関する内容を取り上げ、食品衛生についての理解とそれらに係る技術を習得することを示したものである。

食生活の安全と食品衛生対策とは、食生活の安全の重要性と食品衛生関係法規に基づいた食品安全行政の取組を**意味している**。

体系的・系統的に理解するとは、食を担う職業人として、食品衛生の分類方法を明確に し、その特徴や課題について理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、具体的な事例や実験・実習を通して、実際の調理や食生活の場の課題の解決に生かすことができるよう、必要な衛生管理の技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活の現状から食品衛生に関する課題を発見しとは、安全で衛生的な食生活の実現の

ためには、実際の調理や食生活の場において、食品衛生の面から、課題意識をもつことが大切であることを意味している。

安全で衛生的な食生活の実現を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、 食の安全を担う職業人の視点から、衛生管理の技術を調理や食生活の場で効率的に活用し、 食生活の安全性を向上するために課題を解決する力を育むことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

安全で衛生的な食生活の実現を目指して自ら学びとは、目標の(1)及び(2)で育成した資質・能力と関わらせながら、食生活の安全や衛生の確保のためには、食品衛生への関心を高めて積極的に学ぶことが大切であることを意味している。

食品衛生に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、食の安全を担う職業人として 食品衛生に関する知識と技術を調理や食生活の場で活用し、食生活の安全性の向上のため に、周囲の人と協働して取り組むことが大切であることを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)食生活の安全と食品安全行政、(2)食中毒とその予防、(3)食品の汚染、寄生虫、(4)食品の変質とその防止、(5)食品添加物、(6)食物アレルギーとその予防、(7)食品衛生対策の七つの指導項目で、5単位程度履修されることを想定して構成している。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(7)のアについては、具体的に理解できるよう実験・実習を中心とし た指導を行うこと。

[指導項目]の(7)のアの内容を取り扱う際には、食品や調理の安全性を脅かす具体的な事例を取り上げ、その防止策についても理解できるよう、実験・実習を中心とした指導を行うことが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 食生活の安全と食品安全行政

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)については、食生活の安全を確保することの重要性やそのための 食品安全行政の取組などを扱うこと。

(1) 食生活の安全と食品安全行政

ここでは、食生活の安全を確保することの重要性を理解するとともに、食品安全基本 法や食品衛生法の概要や目的を認識し、食品安全に関わる対策について考察できるよう にすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 食品安全行政の取組,安全情報である食品表示など,食品安全に関わる対策について理解すること。
- ② 食品安全対策について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食生活の安全と食品安全行政について自ら学び, 食品衛生に主体的かつ協働的に 取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう、食生活の安全が食品安全基本法や食品衛生法をはじめとする法規や食品安全行政によって守られており、食品の安全確保のためのリスク分析は、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションから構成されることを、身近な事例と関連付けて扱うこと。さらに、食品の生産、加工、流通、消費における衛生対策については、食品トレーサビリティーシステムなどを取り上げ、消費者の健康被害の拡大を防ぎ、事業者の経済的被害を抑えるための食品の安全性の確保の重要性についても扱う。

[指導項目]

- (2) 食中毒とその予防
 - ア 細菌性食中毒とその予防
 - イ ウィルス性食中毒とその予防
 - ウ 化学物質による食中毒とその予防
 - エ 自然毒による食中毒とその予防

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、具体的な事例を取り上げ、食中毒の特徴、症状、発 生状況と汚染源及び予防などを扱うこと。

(2) 食中毒とその予防

ここでは、食中毒について理解し、衛生管理の重要性を認識することをねらいとしている。また、寄生虫による食中毒についても、代表的な事例に触れるようにする。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよ

- う,〔指導項目〕を指導する。
- ① 食中毒の特徴、症状、発生状況と汚染源、及びそれらの予防法を理解すること。
- ② 食中毒予防における課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食中毒とその予防について自ら学び、 食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 細菌性食中毒とその予防

細菌性食中毒には感染型と毒素型があることを取り上げ、それぞれの特徴、症状、発生状況と汚染源、予防法などについて理解できるよう指導する。特に、サルモネラ、カンピロバクター、病原性大腸菌〇-157等をはじめとする近年の食中毒の発生状況については、具体的な事例と関連付けて取り上げ、その原因と予防法を理解できるよう指導する。

イ ウィルス性食中毒とその予防

ウィルス性食中毒には、小型球形ウィルスをはじめとするウィルスによるものがあることを取り上げ、それぞれの特徴、症状、発生状況と汚染源、予防法などについて理解できるよう指導する。ノロウィルスによる食中毒の発生状況については、具体的な事例を取り上げ、その原因と予防法を理解できるよう指導する。

ウ 化学物質による食中毒とその予防

化学物質による食中毒には、食品の製造工程や容器から混入した場合や過失により 誤認して使用した場合などがあることを取り上げ、それらの発生状況、症状、予防法 について理解できるよう指導する。

エ 自然毒による食中毒とその予防

自然毒による食中毒には、動物性と植物性があることを取り上げ、それらによる食中毒の種類、症状、予防法、食品加工や調理の過程で毒を除去する方法などについて理解できるよう指導する。また、地域によって起こりやすい食中毒についても扱う。

[指導項目]

- (3) 食品の汚染, 寄生虫
 - ア 有害物質による食品の汚染とその予防
 - イ 寄生虫病とその予防

(内容の範囲や程度)

ウ 「指導項目〕の(3)のアについては,重金属や放射性物質などについても扱うこと。

(3) 食品の汚染,寄生虫

ここでは、環境汚染における食品への濃縮汚染や、食品を介して感染する寄生虫病について扱う。なお、重金属や放射性物質などについては、基準値を設けていることなどを取り上げ、社会における食品の安全確保の仕組みがあることを理解できるようにするとともに、食品や環境の衛生などに関心をもつことができるようにすることをねらいと

している。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 食品に存在する有害物質の原因について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 食品や環境の衛生について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の汚染について自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 有害物質による食品の汚染とその予防

重金属,化学物質,農薬,放射性物質などの有害物質が環境を汚染し,食品や人体に影響を及ぼしていることを扱う。また,環境汚染物質による直接的汚染の他,食物連鎖及び生物濃縮の過程を経て発生することについて事例を通して理解できるよう指導する。その際,汚染防止についても取り上げる。

イ 寄生虫病とその予防

食品を通して感染する寄生虫を感染経路によって大別し、主な寄生虫病のそれぞれ の特徴、感染経路、症状、予防法などについて扱う。

[指導項目]

- (4) 食品の変質とその防止
 - ア 微生物による変質とその防止
 - イ 化学的作用による変質とその防止

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)については、食品の変質とその防止に関する基礎的な内容を扱うこと。

(4) 食品の変質とその防止

ここでは、微生物や化学的作用による食品の変質について、それらの現象と害及び防止 法を理解し、食品の鑑別や保管が適切にできるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 微生物や化学的作用による食品の変質について理解し、関連する技術を身に付ける
- ② 食品の鑑別や保管について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品の変質とその防止について自ら学び、食品の鑑別や保管に主体的かつ協働的に 取り組むこと。

ア 微生物による変質とその防止

食品が微生物などの生物的因子によって劣化し、食用に適さなくなる腐敗や変敗について、食品に付着する微生物の種類や性状、食品の保存状態との関わりを理解させるとともに、その防止法について、例えば、食品の水分活性を低下させる食品加工などと関

連づけて理解できるようにする。また、腐敗食品の鑑別についても具体的な事例と関連付けて取り上げる。

イ 化学的作用による変質とその防止

油脂の変敗、食品の褐変など、食品が酸素、光線、酵素などの化学的作用により変質することを理解させるとともに、その防止法についても理解できるようにする。

[指導項目]

- (5) 食品添加物
 - ア 食品添加物の使用目的と用途
 - イ 食品添加物の使用基準と表示

(内容の範囲や程度)

オ 〔指導項目〕の(5)については、食品添加物に関する法規と関連付けて扱うこと。

(5) 食品添加物

ここでは、食品添加物の使用目的、種類、性質、使用基準などについて、食品衛生法による規定と実際の加工食品の表示を理解できるようにする。また、食品添加物の使用と食生活との関わりについても考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目] を指導する。

- ① 食品添加物の使用目的、用途、使用基準及び表示について理解すること。
- ② 食品添加物の利点,安全性及び食生活との関わりについて課題を発見し,その解決に向けて考察すること。
- ③ 食品添加物について自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 食品添加物の使用目的と用途

食品衛生法に規定されている食品添加物の定義及び規制について扱い,指定及び既存添加物(いわゆる天然添加物)の用途別分類,使用目的,種類,性質などについて理解できるよう指導する。

イ 食品添加物の使用基準と表示

我が国の食品添加物の指定制度、指定に至るまでの安全性の評価、指定基準について扱う。また、食品添加物の中には安全性の見地から対象食品、添加量、使用目的、使用方法など使用基準が定められているものがあることや食品添加物の表示方法についても扱う。

[指導項目]

(6) 食物アレルギーとその予防

(内容の範囲や程度)

カ 「指導項目」の(6)については、具体的な事例を取り上げ、食物アレルギーの特徴、 症状、発生状況と原因物質及び発症予防などを扱うこと。

(6) 食物アレルギーとその予防

ここでは、食物アレルギーの種類とその特徴、特定原材料などのアレルギー表示、発症予防としての食品の選択や衛生管理に関する知識と技術を習得し、食品の選択や調理施設等の衛生管理の重要性について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 食物アレルギーの特徴,症状,発生状況と原因物質,発症について理解し,関連する技術を身に付けること。
- ② 食物アレルギーとその予防に関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 食物アレルギーとその予防について自ら学び, 食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう,この〔指導項目〕においては、食物アレルギーの種類とその特徴を扱い、表示義務のある特定原材料などのアレルギー表示,発症予防としての食品の選択や衛生管理について理解できるよう指導する。また、緊急性の高いアレルギー症状が現れた場合の適切な対応についても扱う。

[指導項目]

- (7) 食品衛生対策
 - ア 衛生管理の方法
 - イ 食品衛生関係法規

(内容の範囲や程度)

キ [指導項目]の(7)のアについては、食品の生産、加工、流通及び消費における衛生対策を扱うこと。イについては、食品衛生に関する法規の目的と概要を扱うこと。

(7) 食品衛生対策

ここでは、食品を衛生的に取り扱い、飲食物に起因する健康障害を予防するための衛生管理が適切にできるようにするとともに、食品衛生法と関連する法規の趣旨と概要を理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 食品の生産,加工,流通及び消費における衛生対策及び食品の衛生管理の方法について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 飲食物に起因する健康障害を予防するための衛生管理に関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。

③ 食品衛生対策について自ら学び、食品衛生に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 衛生管理の方法

食品製造・調理施設における衛生管理の方法を扱う。例えば、空中細菌検査、手指の消毒効果検査、食品の腐敗に関する実験・実習などを通して、食品衛生に関する衛生意識を高め、人、物、場所に対する衛生監視・指導の内容とその必要性を理解できるよう指導することなども考えられる。

また、食品の安全性と品質を確保し、対象食品の危害因子を確認して制御するための管理方法としての HACCP (危害分析・重要管理点方式) の概念と、その概念に基づいた我が国の総合衛生管理製造過程承認制度についても扱う。

さらに、食品の安全を目的とした「食品安全マネジメントシステム」(IS022000) などにも触れる。

イ 食品衛生関係法規

食品衛生法,同施行令,同施行規則,乳及び乳製品の成分規格等に関する省令,食品及び添加物等の規格基準,器具及び容器包装の規格基準について,その目的及び内容とともに,食品の製造,販売などにおける衛生面の規制と重要性を理解できるようにする。さらに,食品安全基本法,健康増進法,消費者基本法,食品表示法,調理師法,栄養士法,学校給食法などにも触れる。

これらの事項を身に付けることができるよう,この〔指導項目〕においては,衛生 管理の方法については,具体的な事例を取り上げ,実験・実習を通して理解できるよ う指導すること。

第20節 公衆衛生

この科目は、集団の健康を守り、さらに発展させるための公衆衛生に関する専門的な知識や技術を活用し、公衆衛生の発展に寄与することができる資質・能力を育成することを ねらいとしている。

この科目は、主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目である。 今回の改訂においては、食生活を通じて疾病を予防し、集団の健康づくりに寄与する調理 師の役割を加えるなどの内容の改善を図った。

第1 目標

1 目 標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、疾病の予防と健康づくりを担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 集団の健康と公衆衛生などについて体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 公衆衛生に関する課題を発見し、疾病の予防と健康づくりを担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病の予防や健康づくりを目指して自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、調査・研究などを通して、疾病の予防と健康づくりを担う職業人として必要な資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、疾病の予防と健康づくりと関連付けることを意味している。

目標の(1)は、環境衛生、母子保健、学校保健などを代表的な内容として例示し、集団の健康と公衆衛生についての理解とそれらに係る技術を習得することを示したものである。

集団の健康と公衆衛生などについて体系的・系統的に理解するとは、集団の健康と公衆衛生、環境衛生、疾病の予防と健康づくり、母子保健、学校保健、産業保健、高齢者保健など全体的に捉え、関連する法規や制度と関連付けながら、その特徴や課題について理解することを意味している。

関連する技術を身に付けるとは、実際の食生活の場の課題の解決に生かすことができるよう、集団の健康づくりに寄与するために必要な公衆衛生に関する情報を収集・整理することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

公衆衛生に関する課題を発見しとは、公衆衛生の発展に向けて疾病の予防と健康づくりを担うためには、集団の健康と公衆衛生に関する知識や技術を調理や食生活の場で活用し、公衆衛生の面から、課題意識をもつことが大切であることを意味している。

疾病の予防や健康づくりを担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養うとは、食を担う職業人の視点から、疾病の予防と健康づくりに関する課題を解決する力を育むことを意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

疾病の予防や健康づくりを目指して自ら学びとは、疾病の予防と健康づくりに寄与する ためには、目標の(1)及び(2)で育成した資質・能力と関わらせながら、公衆衛生への関心 を高めて積極的に学ぶことが重要であることを意味している。

公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、食生活を通じた疾病予防と健康づくりのために、周囲の人と協働して取り組むことが大切であることを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は,目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう,(1)集団の健康と公衆衛生,(2)環境衛生,(3)疾病の予防と健康づくり,(4)母子保健,(5)学校保健,

(6) 産業保健, (7) 高齢者保健, (8) 調理師の業務と社会的役割の八つの指導項目で, 3 単位程度履修されることを想定して構成している。また,内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア [指導項目]の(8)については、生徒の実態や学科の特色に応じて、扱わないことができること。

[指導項目]の(8)の内容を取り扱うに当たっては、生徒の興味・関心や、学科の専門性等に応じた取扱いが重要である。また、イ健康づくりに関する法規を指導する際には、他の〔指導項目〕に関連する法規や制度との関連付けを図ることが大切である。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

- (1) 集団の健康と公衆衛生
 - ア 公衆衛生の意義
 - イ 保健衛生統計

(内容の範囲や程度)

ア [指導項目]の(1)のイについては、人口動態統計、疾病統計及び国民健康・栄養調査などにおける集団の健康状態について扱うこと。

(1) 集団の健康と公衆衛生

ここでは、我が国の公衆衛生の発展の現状などから、集団の健康を管理し保持増進する公衆衛生の意義について理解するとともに、人口動態統計、疾病統計及び国民健康・ 栄養調査などを取り上げ、集団の健康の現状と課題について考察できるようにすること をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 集団の健康を管理し保持増進する公衆衛生の意義について理解すること。
- ② 保健衛生統計から見える集団の健康状態に関する課題を発見し、その解決に向けて 考察すること。
- ③ 集団の健康と公衆衛生について自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に 取り組むこと。

ア 公衆衛生の意義

我が国の公衆衛生の発展の状況を取り上げ、集団の健康を管理し保持増進を図るためには、地域社会や職場、学校等の保健衛生状態の向上が必要であり、組織的な公衆衛生活動が重要であることを理解できるよう指導する。その際、関連する法規などにも触れる。

イ 保健衛生統計

集団の健康状態を把握するとともに、公衆衛生活動の指針として衛生統計が作成されていることを理解できるよう指導する。また、人口動態統計、疾病統計、国民健康・栄養調査などを取り上げ、それぞれの目的や特徴、我が国及び地域社会における現状と課題について理解できるよう指導する。

〔指導項目〕

- (2) 環境衛生
 - ア 現代の環境問題
 - イ 生活環境の保全

(内容の範囲や程度)

イ 〔指導項目〕の(2)については、具体的な事例を通して現代の生活と自然環境との関

わりを取り上げ、持続可能な社会の形成のための方策を扱うこと。

(2) 環境衛生

ここでは、健康に影響を及ぼす現代の環境問題について、具体的な事例を通して理解 し、生活環境の保全のための方策について考察できるようにすることをねらいとしてい る。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 健康に影響を及ぼす生活環境と汚染について理解すること。
- ② 生活環境の保全のための方策について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 環境衛生について自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 現代の環境問題

科学技術と産業の発展により、地球規模の環境問題となっている現代の生活と自然 環境との関わりについて、例えば、大気汚染、地球温暖化、水質汚濁、ごみ問題、ダ イオキシン、内分泌かく乱化学物質などの具体的な事例を通して理解できるよう指導 する。

イ 生活環境の保全

生活環境の悪化が人々の活動を制約し、健康に悪影響を与えていることを理解し、 生活環境の保全のための国、地域、産業界、個人などの各レベルでの方策について考 えることがきるよう指導する。環境保全の取組については、諸外国の例などとともに 国際連合が定めた持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals; SDGs)な ど国際的な取組についても触れる。

[指導項目]

- (3) 疾病の予防と健康づくり
 - ア 生活習慣病と健康づくり
 - イ 感染症の予防
 - ウ 精神保健

(内容の範囲や程度)

ウ [指導項目]の(3)のアについては、具体的な事例を通して生活習慣病の実態とその 予防を扱うこと。イについては、感染症の発生要因、予防対策、消毒法などの基礎的 な事項を扱うこと。ウについては、精神の健康を左右する要因と精神保健活動に関す る基礎的な事項を扱うこと。

(3) 疾病の予防と健康づくり

ここでは、生活習慣病の実態とその予防及び健康管理、感染症の発生要因と予防対策

など、精神の健康を左右する要因と精神保健活動などについて扱い、疾病予防と健康づくりに関する公衆衛生活動について理解するとともに、疾病の予防と健康づくりについて考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 生活習慣病の予防と健康づくり、感染症の発生要因と予防対策、精神の健康と精神 保健活動などについて理解すること。
- ② 生活習慣病や感染症及び精神疾患等の疾病について、予防及び健康づくりに関する 課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 疾病予防と健康づくりについて自ら学び, 公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に 取り組むこと。

ア 生活習慣病と健康づくり

生活習慣病の種類と実態を取り上げ、国民の健康の保持増進、健康寿命の延長などのためには、生活習慣病の予防が重要な問題であることを認識し、疾病の早期発見と生活に基盤を置いた治療及び予防に対する栄養の役割を理解できるよう指導する。また、健康づくりについては、地域の健康増進等の施策や社会環境の整備などにも触れる。

イ 感染症の予防

主な感染症について、原因、種類と病状、予防法・消毒法などを取り上げ、エイズや結核などの感染症発生の事例を通して、感染症の予防に関する公衆衛生活動の重要性について理解できるよう指導する。

ウ 精神保健

精神の健康を左右する要因とその健康を高めるための精神保健活動について、現代 社会の複雑多岐にわたる様々な要因が精神面に与える影響の大きいことを各種の事例 を通して考えることができるよう指導する。また、地域精神保健活動についても取り 上げる。

[指導項目]

- (4) 母子保健
 - ア 母性の保護と保健指導
 - イ 乳幼児の保健指導

(内容の範囲や程度)

エ [指導項目]の(4)については、母性保健指導及び乳幼児保健指導における具体的な 事例を扱うこと。

(4) 母子保健

ここでは,母性保健指導及び乳幼児保健指導について,具体的な事例を通して理解し,

母子の健康について公衆衛生の面から考察できるようにすることをねらいとしている。 このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 母性保健指導及び乳幼児保健指導について理解すること。
- ② 母子の健康と保健指導について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 母子保健について自ら学び、 公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 母性の保護と保健指導

妊娠・分娩の生理について、母性保護の立場から、母性保健指導が行われていることや生活や労働について留意すべき事項を理解できるよう指導する。また、妊娠、出産とともに、安心して子育てができる環境を確保することなど、生涯を通じての総合的な対策が必要であることについて理解できるよう指導する。

イ 乳幼児の保健指導

新生児及び乳児の健康管理の重要性や乳幼児の健康診査等の保健指導の意義,目的, 内容について扱う。また、保健所や医療機関などの保健指導の機関についても扱い、 地域保健等と連携する大切さについても考察できるよう指導する。

[指導項目]

- (5) 学校保健
 - ア 学校保健管理
 - イ 健康教育

(内容の範囲や程度)

オ [指導項目]の(5)については、学校における保健管理及び健康教育の意義と目的を 扱うこと。

(5) 学校保健

ここでは、学校生活の健康環境づくりとして、学校保健管理と健康教育を扱い、その 意義と目的を理解し、公衆衛生の面から考察できるようにすることをねらいとしている。。 このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 学校保健管理と健康教育の意義と目的について理解すること。
- ② 学校生活の健康環境づくりについて課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 学校保健について自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 学校保健管理

総合的な健康環境づくりとして、児童、生徒、教職員の健康の保持増進、教育環境の整備、学校生活管理が重要であり、健康診断、安全管理などの学校保健管理の意義と目的について理解できるよう指導する。

イ 健康教育

自らの健康を保持増進する力を身に付けるための健康教育の意義と目的について理解できるよう指導する。

[指導項目]

- (6) 産業保健
 - ア 労働環境の整備
 - イ 労働者の健康管理

(内容の範囲や程度)

カ 〔指導項目〕の(6)については、職場の環境や作業条件と健康との関わりを扱うこと。

(6) 産業保健

ここでは、職場の環境や作業条件が健康に影響を及ぼすことを理解し、産業保健の重要性について認識できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 職場の環境や作業条件が健康に及ぼす影響を理解するとともに、労働者健康管理の 意義と目的を理解すること。
- ② 職場の環境と健康との関わりについて課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 産業保健について自ら学び、 公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 労働環境の整備

作業環境や作業条件に問題があるために発生する健康障害や労働災害の実態などの 事例を通して、職場の衛生環境や作業条件が作業者の健康に影響を及ぼすことを理解 し、産業保健の重要性について認識できるよう指導する。

イ 労働者の健康管理

健康診断,職場における健康の増進活動,安全管理などの労働者の健康管理の意義 と目的を理解できるよう指導する。

[指導項目]

- (7) 高齢者保健
 - ア 高齢者保健の現状
 - イ 高齢者の健康管理

(内容の範囲や程度)

キ 〔指導項目〕の(7)については,高齢者の医療,福祉などと関連付けて扱うこと。

(7) 高齢者保健

ここでは, 高齢者保健の現状を高齢者の医療, 福祉などと関連付けて理解し, 高齢者保健の重要性について認識できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 高齢者保健の現状を高齢者の医療、福祉などと関連付けて理解すること。
- ② 高齢者保健と健康管理に関する課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 高齢者保健について自ら学び、 公衆衛生の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 高齢者保健の現状

高齢者に対する保健医療対策,福祉対策,介護保険制度による基本的な介護サービスなどについても扱う。

イ 高齢者の健康管理

高齢期の生理的特徴を理解できるよう,健康管理の在り方について考えることができるよう指導する。

[指導項目]

- (8) 調理師の業務と社会的役割
 - ア 調理師と健康づくり
 - イ 健康づくりに関する法規

(内容の範囲や程度)

ク 〔指導項目〕の(8)のアについては、食育の推進に調理師が果たす役割についても扱 うこと。イについては、関連する法規の目的と概要を扱うこと。

(8) 調理師の業務と社会的役割

ここでは、関連法規に触れながら調理師の業務と社会的役割について理解し、食生活の向上に向けて、主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

調理師の果たす役割について理解できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 調理師が食生活の向上を通じて健康増進に寄与していることを, 調理師法や健康づくりに関する法規の概要を通じて理解すること。
- ② 食生活の面から健康づくりの現状について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 調理師の業務と社会的役割について自ら学び、公衆衛生の発展に主体的かつ協働的

に取り組むこと。

ア 調理師と健康づくり

調理師法をはじめとする調理師制度の概要を通して、調理師の業務と社会的役割について理解できるよう指導する。また、食育基本法を取り上げ、食育の推進における調理師の社会的役割について扱う。さらに、調理師は、給食等の集団の調理や外食産業において、国民の健康増進の一端を担っていることを理解できるよう指導する。

イ 健康づくりに関する法規

健康増進法など健康づくりに関する法規の目的及び内容を扱い、食生活の面から健 康増進に調理師が寄与していることを理解できるよう指導する。

第21節 総合調理実習

この科目は、大量調理や食事提供等に関する知識や技術を活用し、食生活関連産業における応用発展への関心を高め、主体的・協働的に取り組むことができる資質・能力を育成することをねらいとしている。

主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂に おいては、食を担う専門的な職業人として、より専門性を重視し、食生活関連産業におけ るフードビジネスの視点も加えた内容とした。

第1 目標

1 目標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、調理に関して総合的に捉え、食生活関連産業を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 大量調理の施設・設備、献立・調理、食事環境とサービスなどについて体系的・系統的に理解するとともに、相互に関連付けられた技術を身に付けるようにする。
- (2) 食生活関連産業における調理と食事提供に関する課題を発見し、食生活関連産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 調理の深化・総合化を目指して自ら学び、食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目においては、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、大量調理などの実習を通して、調理に関して総合的に捉え、食生活関連産業を担う職業人として必要な 資質・能力を育成することを目指すこととしている。

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせとは、食生活に係る生活産業に関する 事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築 等の視点で捉え、食生活関連産業の発展と関連付けることを意味している。

目標の(1)は、大量調理の施設・設備、献立・調理、食事環境とサービスなどを代表的な内容として例示し、総合調理実習についての理解とそれらに係る技術を習得することを示したものである。

大量調理の施設・設備、献立・調理、食事環境とサービスなどについて体系的・系統的に理解するとは、各種給食における大量調理を代表的な内容として例示し、施設・設備や調理機器、献立・調理、食事環境やサービスの実際を含め、食事提供の知識や技術について、調理業務全体を捉えながら、その特徴や課題について理解することを意味している。

相互に関連付けられた技術を身に付けるとは、食生活関連産業における課題の解決に生かすことができるよう、実際の食事提供の場面を想定した実習を通して、大量調理や食事提供に必要な技術を習得することを意味している。

目標の(2)は、習得した「知識及び技術」を活用し、「思考力、判断力、表現力等」を養

い、課題を解決する力を育むことを明確にしたものである。

食生活関連産業における調理と食事提供に関する課題を発見しとは、食生活関連産業の発展に向けて、食を担う職業人の視点から、望ましい調理と食事提供について、課題意識をもつことが大切であることを意味している。

生活関連産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力とは、食生活関連産業を担う職業人の意義を理解し、調理業務全体を総合的に捉えて多様なニーズへの対応について考え、創造的に調理し食事提供することによって課題を解決する力を意味している。

目標の(3)は、職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して 自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を明確にした ものである。

調理の深化・総合化を目指して自ら学びとは、調理に関する知識と技術を、実践的・体験的な学習を通して深化・総合化を図り、食生活関連産業における応用発展へ関心を高めて、積極的に学ぶことが重要であることを意味している。

食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うとは、食生活関連産業の発展のために、調理や食事提供に関する技術を活用し、周囲の人と協働して取り組むことが大切であることを意味している。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)調理用施設・設備及び調理機器、(2)大量調理、(3)食事環境とサービス、(4)調理師と食生活関連産業の四つの指導項目で、3単位程度履修されることを想定して構成している。「調理」の学習を踏まえたより実践的な内容から、高学年で履修させるようにする。また、内容を取り扱う際の配慮事項は次のように示されている。

(内容を取り扱う際の配慮事項)

ア 〔指導項目〕の(1)については、特定給食施設などの厨房設備と調理機器の安全で 衛生的、能率的な取扱いに重点を置いた指導を行うこと。

[指導項目]の(1)の内容を取り扱うに当たっては,実習先の施設・設備等と関連付け,安全面や衛生面,能率などの点から,適切な取扱いや管理ができるよう留意する。

イ 〔指導項目〕の(2)及び(3)については、調理における専門的な知識・技術を深化させ、食生活関連産業において食事提供に関わるなど総合的な学習活動になるよう指導を工夫すること。

[指導項目]の(2)及び(3)の内容を取り扱うに当たっては、他の項目について相互に有機的な関連を図るなど総合的に展開するとともに、「食文化」、「調理」、「栄養」、「食品」、「食品衛生」及び「公衆衛生」との関連を図り、調理業務全体の実践力の向上につながるよう留意する。

ウ 〔指導項目〕の(4)については,生徒の実態や学科の特色に応じて,扱わないことが できること。

〔指導項目〕の(4)の内容を取り扱うに当たっては、生徒の興味・関心、進路、適性、 学科の専門性や取得できる職業資格等に応じて扱わないことができることに留意する。

2 内容

2 内容

1に示す資質・能力を身につけることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

[指導項目]

(1) 調理用施設・設備及び調理機器

(1) 調理用施設・設備及び調理機器

ここでは、大量調理における調理用施設・設備及び調理機器について、安全面、衛生面に配慮した使用方法や管理に関する知識や技術を習得するとともに、活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 大量調理における調理用施設・設備及び調理機器について、安全面や衛生面、能率などの点から、正しい取り扱いと管理について理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 調理技術や調理手法の変化に適応した調理施設・設備及び調理機器の使用方法について課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 調理用施設・設備及び調理機器の安全面や衛生面、能率などの点から、正しい取り 扱いと管理について自ら学び、食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組 むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう,この〔指導項目〕においては,大量調理用施設・設備として,特定給食施設などの厨房設備を扱い,安全面や衛生面,能率などの点から,正しい取り扱いと管理ができるよう指導する。特に、厨房設備の消毒や清掃,点検など日常の管理の重要性について取り上げ,理解できるよう指導する。また,調理場の構造,食品取扱い設備,給水及び汚水処理設備,及び作業環境についても扱う。調理機器では,調理に使われるガス,電気などの熱源の特徴について扱う。さらに,主な調理機器の原理及び基本構造について,適切な取扱い,特定給食施設で用いられている調理機器の種類や調理システムについて触れる。

〔指導項目〕

(2) 大量調理

- ア 種類と特徴
- イ 組織と管理
- ウ 献立作成と調理

(内容の範囲や程度)

『指導項目』の(2)のアについては、各種給食を扱うこと。イについては、大量調理の組織と運営、食品の保管、調理作業管理及び衛生管理を扱うこと。また、大量調理を担当する者の自覚と責任についても扱うこと。ウについては、学校や事業所などにおける給食に関する留意事項に重点を置いて扱うこと。

(2) 大量調理

ここでは、各種給食など大量調理の種類と特徴、大量調理に当たっての留意事項を理解し、適切な手順を踏んで大量調理ができるようにする。また、大量調理の組織と運営、食品の保管、調理作業管理、衛生管理などを理解し、大量調理を担当する者の自覚と責任をもつことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 大量調理の種類と特徴、組織と管理、献立・調理について理解し、調理過程全体の 基本技術を身に付けること。
- ② 各種給食における大量調理実習及び衛生管理などについて課題を発見し、その解決に向けて考察すること。
- ③ 大量調理について自ら学び、 食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

ア 種類と特徴

学校、病院、事業所、福祉施設、一般給食センターなどにおける各種給食の目的と その特徴について扱う。その際、外食産業との違いについても触れる。

イ 組織と管理

大量調理は、目的に沿って組織的に運営されるものであるため、円滑な運営に当たっては、栄養、経済、衛生、作業、施設・設備などの適切な管理が重要であることは理解できるよう指導する。例えば、調理マニュアルやオペレーションマニュアルを作成するなど運営計画を立て、実習終了後は、評価、改善点の検討を行うことができるよう指導することも考えられる。また、大量調理を担当する者として、安全及び衛生に十分配慮する責任があることを自覚できるよう指導する。

ウ 献立作成と調理

学校や事業所などにおける給食の留意事項に重点を置き、栄養、嗜好、経済、衛生、施設・設備、作業能率などの制約事項を踏まえた献立作成を扱う。調理実習では、大量調理上の留意点を理解した上で、適切な調理ができるよう、ライフステージ別、病

院給食などにおける対象別、さらに食物アレルギー対応の献立作成と調理などについても扱う。

[指導項目]

(3) 食事環境とサービス

(内容の範囲や程度)

' 〔指導項目〕の(3)については、サービスの基本的な考え方やその実務を扱うこと。

(3) 食事環境とサービス

ここでは、食生活関連産業において、料理を提供する上で食事環境とサービスが重要であることを理解するとともに、サービスの基本的な考え方を理解し、サービス実習を通じて、実務を身に付けることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 〔指導項目〕を指導する。

- ① 食事環境とサービスついて理解し、関連する技術を身に付けること。
- ② 快適な食事環境と適切なサービスのための課題を発見し、その解決に向けて考察し、表現すること。
- ③ 食事環境とサービスについて自ら学び, 食生活関連産業の発展に主体的かつ協働 的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう,この〔指導項目〕においては、料理を 提供する上での食事環境とサービスの重要性を扱う。快適な食事環境として、客席の形 式、照明、テーブルセッティング、食卓花、音楽などが関わることを取り上げる。

また,適切なサービスについて,各種調理様式の席次や食卓作法の基本を踏まえた基本的な実務を扱い,身だしなみ,気配り,接客態度など接客者としての意識の大切さについて理解し,応対できるよう指導する。

[指導項目]

(4) 調理師と食生活関連産業

(4) 調理師と食生活関連産業

ここでは、調理師の業務全体について理解し、食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組むことができるようにすることをねらいとしている。。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう、 [指導項目]を指導する。

- ① 食生活関連産業における調理師の業務について理解すること。
- ② 食生活関連産業における起業と調理師について課題を発見し、その解決について考察すること。

③ 調理師と食生活関連産業について自ら学び、食生活関連産業の発展に主体的かつ協働的に取り組むこと。

これらの事項を身に付けることができるよう,この〔指導項目〕においては,調理・ 食事提供・サービスの複合化した産業である外食産業において,地域の活性化に繋がる 起業等の計画を取り上げるなど,具体的な事例を通して扱う。

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

第1節 指導計画の作成に当たっての配慮事項

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、専門的な知識と技術などを相互に関連付けてより深く理解させるとともに、地域や社会の生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、計画を立案し、実践、評価、改善して新たな課題解決に向かう過程を重視した実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

この事項は、専門教科「家庭」の各科目の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、家庭科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように配慮すべき内容を示したものである。

選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を強養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技術」の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・

探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

専門教科「家庭」の指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を滋養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。単元など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、単元など内容のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる知識及び技術の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

専門教科「家庭」における「主体的な学び」について、例えば、就業体験活動を通して、 生活産業に関する仕事に直接関わることで、学習内容により興味・関心をもったり、自分 が社会に貢献し参画できる存在であることを認識したりするなどして、学習意欲を喚起す ることなどが考えられる。

「対話的な学び」については、例えば、商品開発やファッションショーなどの場面において、産業界関係者や生徒同士と対話したり、協働したりする中で、課題解決に向けて、自らの考えを明確にしたり、他者と多様な価値観を共有したりして自らの考えを広め深めたりすることなどが考えられる。

「深い学び」については、生徒が、地域や社会の生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、計画を立案し、実践、評価、改善して新たな課題解決に向かうといった一連の過程の中で、家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせながら、課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を育成しているかどうかの視点から授業改善を図ることが考えられる。

このように、専門教科「家庭」においては、各科目における特質に応じた「見方・考え 方」を働かせて学ぶことにより、事実等に関する知識を相互に関連付けて概念に関する知 識を獲得したり、技術の深化・総合化を図ったりすることができると考えられる。

2 原則履修科目

(2) 家庭に関する各学科においては、「生活産業基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。

今回の改訂においては、従前と同様に「生活産業基礎」及び「課題研究」の2科目を家庭に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

「生活産業基礎」は、生活と産業との関わりや生活産業と職業についての基礎的な内容など、専門的な学習への動機付けとなるように内容を構成している。

「課題研究」は、専門教科「家庭」に関する基礎的・基本的な学習の上に立って、生徒が自ら設定した課題を主体的に探究して知識及び技術の深化・総合化を図るとともに、問題解決の能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を育てることをねらいとした科目である。

なお、科目の性格やねらいなどからみて、家庭に関する学科においては、「生活産業基礎」は入学年次で、また、「課題研究」は卒業年次で履修させるようにする。

3 実験・実習に配当する授業時数の確保

(3) 家庭に関する各学科においては、原則としてこの章に示す家庭科に属する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。また、実験・ 実習に当たっては、ホームプロジェクトを取り入れることもできること。

家庭に関する各学科においては、従前から実験・実習を主要な学習方法としてきており、技術の進展等に対応し、今後、創造性や問題解決能力の育成などを一層重視して、実験・実習を充実することが必要である。各学科においては、従前から専門教科「家庭」の各科目の配当時間の合計の10分の5以上を実験・実習に充てることとしているが、時数の確保とともに内容の一層の充実に努める必要がある。なお、ここでいう実験・実習とは、実験、調査、観察、見学、現場実習及びプロジェクト学習などの実際的、体験的な学習が含まれる。

また、実験・実習にホームプロジェクトを取り入れることができることは従前と同様であり、専門教科「家庭」の各科目の授業時数の10分の2以内をホームプロジェクトとして実施させることができる。

4 地域や産業界等との連携・交流

(4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

家庭に関する各学科の教育の改善・充実を図っていく上で,地域や産業界との双方向の 連携,協力関係を確立していくことは,極めて重要である。また,単に地域や産業界の協 力を仰ぐというだけでなく,各学校の教育力を地域に還元することにより,地域や産業界との協力関係を築くことも求められる。

今回の改訂においては、地域産業や地域社会との連携や交流を促進し、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせる観点から、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れることとしている。また、職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができることが示されている。したがって、家庭に関する各学科においても、これまで以上により実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れていくことが求められている。

また,生徒が生活産業に関する各分野の最新の知識や技術を身に付けたり,望ましい勤労観・職業観を育成するために,第一線で活躍する学校外の職業人等を学校に招き,学校における教育活動に協力してもらうことは有意義なことである。各学校においては,社会人講師等を積極的に活用するように努める必要がある。

また、地域や産業界等との協力関係を確立するためには、学校の教育力を地域に還元する努力も重要であり、学校の施設・設備等を地域に開放して、生徒が自らの学習の成果によって身に付けた専門性を生かした活動を行うことなどが考えられる。

従前から、家庭に関する各学科においては、学校家庭クラブ活動として、例えば、保育所や高齢者福祉施設等への訪問、地域の高齢者との交流など、各科目の学習を生かした活動に取り組んで成果を上げている。学校家庭クラブ活動については、「課題研究」の中で取り組むなど、なお一層の内容の充実が求められる。

5 障害のある生徒などへの指導

(5) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、 児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、 小・中学校における特別支援学級、特別支援学校において、児童生徒の十分な学びを確保 し、一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させて いく必要がある。

高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安

全面での制約,発音のしにくさ,心理的な不安定,人間関係形成の困難さ,読み書きや計算等の困難さ,注意の集中を持続することが苦手であることなど,学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し,個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを,各教科等において示している。

その際,専門教科としての家庭科の目標や内容の趣旨,学習活動のねらいを踏まえ,学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに,生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば、専門教科としての家庭科における配慮として、次のようなものが考えられる。 調理や被服製作などの実験・実習の全体像を俯瞰することが困難な場合には、学習の見 通しをもてるよう、活動をはじめる前に、その内容や手順を説明して、安心して取り組め るようにする。そして、手順や方法を写真やイラスト、実物や標本など視覚的に示すとと もに、指示を一つずつ出すなどわかりやすい指示を心がけることが大切である。

集団場面での口頭による指示や理解が難しい場合は、例えば、包丁、アイロン、ミシン、 薬品などの使用に際して、事故を防止する方法を理解できるよう、全体での指導を行った 後、個別に声かけをして指導することなども考えられる。

集団の中で学習することが困難な場合は、安心して授業に取り組めるよう、無理のない 形で段階的にグループ学習から、徐々に時間を増やしていくことなどが考えられる。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を 記載し、他教科等の教師とのこまめな情報共有に努めるとともに、次年度へ引き継いだり することが大切である。

第2節 内容の取扱いに当たっての配慮事項

1 言語活動の充実

(1) 生活産業に関わる実習や就業体験活動などを通して、自分の考え方や情報を的確に 伝えたり、まとめたりする活動、創造的に製作する場面において、与えられたテーマ に対して互いの考えを伝え合い、イメージをまとめ適切に表現する活動など言語活動 の充実を図ること。

生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、レポートの作成や論述といった知識・技術を活用する場面を設定するなど、言語の能力を高める学習活動を重視しており、このことは、各教科等を通じた重要な改善の視点である。専門教科「家庭」の各科目においては、言語活動を充実する上で、生活産業への消費者ニーズの的確な把握やサービス提供等を行う企画力・マネジメント能力を身に付け、生活文化を伝承し創造する人材を育成する観点から、重視するとともに、就業体験活動等、実社会と職業との関わりを通じて、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高める学習活動が求められる。

- ① 「課題研究」においては、調査、研究、実験、産業現場等における実習、作品製作等の成果や課題について報告書の作成や発表を行う、文章や資料等を読んだ上で、知識や経験に照らして多面的・多角的に自分の考えをまとめて論述するといった学習活動を充実すること。
- ② 子供や高齢者に関する情報を的確に理解したり、自分の考え方を適切に伝えたりするなど、生徒が主体的に考え、討議し、発表し合う等の互いの考えを深める上で必要なコミュニケーション能力を高める学習活動を充実すること。
- ③ 自分の考えや与えられたイメージを、創意工夫したりアイデアを生かしたりするなど、適切な表現方法により創造的に製作するなどの学習活動を充実すること。

各項目の指導内容との関わり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ、言語活動の充実を図る学習活動を指導計画に位置付けておくことが求められる。

2 コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう 工夫すること。

専門教科「家庭」の各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を図り、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに学習意欲を喚起させ、情報の検索・収集、他の学校や地域との情報の交流、学習成果の発表を行うなど指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

第3節 実験・実習の実施に当たっての配慮事項

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、被服実習室、食物実習室、保育実習室などの施設・設備の定期点検と整備を実施し、安全管理や衛生管理を徹底することが必要である。また、情報通信機器、視聴覚機器、掲示資料、模型などを適切に整備し、学習環境を整えることが必要である。特に、調理実習における電気、ガスなどの火気の扱い、実習室の換気、包丁などの刃物の安全な取扱いと管理、食中毒を防止するための食材の保管と取扱い、調理器具の衛生的な管理、被服製作や服飾手芸における針、縫製機器、薬品などの安全な取扱いと管理についての指導を徹底し、事故や食中毒の防止を図り、安全と衛生に十分留意して実験・実習ができるようにする。

また、校外に出て調査・研究・実験や実習などを行う際においても、事故の防止や安全 管理などに配慮し、指導計画を綿密に作成し、生徒が高校生としての自覚と責任をもって 行動し、所期の目的が効果的に達成されるよう、生徒指導にも十分留意する。

第4節 総則関連事項

1 道徳教育との関連(総則第1款2(2)の2段目)

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動 全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目(以下「各 教科・科目」という。)、総合的な探究の時間及び特別活動(以下「各教科・科目等」と いう。)のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

高等学校における道徳教育については、各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し、豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが求められている。

このため、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述がある。 専門教科「家庭」においては、例えば、教科の目標に「生活産業に関する課題を発見し、 職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う」、「職業人と して必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の 向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う」とし、生活産業に従事す る者として、その社会的責任を担うための規範意識や倫理観の醸成が特に重要であるこ とを示している。また、原則履修科目「生活産業基礎」においても職業人に求められる 倫理観に関する項目を新たに設け、虚偽の表示や、無資格での作業、個人情報の不適切 な取扱いなどを取り上げ、産業や職業に関わる法令を遵守することの重要性について明 示している。

各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

2 専門教科・科目の標準単位数 (総則第2款3(1)ウ)

各学校においては、教育課程の編成に当たって、次の表に掲げる主として専門学科(専門教育を主とする学科をいう。以下同じ。)において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものとする。

専門教科・科目については、従前から、地域の実態や学科の特色等に応じるため、その標準単位数の決定を設置者に委ねており、今回の改訂においても同様の扱いとしている。したがって、これらの各教科・科目について、設置者がその標準単位数を定め、その標準単位数を標準として各学校が具体的な単位数を定めることになる。各設置者においては、当該地域の実態や管内の学校の実態等に留意し、適切な標準単位数を定めることが必要である。

専門教科「家庭」に属する科目について、設置者は、地域の実態や設置する学科の特色に応じて、本解説第2部第2章を参考にして標準単位数を定めることになる。各学校においては、設置者の定める標準単位数を踏まえ、学科の特色や生徒の実態などに応じて、適切に科目を選定し、履修単位数を定めることが必要である。

3 学校設定科目(総則第2款3(1)エ)

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、イ及びウの表に掲げる教科について、これらに属する科目以外の科目(以下「学校設定科目」という。)を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。

専門教科「家庭」に属する科目においては、生活産業に関する各分野に対応して、通常 履修される教育内容などを想定して、21 科目が示されている。しかし、生活業の各分野 の多様な発展や地域の実態等に対応し、新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある 場合など、学校設定科目を設けることにより、特色ある教育課程を編成することができ る。

4 専門学科における各教科・科目の履修(総則第2款3(2)イ)

(1) 専門教科・科目の最低必修単位数

(7) 専門学科においては、専門教科・科目((1)のウの表に掲げる各教科・科目、同表に掲げる教科に属する学校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目をいう。以下同じ。)について、全ての生徒に履修させる単位数は、25 単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科においては、上記の単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。また、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数は、従前と同様に25単位以上とし、 生徒の多様な実態に応じた弾力的な教育課程の編成を可能にしている。なお、25単位を下 らないこととしているので、専門教育の深化のため、あるいは職業資格の取得要件等を考 慮して教育課程を編成する場合は、当然、最低必修単位数の 25 単位を超えて履修すること ができるよう配慮する必要がある。

学習指導要領では、従前と同様に、専門教科・科目について、第1章総則第2款3(1) ウの表に掲げる各教科・科目、同表の教科に属する学校設定科目及びその教科に属する学 校設定科目及び専門教育に関する学校設定教科に関する科目であることを明確にしている すなわち、学習指導要領に示されている専門教科・科目及びその教科に属する学校設定科 目はもとより、専門教育の一環として設けられる学校設定教科及び当該教科に関する科目 についても、専門教科・科目に含まれることとなる。

専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置については,従前と同様,専門教科・科目の履修単位数を確保する観点から特例として規定している。

家庭に関する学科においては、各学科の目標を達成する上で専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できるものについては、 その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。

(2) 専門教科・科目による必履修教科・科目の代替

(イ) 専門教科・科目の履修によって、アの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合とがある。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。

家庭に関する学科においては、例えば、「生活産業情報」の履修により「情報 I」の履修に代替することなどが可能であるが、全部代替する場合、「生活産業情報」の履修単位数は、2単位以上必要である。

なお,この例示についても,機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には,各学校には説明責任が求められる。

(3) 職業学科における総合的な探究の時間の特例

(ウ) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。) の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

家庭に関する学科においては、「課題研究」が原則履修科目とされている。

この科目では、生活産業の各分野に関する適切な課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・統合化を図り、地域や社会の生活に関する課題の解決に取り組むことができるようにすることとしており、総合的な探究の時間の目標と、「課題研究」の目標が軌を一にする場合も想定される。そのため、総合的な探究の時間の履修をもって、「課題研究」の履修の一部又は全部に替えることができるとするとともに、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

ただし、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、例えば、「課題研究」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「課題研究」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できるような場合であり、自動的に代替が認められるものでない。

5 職業教育を主とする専門学科における配慮事項(総則第2款3(7)ウ)

(1) 実験・実習に配当する授業時数の確保

(ア) 職業に関する各教科・科目については,実験・実習に配当する授業時数を十分確保 するようにすること。

(ア)は、職業科目における実験・実習の重視について示したものである。また、商業を除く職業学科においては、各教科の各科目にわたる指導計画の作成について、原則として総授業時数の 10 分の5以上を実験・実習に配当することが明記されていることにも配慮すべきである。

職業教育は、各教科・科目の履修を通して一般的教養を身に付けることにとどまらず、 実験・実習という実際的・体験的な学習を一層重視し、実践力を体得することに特色があると言える。

実験・実習には、体験を通して知識の習得に役立て、技能を習熟させるという側面がある。家庭に関する学科においても、これまでの実験・実習では、基礎的・基本的事項の習得という立場から、このねらいを一貫して重視してきた。

一方、グローバル化の進展、情報技術の進歩、産業構造・就業構造の変化等に適切に対

応するためには、基礎的・基本的事項を確実に習得することに加えて、実際に問題を解決する体験の機会をできる限り拡充していくことにより、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養うことが必要である。このため、実験・実習のもう一つの側面である生徒の自発的・創造的な学習態度の育成を一層重視していく必要がある。特に、主体的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・総合化を図ることは重要であり、実際的・体験的な学習である実験・実習の一層の充実が求められる。

実験・実習の授業時数の確保に当たっては、いわゆる座学と実験・実習との調和と関連性、基礎的・基本的事項と発展的・応用的事項との関連、特に新技術等新たな内容の習得について配慮する必要がある。

(2) 生徒の実態に応じた配慮

(イ) 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な 配

慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

(イ)に示されている、生徒の各教科・科目の履修を容易にするための配慮事項は、従前と同じであり、①各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択すること、②その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱うこと、③主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすことが示されている。①は職業に関する各教科・科目の選択、②は職業に関する各教科・科目の内容の取扱い、③は指導方法の工夫についての配慮事項である。

今回の改訂では、専門教科「家庭」においては科目の新設など科目構成の見直しを図っているが、これらの科目を網羅的に履修させるのではなく、生徒の実態等に応じて適切に選択して履修させることが大切である。特に1~2単位程度の科目を多く履修させることは避けなければならない。また、内容や教材については一層精選し、十分時間をかけて理解させるようにしなければならない。さらに、生徒の理解、習得を容易にするため、いわゆる座学による説明にとどめず、できるだけ実験・実習を通して体験的に学ばせる機会を多くすることに努める必要がある

6 職業に関する各教科・科目についての配慮事項(総則第2款3(7)エ)

(1) 就業体験活動による実習の代替

(ア) 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要するこ

と。

就業体験活動を推進する観点から、特に、職業に関する各教科・科目については、現場 実習を含め就業体験活動を積極的に取り入れることとし、就業体験活動をもって実習に替 えることができることを示したものである。なお、この場合の就業体験活動は、関係する 科目の指導計画に適切に位置付けて行う必要がある。

専門教科「家庭」に属する科目における就業体験活動は、生徒が実際に生活産業に関する各分野の現場に触れることによる学習意欲の喚起、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成、異世代とのコミュニケーション能力の向上などその教育上の意義が大きいものである。

そのため、従来から「課題研究」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習が行われてきている。これらの実践等を踏まえ、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導も必要である。また、就業体験活動を通じて実社会や職業と関わりをもち、高い職業意識、勤労観・職業観、規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることに配慮することが必要である。

(2) ホームプロジェクト, 学校家庭クラブ

(4) 農業,水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては,ホームプロジェクト並びに学校家庭クラブ及び学校農業クラブなどの活動を活用して,学習の効果を上げるよう留意すること。この場合,ホームプロジェクトについては,その各教科・科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができること。

ホームプロジェクトは、教科の内容に関係する課題を家庭生活の中から発見させ、家族の協力と教師の指導の下に自発的、積極的に実施させるもので教育効果の大きい学習法である。したがって、専門教科の農業科、水産科及び家庭科の各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトを活用して学習の効果をあげることが望ましい。

ホームプロジェクトについては、専門教科「家庭」の各科目の授業時数の10分の2以内をこれに充てることができる。この規定は、専門教科「家庭」の各科目の授業時数のうちホームプロジェクトとして生徒に家庭等において実習させてもよい許容の範囲を示すもので、例えば4単位の科目においては、28時間(140×2/10=28)までホームプロジェクトに充てることができることを示している。

学校家庭クラブ活動は、専門教科「家庭」の「課題研究」等に位置付けられた教育活動である。これらの活動は、プロジェクト学習を推進、援助するのに最も適しているので、家庭科に属する各科目の指導に当たっては、積極的に活用して学習の効果を上げるようにすることが望ましい。このことにより、専門教科「家庭」各科目の内容の理解を深化させるとともに、地域社会の各産業について関心を高め、生活の質の改善向上を図る能力や態

度を育てることができるのである。

(3) 定時制及び通信制の課程における実務等による職業に関する各教科・科目の履修の一部代替

(ウ) 定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、 現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業(家事を含む。)に従事している場 合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の 成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部 に替えることができること。

この規定は、定時制及び通信制の課程において、職に就き現にその各教科・科目と密接な関係を有する生徒の実務等の体験を評価し、職業に関する各教科・科目の履修の一部に代替できることを定めたものである。

生徒の校外における実務等を職業に関する各教科・科目の履修の一部として評価するためには、次のような要件が満たされる必要がある。

- ① 職業に関する各教科・科目が教育課程に位置付けられていること
- ② 職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業に従事していること
- ③ 生徒の職業等における実務等が、その各教科・科目の一部を履修したと同様の成果があると認められること

専門教科「家庭」に属する科目においても、上記の要件が満たされる場合には、生徒の 職業における実務経験を科目の履修の一部に替えることができる。

代替の方法としては、生徒一人一人の職場における実務等の体験に応ずるよう、職業に関する各教科・科目を網羅した教育課程を編成した上で、校外における実務等をそれらの各教科・科目の増加単位として評価すること、あるいは学校における履修の一部を免除することなどが考えられるが、全ての生徒の職業に対応した職業に関する各教科・科目を網羅することは実際上困難な場合が多い。したがって、各学校において学校や生徒の実態に応じて教育課程の編成等が工夫されなければならないが、一般的には、生徒の職業に対応した共通的な職業に関する各教科・科目をできるだけ設けて、実務等の評価を行う方法が考えられる。

生徒の職場における実務等と密接な関係を有する職業に関する各教科・科目を履修している場合や、特定の企業等から比較的多数の生徒が通学し、職場における職種が一、二に限定され、実務等の経験が共通である場合などについては、生徒の職場における実務等を履修の一部に替えることが比較的容易である。

なお、実務の内容、執務の状況等の把握については、生徒からのレポート、その各教科・ 科目の担任による職場訪問、雇用主からの報告等によることになると考えられる。